



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷兼発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次 規則

▽神戸市立体施設条例及び神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日及び供用を開始する日を定める規則 [文化スポーツ局スポーツ企画課] 346

▽神戸市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則 [文化スポーツ局スポーツ企画課] 347

▽神戸市消防表彰規則の一部を改正する規則 [消防局総務部職員課] 350

▽神戸市消防吏員服制規則の一部を改正する規則 [消防局総務部職員課] 352

▽神戸市福祉有償運送運営協議会規則及び神戸市公共交通空白地有償運送運営協議会規則の一部を改正する規則 [都市局公共交通課] 354

▽神戸市消防団条例施行規則の一部を改正する規則 [消防局警防部消防団支援課] 357

▽神戸市都市景観条例等施行規則 [都市局景観政策課] 360

▽神戸市児童福祉法施行細則及び神戸市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則 [こども家庭局幼保振興課] 381

▽神戸市職員退職手当金条例施行規則及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則 [教育委員会事務局総務部教職員課] 389

▽神戸市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則 [福祉局国保年金医療課] 392

▽神戸市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 [行財政局組織制度課] 396

▽神戸市立青少年科学館条例施行規則 [文化スポーツ局スポーツ企画課] 398

▽神戸市立文化センター条例施行規則の一部を改正する規則 [文化スポーツ局文化交流課] 403

▽神戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 [福祉局国保年金医療課] 412

▽新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険の保険料の減免に関する規則の一部を改正する規則 [福祉局国保年金医療課] 414

▽神戸市下水道条例施行規則の一部を改正する規則 [建設局下水道部経営管理課] 416

▽神戸市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 [建築住宅局住宅管理課] 456

▽神戸市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則 [建設局公園管理課] 465

▽神戸市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則 [港湾局経営課] 502

▽須磨海岸を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則 [港湾局海岸防災課] 505

▽生活保護法施行細則の一部を改正する規則 [福祉局保護課] 506

▽神戸市会計規則等の一部を改正する規則 [会計室会計課] 510

告 示

▽神戸市神鉄シニア利用促進バスに関する販売業務に係る手数料の徴収業務の委託 [都市局交通政策課] 523

▽神戸市神鉄シニア利用促進バス販売・立合い業務に係る手数料の徴収業務の委託 [都市局交通政策課] 523

▽神戸市神鉄シニア利用促進バス“神鉄シーパスイオン plus”阪神電車サービスセンターにおける販売委託業務に係る手数料の徴収業務の委託 [都市局交通政策課] 523

▽指定納付受託者の指定(株式会社ジャックス) [企画調整局デジタル戦略部] 524

▽令和4年度固定資産の価格等の決定及び固定資産課税台帳への登録 [行財政局税務部税制企画課] 524

▽利用料金の承認(デザイン・クリエイティブセンター神戸) [企画調整局参画推進課] 524

▽港湾施設の供用開始(空港島3号線) [港湾局経営課] 527

▽人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例による里づくり計画の変更の認定(小東野里づくり協議会) [経済観光局農政計画課] 528

▽神戸市療育センター診療所における徴収事務の委託 [こども家庭局家庭支援課] 528

▽手数料の徴収事務の委託(資源リサイクルセンター) [環境局業務課] 528

| | |
|---|-----|
| ▽小磯記念美術館及び神戸ゆかりの美術館入館料徴収業務の委託 [文化スポーツ局博物館 小磯記念美術館] | 529 |
| ▽国民健康保険料徴収事務の委託（兵庫区役所及び北神区役所） [行財政局区役所課] | 529 |
| ▽後期高齢者医療保険料徴収事務の委託（兵庫区役所及び北神区役所） [行財政局区役所課] | 530 |
| ▽介護保険料徴収事務の委託（兵庫区役所及び北神区役所） [行財政局区役所課] | 530 |
| ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 商大線） [建設局道路管理課] | 531 |
| ▽令和4年度神戸市包括外部監査契約の締結 [監査事務局第1課] | 531 |
| ▽垂水漁港車両整理場に係る使用料の徴収事務の委託 [経済観光局農水産課] | 532 |
| ▽垂水漁港の岸壁・物揚場の使用料の徴収事務の委託 [経済観光局農水産課] | 532 |
| ▽神戸市立博物館における画像利用料に係る徴収業務の委託 [文化スポーツ局博物館学芸課] | 533 |
| ▽放置自転車等の撤去及び保管 [建設局垂水建設事務所] | 533 |
| ▽指定納付受託者の指定（ソニーペイメントサービス株式会社） [企画調整局デジタル戦略部] | 534 |
| ▽指定管理者の指定（西神中央ホール） [都市局新都市管理課] | 535 |
| ▽港湾施設の規模の変更（神戸市港湾局東部港湾管理事務所摩耶埠頭コンテナターミナル分室） [港湾局経営課] | 535 |
| ▽港湾施設の供用開始（摩耶埠頭コンテナターミナル事務室ほか） [港湾局経営課] | 536 |
| ▽放置自転車等の撤去及び保管 [建設局西部建設事務所] | 536 |
| ▽海浜公園有料公園施設の使用料徴収業務の委託 [建設局公園部管理課] | 538 |
| 公 告 | |
| ▽建築基準法第86条の2第6項の規定による一団地の区域の認定 [建築住宅局建築指導部建築安全課] | 538 |
| ▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（神戸市資源リサイクルセンター管理運営業務一式） [環境局業務課] | 539 |
| ▽農用地利用集積計画の決定（一般） [農業委員会事務局] | 539 |
| ▽農用地利用集積計画の決定（解除条件付） [農業委員会事務局] | 546 |
| ▽神戸市市民公園条例による市民の木の指定取消し [建設局公園部計画課] | 550 |

| | |
|--|-----|
| ▽都市再生整備計画の縦覧（神戸都心・ウォーターフロント地区（第2期）（第5回変更）） [都市局都市計画課] | 550 |
| ▽開発行為に関する工事の完了（北区有野町有野字福谷口） [都市局都市計画課] | 550 |
| ▽神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条第1項の規定に基づく道路の変更又は廃止の承認 [建築住宅局建築指導部建築安全課] | 551 |
| ▽開発行為に関する工事の完了（須磨区北落合四丁目） [都市局都市計画課] | 551 |
| ▽開発行為に関する工事の完了（北区藤原台南町1丁目） [都市局都市計画課] | 551 |
| 水 道 局 | |
| ▽給水装置工事に係る神戸市道路掘削占用許可申請における路面復旧工事監督費の徴収事務の委託 [水道局配水課] | 552 |
| ▽指定納付受託者の指定（三井住友カード株式会社ほか） [水道局営業課] | 552 |

交 通 局

| | |
|---|-----|
| ▽自動車事業及び高速鉄道事業の旅客運賃等の徴収事務を含む業務の委託 [交通局経営企画課] | 553 |
|---|-----|

教 育 委 員 会

| | |
|--|-----|
| ▽神戸市立学校園教員採用候補者選考試験案内 [教育委員会事務局総務部教職員課] | 556 |
|--|-----|

人 事 委 員 会

| | |
|-----------------------------------|-----|
| ▽神戸市職員採用試験（選考）案内 [人事委員会事務局任用課] | 557 |
|-----------------------------------|-----|

農 業 委 員 会

| | |
|--|-----|
| ▽農地法第3条第2項第5号括弧書きの規定に基づく別段の面積の決定 [農業委員会事務局] | 557 |
|--|-----|

訂 正

| | |
|--|-----|
| ▽令和4年4月12日付け神戸市公報第3754号中 [港湾局海岸防災課] | 558 |
|--|-----|

| |
|-----|
| 規 則 |
|-----|

神戸市立体育施設条例及び神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日及び供用を開始する日を定める規則をここに公布する。

令和4年3月25日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第53号

神戸市立体育施設条例及び神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日及び供用を開始する日を定める規則

(施行期日)

第1条 神戸市立体育施設条例及び神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例（令和3年6月条例第6号）附則第1項本文に規定する施行期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 第1条の規定 令和4年3月28日

(2) 第2条及び第4条の規定 令和4年4月1日

(港島南球技場の供用を開始する日)

第2条 神戸市立体育施設条例及び神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する神戸市立港島南球技場の供用を開始する日は、令和4年4月8日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第54号

神戸市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市体育施設条例施行規則（平成31年3月規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>神戸市立体育施設条例施行規則 (個人使用)</p> | <p>神戸市体育施設条例施行規則 (個人使用)</p> |
| <p>第8条 条例別表第1第2号の表、<u>別表第4第2号の表及び別表第5第2号の表</u>に規定する個人使用の場合において、指定管理者は、あらかじめ使用する日時及び範囲を指定することができる。</p> <p>(施行細目の委任)</p> | <p>第8条 条例別表第1第2号の表<u>及び別表第4第2号の表</u>に規定する個人使用の場合において、<u>競技場及び体育室の使用を許可するときは</u>、指定管理者は、あらかじめ使用する日時及び範囲を指定することができる。</p> <p>(施行細目の委任)</p> |
| <p>第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、<u>主管局長</u>が定める。</p> | <p>第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、<u>文化スポーツ局長</u>が定める。</p> |
| <p>別表1（第9条関係）</p> | <p>別表1（第9条関係）</p> |

| 種別 | 単位 | 使用料 | 備考 |
|-------------------------|-------------------------|-----|--------|
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 広告掲示装置 | [略] | [略] | [略] |
| 夜間照明設備 | 30分 | 全 | 3,000円 |
| | | 半 | 1,500円 |
| 30分に満たない時間は、30分として計算する。 | | | |
| 冷房機 | 中央 体育館の 競技場 | [略] | [略] |
| | 中央 体育館の 第1 体育室 | [略] | [略] |
| | 中央 体育館の 第2 体育室 | [略] | [略] |
| | 中央 | [略] | [略] |
| 暖房 | 中央 | [略] | [略] |

| 種別 | 単位 | 使用料 | 備考 |
|--------|-----------|-----|-----|
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 広告掲示装置 | [略] | [略] | [略] |
| 冷房機 | 競技場 | [略] | [略] |
| | 第1 体育室 | [略] | [略] |
| | 第2 体育室 | [略] | [略] |
| | 競技 | [略] | [略] |
| 暖房 | 競技 | [略] | [略] |

| | | | | | | | |
|----|-------------|-----|--|----|-------|-----|--|
| 機 | 体育館の競技場 | | | 機 | 場 | | |
| | 中央体育館の第1体育室 | [略] | | | 第1体育室 | [略] | |
| | 中央体育館の第2体育室 | [略] | | | 第2体育室 | [略] | |
| 備考 | [略] | | | 備考 | [略] | | |

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表1の改正規定は、令和4年3月28日から施行する。

神戸市消防表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月28日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第55号

神戸市消防表彰規則の一部を改正する規則

神戸市消防表彰規則(昭和40年12月規則第73号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| (表彰の <u>区分</u> 及び基準) | (表彰の <u>種類</u> 及び基準) |
| <p>第2条 表彰は、市長、消防長、消防局の部長(以下「部長」という。)又は所属長(消防局の課長(消防署の課長を除く。))、<u>航空機動隊長</u>、<u>市民防災総合センター長</u>をいい、消防署長を含む。以下同じ。)が次の各号に掲げる表彰の区分に応じ、当該各号に定める者に対して行う。</p> <p>(1) <u>市長表彰</u> <u>市長が特に表彰する必要があると認める者</u></p> | <p>第2条 表彰は、市長、消防長、消防局の部長(以下<u>単に</u>「部長」という。)又は所属長(消防局の課長(消防署の課長を除く。))、<u>隊長</u>、<u>センター長</u>をいい、消防署長を含む。以下同じ。)が次の各号に掲げる表彰の区分に応じ、当該各号に定める者に対して行う。</p> <p>(1) <u>市長表彰</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>永年勤続表彰(20年) 満20年以上引き続き勤務し、その成績が優良である者</u></p> |

(2)、(3) [略]

(4) 所属長表彰

ア 消防長が所属長において表彰
することが適当であると認める
消防職員又は消防職員で構成さ
れる組織

イ 所属長が特に表彰することが
適当であると認める個人又は団
体（いずれもアに掲げるものを
除く。）

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰の区分に応じ、
表彰状（必要があると認めるときは、
表彰状及び記念品）を授与して行う。

2 [略]

(表彰の時期)

第4条 表彰は、随時行う。

イ 永年勤続表彰（30年） 満30
年以上引き続き勤務し、その成
績が特に優良である者

ウ 特別表彰 市長が特に表彰す
る必要があると認める者

(2)、(3) [略]

(4) 所属長表彰 消防長が所属長に
において表彰することが適当である
と認める者

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰の種類に応じ、
表彰状（必要があると認めるときは、
表彰状及び記念品）を授与して行う。

2 [略]

(表彰の式日)

第4条 表彰は、式日を定めて行う。
ただし、必要があるときは、随時行
うことができる。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

神戸市消防吏員服制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月28日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第56号

神戸市消防吏員服制規則の一部を改正する規則

神戸市消防吏員服制規則（平成18年3月規則第98号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">（制服等及び被服等）</p> <p>第2条 消防吏員の制服及び制帽並びにこれらの附属品（以下「制服等」という。）は、<u>冬帽、夏帽、冬服、夏服、マタニティ服（冬服及び夏服）、ワイシャツ、ネクタイ、バンド、黒短靴及び手袋</u>とし、その色及び製式その他の制服等に関する事項は、消防長が定める。</p> | <p style="text-align: center;">（制服等及び被服等）</p> <p>第2条 消防吏員の制服及び制帽並びにこれらの附属品（以下「制服等」という。）は、<u>次の各号に掲げる消防吏員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるもの</u>とし、その色及び製式その他の制服等に関する事項は、消防長が定める。</p> <p>(1) <u>男性の消防吏員 冬帽、夏帽、冬服、夏服、ワイシャツ、ネクタイ、バンド、黒短靴及び手袋</u></p> <p>(2) <u>女性消防吏員 冬帽、夏帽、冬服、夏服、スカーフ、ネクタイ、</u></p> |

2 消防活動その他勤務の性質により必要とする制服等以外の着衣及びこれらの附属品（以下「被服等」という。）は、次に掲げるものとし、その色及び製式その他の被服等に関する事項は、消防長が定める。

(1)、(2) [略]

(3) 特殊被服等（冬救急服、夏救急服、救急靴、救急用バンド、救助服、救助用バンド、航空帽、航空服、航空救助服、航空靴、整備服及び保安帽をいう。）

(4) [略]

バンド、黒短靴及び手袋

2 消防活動その他勤務の性質により必要とする制服等以外の着衣及びこれらの附属品（以下「被服等」という。）は、次に掲げるものとし、その色及び製式その他の被服等に関する事項は、消防長が定める。

(1)、(2) [略]

(3) 特殊被服等（救急帽、冬救急服、夏救急服、救急服用シャツ、救急靴、救急用バンド、救助帽、救助服、航空帽、航空服、航空救助服、航空靴、整備服及び保安帽をいう。）

(4) [略]

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

神戸市福祉有償運送運営協議会規則及び神戸市公共交通空白地有償運送運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第57号

神戸市福祉有償運送運営協議会規則及び神戸市公共交通空白地有償運送運営協議会規則の一部を改正する規則

(福祉有償運送運営協議会規則の一部改正)

第1条 神戸市福祉有償運送運営協議会規則(平成25年3月規則第71号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (組織) | (組織) |
| 第2条 [略] | 第2条 [略] |
| 2 [略] | 2 [略] |
| 3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。 | 3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。 |
| (1) [略] | (1) [略] |
| (2) 現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等(道路運送 | (2) 現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等(道路運送 |

| | |
|---|--|
| <p>法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）<u>第49条各号列記以外の部分</u>に規定する特定非営利活動法人等をいう。<u>第7条において同じ。</u>）の関係者</p> <p>(3)～(8) [略]</p> | <p>法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）<u>第49条第2号</u>に規定する特定非営利活動法人等をいう。）の関係者</p> <p>(3)～(8) [略]</p> |
|---|--|

（公共交通空白地有償運送運営協議会規則の一部改正）

第2条 神戸市公共交通空白地有償運送運営協議会規則（平成25年3月規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p><u>神戸市交通空白地有償運送運営協議会規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）第2条の規定に基づき、<u>神戸市交通空白地有償運送運営協議会</u>（以下「協議会」という。）の組織及び運営その他協議会に関し必要な事項を定めるものとする。</p> | <p><u>神戸市公共交通空白地有償運送運営協議会規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）第2条の規定に基づき、<u>神戸市公共交通空白地有償運送運営協議会</u>（以下「協議会」という。）の組織及び運営その他協議会に関し必要な事項を定めるものとする。</p> |

(組織)

第2条 [略]

2、3 [略]

4 臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 住民の利益又は交通空白地有償運送の利用者（交通空白地有償運送を実施する前にあっては、その利用が想定される者）の利益を代表すると認められる法人その他の団体の関係者

(2)、(3) [略]

(4) 現に交通空白地有償運送を行っている特定非営利活動法人等（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条各号列記以外の部分に規定する特定非営利活動法人等をいう。以下この号において同じ。）の関係者。ただし、当該特定非営利活動法人等の交通空白地有償運送事業が協議会における調査審議の対象となる場合においては、当該特定非営利活動法人等の関係者は、臨時委員になることができないものとする。

(5) [略]

(組織)

第2条 [略]

2、3 [略]

4 臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 住民の利益又は公共交通空白地有償運送の利用者（公共交通空白地有償運送を実施する前にあっては、その利用が想定される者）の利益を代表すると認められる法人その他の団体の関係者

(2)、(3) [略]

(4) 現に公共交通空白地有償運送を行っている特定非営利活動法人等（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第2号に規定する特定非営利活動法人等をいう。）の関係者。ただし、当該特定非営利活動法人等の公共交通空白地有償運送事業が協議会における調査審議の対象となる場合においては、当該非営利活動法人等の関係者は、臨時委員になることができないものとする。

(5) [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市消防団条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第58号

神戸市消防団条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市消防団条例施行規則（昭和58年10月規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|-----|---|
| | <p style="text-align: center;"><u>（出動手当を支給する場合）</u></p> <p><u>第3条の2 市長は、消防団員が従事した次の各号に掲げる職務の区分に応じ、それぞれ該当各号に定める場合に該当すると認めるときは、出動手当を支給する必要があるものとして、条例第8条第2項の規定に基づく支給を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 災害の防御の職務 次に掲げる場合</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ア 消防団員が神戸市消防団の組織等に関する規則（昭和58年10</u></p> |

月規則第47号。以下「組織規則」という。)第13条第1項の規定に基づく業務に従事した場合

イ 消防団員が、組織規則第13条第3項の規定に基づいて、水災、地震による災害、武力攻撃災害その他の災害の現場において、災害の拡大の防止、人命の救助、救急業務、避難誘導、警戒区域の設定、群集の整理、搬出物品の保護その他これらに類する業務に従事した場合

ウ 消防団員が、本市の区域内に災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において、災害の防御の上で必要があるものとして消防団長に招集され、かつ、巡回の業務又は待機に係る業務に従事した場合

エ アからウまでに掲げるもののほか、出動手当を支給する必要があるものとして市長が特に認める場合

(2) 前号の職務以外の職務 次に掲げる場合

ア 消防団員が組織規則第13条第2項の規定に基づく業務（市長が特に認めるものに限る。）に従

事した場合

イ アに掲げるもののほか、出動
手当を支給する必要があるもの
として市長が特に認める場合

(出動手当の支給方法)

第4条 出動手当は、4月1日から9
月30日までの間に着手した職務につ
いては10月31日に、10月1日から3
月31日までに着手した職務につい
ては4月30日に支給する。ただし、当該
支給をする日又は当該支給をする日
までの連続した日が国民の祝日に関
する法律（昭和23年法律第178号）に
規定する休日、日曜日又は土曜日に
当たるときは、これらの日の前日に
支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、出動手
当の支給日以前において退職、失職
等により職を離れた者には、その際、
出動手当を支給する。

第4条、第5条 [略]

第5条、第5条の2 [略]

様式中「氏名 (㊦)」を「氏名 」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に着手した職務に係る出動手当の支給については、なお従前の例による。

神戸市都市景観条例等施行規則をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第59号

神戸市都市景観条例等施行規則

神戸市都市景観条例施行規則（昭和54年10月規則第58号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 行為の届出等

第1節 景観法に基づく行為の届出等（第3条・第4条）

第2節 景観デザイン協議（第5条—第14条）

第3章 景観重要建造物等

第1節 景観重要建造物及び景観重要樹木（第15条—第20条）

第2節 神戸市指定景観資源（第21条—第27条）

第3節 保存活用計画の策定等（第28条—第33条）

第4章 景観形成市民団体及び景観形成市民協定

第1節 景観形成市民団体（第34条—第38条）

第2節 景観形成市民協定（第39条—第44条）

第5章 雑則（第45条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、別に定めるものを除くほか、景観法（平成16年法律110号。以下「法」という。）及び神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、別に定めるものを除くほか、条例において使用する用語の例による。

第2章 行為の届出等

第1節 景観法に基づく行為の届出等

(届出に添付する図書)

第3条 条例第8条第1項及び条例第9条第2項に規定する規則で定める図書は、別表第1の行為の欄に掲げる行為に応じ、それぞれ同表の図書の欄に掲げる図書とする。ただし、市長が特に添付を要しないと認めるものについては、この限りでない。

2 市長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の添付を求めることができる。

(変更の届出)

第4条 法第16条第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- (1) 届出者の氏名（法人その他の団体にあつては、その名称。以下同じ。）及び住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地。以下同じ。）
- (2) 行為の場所
- (3) 法第16条第1項の規定による届出番号及び届出の年月日
- (4) 変更しようとする設計又は施行方法
- (5) 変更しようとする部分に係る行為の着手予定日及び完了予定日

2 前項の届出書には、次に掲げる図書のうち、変更しようとする設計又は施行方法に係るものを添付しなければならない。

- (1) 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項各号に掲げる図書
- (2) 別表第1の行為の欄に掲げる行為に応じ、それぞれ同表の図書の欄に掲げる図書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

第2節 景観デザイン協議

(設計段階の定義)

第5条 条例第16条第4項に規定する規則で定める日は、景観影響建築行為（第14条に規定する行為を除く。）に着手しようとする日の90日前（高さが45メートルを超える建築物の新築、増築（高さが45メートルを超える部分の増築に

限る。)及び改築を行おうとするときは、180日前)の日とする。ただし、当該景観影響建築行為が良好な景観の形成に対して影響を及ぼす恐れがないと市長が認める場合は、この限りでない。

(景観デザイン協議の申出)

第6条 条例第17条第2項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出して行うものとする。

- (1) 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所
- (2) 設計者又はその代理者の氏名、住所及び連絡先
- (3) 景観影響建築行為を行う場所
- (4) 景観影響建築行為の概要
- (5) 景観影響建築行為に係る行為の着手予定日及び完了予定日
- (6) 条例第18条第1項又は第2項の規定に基づき行う説明の概要
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の申出書には、別表第2の協議の段階の区分の欄に掲げる協議の段階の区分に応じ、それぞれ同表の図書の欄に掲げる図書を添付しなければならない。

(景観デザイン協議の申出があった旨の公告等)

第7条 条例第17条第3項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所
- (2) 設計者又はその代理者の氏名、住所及び連絡先
- (3) 景観影響建築行為の概要
- (4) 条例第18条第1項の規定による市民等に対する説明の方法

2 条例第17条第3項の規定による縦覧は、次に掲げる書面及び図書の写しにより行うものとする。

- (1) 前条第1項の申出書
- (2) 前条第2項の規定により当該申出書に添付する図書

(市民等に対して説明を行わなければならない景観影響建築行為)

第8条 条例第18条第1項に規定する規則で定める行為は、高さが45メートルを

超える建築物の新築、増築（高さが45メートルを超える部分の増築に限る。）及び改築とする。

（景観影響建築行為についての説明の時期）

第9条 条例第18条第1項の規定による市民等に対する説明及び同条第2項の規定による景観形成市民団体に対する説明は、条例第19条第1項の評価を市長が行う前の期間であって、別表第3の説明の区分の欄に掲げる説明の区分に応じそれぞれ同表の期間の欄に掲げる期間内に行うものとする。

（市民等に対する説明の方法）

第10条 条例第18条第1項の規定による市民等に対する説明は、説明会の開催により行うものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、その他の方法によることができる。

2 景観影響建築行為予定者は、前項の規定により説明会を開催しようとするときは、標識の設置及びその他の市長が適当と認める方法により、次に掲げる事項を近隣の市民等に周知しなければならない。

- (1) 説明会を開催する日時及び場所
- (2) 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所
- (3) 設計者又はその代理者の氏名、住所及び連絡先
- (4) 景観影響建築行為の概要（完成予想図を含む。）
- (5) 景観影響建築行為の着手予定日及び完了予定日
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 景観影響建築行為予定者は、条例第18条第1項の規定による市民等に対する説明又は同条第2項の規定による景観形成市民団体に対する説明を行うときは、別表第2第2項第1号から第8号までに掲げる図書及びその他の市長が必要と認める図書を開示しなければならない。

（説明結果の報告）

第11条 条例第18条第3項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行うものとする。

- (1) 第6条第1項第1号から第5号までに掲げる事項
- (2) 条例第18条第1項又は第2項の規定により行った説明の概要

(3) 市民等又は景観形成市民団体からの意見及び当該意見への対応

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第18条第1項又は第2項の説明を行った結果、景観影響建築行為の概要を変更する場合は、当該変更に係る別表第2第2項第3号から第8号までに掲げる図書を前項の報告書に添付しなければならない。

3 市長は、前項に規定する図書のほか、第1項の報告書に必要と認める図書の添付を求めることができる。

(景観デザイン評価に関する回答)

第12条 条例第19条第4項の規定による回答は、次に掲げる事項を記載した回答書を提出して行うものとする。

(1) 第6条第1項第1号から第5号までに掲げる事項

(2) 条例第19条第3項の規定により通知された評価に対する意見

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の回答書に必要と認める図書の添付を求めることができる。

(成立した協議の内容の変更に係る協議の申出)

第13条 条例第22条第2項において準用する条例第17条第2項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出して行うものとする。

(1) 第6条第1項第1号から第5号までに掲げる事項

(2) 変更しようとする事項の概要

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の申出書には、別表第2第2項各号に掲げる図書を添付しなければならない。

(景観デザイン協議に係る行為の着手制限の対象とならない行為)

第14条 条例第24条ただし書に規定する規則で定める行為は、根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事その他基礎工事に関する行為とする。

第3章 景観重要建造物等

第1節 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の同意)

第15条 条例第25条第1項(条例第28条第3項において準用する場合を含む。)

の同意は、次に掲げる事項を記載した同意書により得るものとする。

- (1) 当該建造物又は樹木の所有者の氏名、住所及び電話番号
- (2) 当該建造物の名称又は当該樹木の樹種
- (3) 当該建造物又は樹木の所在地
- (4) 条例第25条第1項（条例第28条第3項において準用する場合を含む。）の規定による同意をする旨
（標識の設置）

第16条 法第21条第2項及び法第30条第2項の標識は、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

（景観重要建造物及び景観重要樹木の現状変更の許可）

第17条 市長は、法第22条第1項又は法第31条第1項の規定による許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した通知書により、その旨を当該許可の申請を行った者に通知するものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 行為の種類及び場所
- (3) 法第22条第3項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により許可に必要な条件を付する場合は、その条件

2 市長は、法第22条第1項又は法第31条第1項の規定による許可をしなかったときは、その旨を当該許可の申請を行った者に通知するものとする。

（景観重要建造物及び景観重要樹木の現状変更行為の完了等の届出）

第18条 条例第26条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- (1) 届出者の氏名及び住所
- (2) 指定番号及び指定の年月日
- (3) 行為の種類及び場所
- (4) 行為を完了し、又は中止した年月日
- (5) 行為を中止した理由（行為を中止したときに限る。）

（景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の解除の通知）

第19条 法第27条第3項において準用する法第21条第1項の規定による通知は、

次に掲げる事項を記載した通知書により行うものとする。

- (1) 景観法施行規則第8条第1項第1号から第4号までに掲げる事項
- (2) 指定を解除した年月日
- (3) 指定を解除した理由

2 法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した通知書により行うものとする。

- (1) 景観法施行規則第13条第1号から第4号までに掲げる事項
- (2) 指定を解除した年月日
- (3) 指定を解除した理由

(景観重要建造物及び景観重要樹木の所有者の変更の届出)

第20条 法第43条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- (1) 新たに所有者となった者の氏名及び住所
- (2) 指定番号及び指定の年月日
- (3) 景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種
- (4) 景観重要建造物又は景観重要樹木の所在地
- (5) 所有者を変更する前の所有者の氏名及び住所
- (6) 所有者を変更した年月日及びその原因

2 前項の届出書には、当該変更の内容が確認できる図書を添付しなければならない。

第2節 神戸市指定景観資源

(指定景観資源の指定等の同意)

第21条 条例第31条第2項(条例第32条第2項において準用する場合を含む。)の同意は、次に掲げる事項を記載した同意書により得るものとする。

- (1) 当該景観資源の所有者の氏名、住所及び電話番号
- (2) 当該景観資源の種類
- (3) 当該景観資源の名称又はこれに代わるもの
- (4) 当該景観資源の所在地
- (5) 条例第31条第2項(条例第32条第2項において準用する場合を含む。)の

規定による同意をする旨

(指定景観資源の指定の通知)

第22条 条例第31条第4項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した通知書により行うものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 指定景観資源の種類
- (3) 指定景観資源の名称又はこれに代わるもの
- (4) 指定景観資源の所在地
- (5) 指定景観資源の所有者の氏名及び住所
- (6) 指定の理由となった外観等の特徴
- (7) 指定景観資源と一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件の範囲

(指定景観資源の現状変更の届出)

第23条 条例第32条第3項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- (1) 届出者の氏名及び住所
- (2) 前条第1号から第4号までに掲げる事項
- (3) 変更の概要
- (4) 設計又は施行方法
- (5) 着手予定日及び完了予定日

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 当該指定景観資源及び当該変更をしようとする箇所の写真
- (3) 当該変更の設計仕様書、設計図又は施行方法を明らかにする図面
- (4) 当該指定景観資源の所有者の意見書（届出者が所有者以外の者である場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(条例第32条第4項第1号に規定する規則で定める行為)

第24条 条例第32条第4項第1号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるも

のとする。

(1) 地下に設ける建築物等の新築、増築、改築、移転又は除却

(2) 次に掲げる樹木の伐採

ア 枝打ち、整枝その他樹木の保育のために通常行われる樹木の伐採

イ 危険な樹木の伐採

(3) 法令又は法令に基づく処分による義務の履行として行う行為

(指定景観資源の現状変更行為の完了等の届出)

第25条 条例第32条第5項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

(1) 届出者の氏名及び住所

(2) 第22条第1号から第4号までに掲げる事項

(3) 行為を完了し、又は中止した年月日

(4) 行為を中止した理由（行為を中止したときに限る。）

(指定景観資源の所有者の変更の届出)

第26条 条例第35条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

(1) 新たに所有者となった者の氏名及び住所

(2) 第22条第1号から第4号までに掲げる事項

(3) 所有者を変更する前の所有者の氏名及び住所

(4) 所有者を変更した年月日及びその原因

2 前項の届出書には、所有者の変更が確認できる図書を添付しなければならない。

(指定景観資源の指定の解除)

第27条 条例第36条第2項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した通知書により行うものとする。

(1) 第22条第1号から第5号までに掲げる事項

(2) 指定を解除した年月日

(3) 指定を解除した理由

第3節 保存活用計画の策定等

(条例第37条第1項の規定による申出)

第28条 条例第37条第1項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出して行うものとする。

- (1) 申出者の氏名及び住所
- (2) 指定番号及び指定年月日（法第19条第1項又は条例第31条第1項の規定による指定が既になされている場合に限る。）
- (3) 対象建築物の名称
- (4) 対象建築物の所在地
- (5) 対象建築物の所有者の氏名及び住所
- (6) 保存活用に当たって、適合が困難な建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定

2 前項の申出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 条例第37条第3項各号に掲げる事項を記載した保存活用計画の案
- (2) 対象建築物に係る次に掲げる図書
 - ア 付近見取図
 - イ 配置図
 - ウ 各階の平面図
 - エ 各面の立面図
 - オ 主要部2面以上の断面図
 - カ 屋根伏図
 - キ 外構平面図
 - ク 敷地面積求積図
 - ケ 建築面積求積図
 - コ 状況写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(条例第37条第3項第4号に規定する規則に定める事項)

第29条 条例第37条第3項第4号に規定する規則で定める現状変更の規制及び保存のための措置に関する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象建築物の保存及び管理に関する事項

- (2) 対象建築物の活用に関する事項
- (3) 対象建築物の防災に関する事項
- (4) 対象建築物の環境の保全に関する事項
- (5) 対象建築物の保存及び活用に係る手続に関する事項
(保存活用建築物の現状変更等の許可の申請)

第30条 条例第39条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所
- (2) 指定番号及び指定の年月日
- (3) 保存活用建築物の名称
- (4) 保存活用建築物の所在地
- (5) 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の概要
- (6) 設計又は施行方法
- (7) 着手予定日及び完了予定日

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 当該保存活用建築物並びに当該変更及び行為をしようとする箇所の写真
- (3) 当該変更及び行為の設計仕様書、設計図又は施行方法を明らかにする図面
- (4) 当該保存活用建築物の所有者の意見書（届出者が所有者以外の者である場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
(保存活用建築物の現状変更等の許可の決定)

第31条 市長は、条例第39条第1項の規定による許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した通知書により、その旨を当該許可の申請を行った者に通知するものとする。

- (1) 前条第1項第2号から第4号までに掲げる事項
- (2) 条例第39条第4項の規定により許可に必要な条件を付する場合は、その条件

2 市長は、条例第39条第1項の規定による許可をしなかったときは、その旨を当該許可の申請を行った者に通知するものとする。

(条例第39条第2項第1号に規定する規則で定める行為)

第32条 条例第39条第2項第1号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 法令又は法令に基づく処分による義務の履行として行う行為
- (2) 条例第37条第1項に規定する保存活用計画において、通常の管理行為若しくは軽易な行為として定められた行為又は条例第39条第1項の規定による許可を要しないものとして特に定められた行為

(保存活用建築物の現状変更等の完了等の届出)

第33条 条例第39条第6項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- (1) 届出者の氏名及び住所
- (2) 第30条第1項第2号から第4号までに掲げる事項
- (3) 行為を完了し、又は中止した年月日
- (4) 行為を中止した理由(行為を中止したときに限る。)

第4章 景観形成市民団体及び景観形成市民協定

第1節 景観形成市民団体

(景観形成市民団体の認定の申請)

第34条 条例第41条第1項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- (1) 当該市民等の団体の名称並びに代表者の氏名、住所及び電話番号
- (2) 当該市民等の団体の所在地
- (3) 当該市民等の団体の活動区域
- (4) 当該市民等の団体の活動の概要

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 当該市民等の団体の規約
- (2) 当該市民等の団体の構成員の範囲を示す書面
- (3) 当該市民等の団体の役員等の名簿

- (4) 当該市民等の団体の活動区域を示す図面
- (5) 当該市民等の団体の活動が、当該活動区域内の市民等の大多数の支持を得ていることを証する書面
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
(景観形成市民団体の認定の決定)

第35条 市長は、条例第40条第1項の規定による認定をしたときは、次に掲げる事項を記載した通知書により、その旨を当該認定の申請を行った者に通知するものとする。

- (1) 認定番号及び認定の年月日
- (2) 景観形成市民団体の名称
- (3) 景観形成市民団体の所在地

2 市長は、条例第40条第1項の規定による認定をしなかったときは、その旨を当該認定の申請を行った者に通知するものとする。

(景観形成市民団体に係る変更の届出)

第36条 条例第41条第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- (1) 届出者の氏名及び住所
- (2) 前条第1項各号に掲げる事項
- (3) 変更の内容

2 前項の届出書には、第34条第2項各号に掲げる図書のうち、当該変更に係るものを添付しなければならない。

(景観形成市民団体の認定の取消しの申請)

第37条 条例第42条第1項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- (1) 景観形成市民団体の名称並びに代表者の氏名、住所及び電話番号
- (2) 第35条第1項第1号及び第3号に掲げる事項
- (3) 認定の取消しを申請する理由

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 景観形成市民団体の規約

(2) 認定の取消しが当該活動区域内の市民等の大多数の支持を得ていることを証する書面

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(景観形成市民団体の認定の取消し)

第38条 市長は、条例第42条第2項の規定により景観形成市民団体の認定を取り消したときは、次に掲げる事項を記載した通知書により、当該市民等の団体に通知するものとする。

(1) 認定を取り消した景観形成市民団体の名称

(2) 認定を取り消した景観形成市民団体の所在地

(3) 認定を取り消した年月日

(4) 認定を取り消した理由

第2節 景観形成市民協定

(景観形成市民協定の認定の申請)

第39条 条例第44条第1項の規定による景観形成市民協定（以下「協定」という。）の認定を求めようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名、住所及び電話番号

(2) 当該協定の名称

(3) 当該協定の対象となる区域

(4) 当該協定を締結した者の数

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 当該景観形成市民協定書

(2) 当該協定の対象となる区域を示す図面

(3) 認定の申請をしようとする者が、当該協定を締結した者の代表者（以下「代表者」という。）であることを証する書面

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(条例第44条第2項に規定する規則で定める要件)

第40条 条例第44条第2項に規定する規則で定める要件は、次に掲げるものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 協定の有効期間が5年以上であること。
- (2) 協定の適正な実施運営が期待できるものであること。
- (3) 公益上等の支障がないこと。

(協定の認定の決定)

第41条 市長は、条例第44条第2項の規定による認定をしたときは、次に掲げる事項を記載した通知書により、その旨を当該認定の申請を行った者に通知するものとする。

- (1) 認定番号及び認定の年月日
- (2) 協定の名称
- (3) 協定の対象となる区域

2 市長は、条例第44条第2項の規定による認定をしなかったときは、その旨を当該認定の申請を行った者に通知するものとする。

(協定の変更の届出)

第42条 条例第44条第4項の規定による協定の変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- (1) 届出者の氏名、住所及び電話番号
- (2) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる事項
- (3) 変更の内容

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 変更後の景観形成市民協定書
- (2) 協定の対象となる区域を示す図面（協定の対象となる区域を変更した場合に限る。）
- (3) 届出をしようとする者が代表者であることを証する書面
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(協定の廃止の届出)

第43条 条例第44条第4項の規定による協定の廃止の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- (1) 届出者の氏名、住所及び電話番号
- (2) 第41条第1項第1号及び第2号に掲げる事項

(3) 協定を廃止した年月日

(4) 協定を廃止した理由

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 協定の廃止が当該協定を締結した者の過半数の合意によることを証する書面

(2) 届出をしようとする者が代表者であることを証する書面

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(協定の認定の取消し)

第44条 市長は、条例第44条第5項の規定により協定の認定を取り消したときは、次に掲げる事項を記載した通知書により、代表者に通知するものとする。

(1) 認定を取り消した協定の名称

(2) 認定を取り消した協定の対象となる区域

(3) 認定を取り消した年月日

(4) 認定を取り消した理由

第5章 雑則

(施行細目の委任)

第45条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 第2章第1節の規定は、施行日以後にされる届出（法第16条第1項又は第2項の規定による届出をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前にされた届出については、なお従前の例による。

3 第2章第2節の規定は、施行日以後に届出等（法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知をいう。以下同じ。）を必要とする景観影響建築行為であって着手予定日が令和4年10月1日以後であるものについて適用し、着手予定日が同日前である景観影響建築行為及び施行日前に届出等がされた神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）

による改正前の神戸市都市景観条例第31条の4第1項の景観影響建築行為については、なお従前の例による。

4 前項の規定により第2章第2節の規定が適用される場合において、次の各号に掲げる申出書その他の書類は、それぞれ当該各号に掲げる申出書その他の書類とみなす。

(1) この規則の施行前に提出されたこの規則による改正前の神戸市都市景観条例施行規則（以下「旧規則」という。）第16条の8及び第16条の12の申出書 第6条第1項の申出書

(2) この規則の施行前に提出された旧規則第16条の17第1項の提出書 第11条第1項の報告書

(3) この規則の施行前に提出された旧規則第16条の20第1項の回答書 第12条第1項の回答書

(4) この規則の施行前に提出された旧規則第16条の21第1項の申出書 第13条第1項の申出書

（規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部改正）

5 神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則（令和3年3月規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | 改正前 | |
|-----------|----------|-----------|----------|
| 別表（第2条関係） | | 別表（第2条関係） | |
| 規則名 | 条項又は様式番号 | 規則名 | 条項又は様式番号 |
| [略] | [略] | [略] | [略] |

都市再開発法第
7条の4第1項
及び第66条第1
項の規定による
建築等の許可申
請取扱規則（昭
和53年4月規則
第14号）

[略]

都市再開発法第
7条の4第1項
及び第66条第1
項の規定による
建築等の許可申
請取扱規則（昭
和53年4月規則
第14号）

[略]

| | |
|---|----------|
| 神戸市都市景観 条例施行規則 （昭和54年10月 規則第58号） | 様式第1号 |
| | 様式第2号 |
| | 様式第3号 |
| | 様式第5号 |
| | 様式第6号 |
| | 様式第7号 |
| | 様式第7号の2 |
| | 様式第7号の3 |
| | 様式第7号の7 |
| | 様式第7号の8 |
| | 様式第7号の10 |
| | 様式第7号の12 |
| | 様式第7号の13 |
| | 様式第8号 |
| | 様式第10号の2 |
| 様式第10号の4 | |
| 様式第10号の5 | |
| 様式第11号 | |
| 様式第13号 | |
| 様式第15号の2 | |

| | | | |
|-----|-----|-----|----------|
| | | | 様式第15号の4 |
| | | | 様式第15号の6 |
| | | | 様式第16号 |
| | | | 様式第17号 |
| | | | 様式第19号の2 |
| | | | 様式第19号の5 |
| | | | 様式第20号 |
| | | | 様式第22号 |
| | | | 様式第24号 |
| [略] | [略] | [略] | [略] |

別表第1（第3条関係）

| 項 | 行為 | 図書 | |
|---|---------------|--------|--|
| | | 種類 | 備考 |
| 1 | 建築物の新築、増築及び改築 | 各階の平面図 | |
| | | 外構図 | 当該敷地内の外部構成を表示したもの |
| | | 完成予想図 | 当該敷地の周辺の状況を含み、彩色を施したもの |
| 2 | 工作物の新設、増築及び改築 | 外構図 | 当該敷地内の外部構成を表示したもの |
| | | 完成予想図 | 当該敷地の周辺の状況を含み、彩色を施したもの |
| 3 | 木竹の伐採 | 区域図 | 行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示したもの |
| | | 状況写真 | 当該区域及び当該区域の周辺の状況を示すもの |
| | | 施行図 | 伐採する木竹、移植する木竹及び新たに植栽する木竹の位置、種類及び大きさを表示したもの |

別表第2（第6条関係）

| 項 | 協議の段階の区分 | 図書 | | |
|---|----------|-----|-------------------------|-------------------------|
| | | 号 | 種類 | 備考 |
| 1 | 計画段階 | (1) | 付近見取図 | 敷地の位置及び周辺の状況を表示したもの |
| | | (2) | 状況写真 | 敷地及び周辺の状況を示すもの |
| | | (3) | 配置図 | 敷地内における建築物の位置を表示したもの |
| | | (4) | 計画概要書 | 建築物の規模に係る図書 |
| | | (5) | 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める図書 | |
| 2 | 設計段階 | (1) | 付近見取図 | 敷地の位置及び周辺の状況を表示したもの |
| | | (2) | 状況写真 | 敷地及び周辺の状況を示すもの |
| | | (3) | 配置図 | 敷地内における建築物の位置を表示したもの |
| | | (4) | 各階の平面図 | |
| | | (5) | 各面の立面図 | 彩色を施し、各部仕上げを表示したもの |
| | | (6) | 主要部2面以上の断面図 | |
| | | (7) | 外構図 | 敷地内の外部構成を表示したもの |
| | | (8) | 完成予想図 | 周辺の状況を含み、彩色を施したもの |
| | | (9) | 市民等に対する説明の方法に関する | 市民等に対する説明及び周知の方法等を示したもの |

| | | | | |
|--|--|------|-------------------------|--|
| | | | する図書 | |
| | | (10) | 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める図書 | |

別表第3 (第9条関係)

| 項 | 説明の区分 | | 期間 |
|---|----------------------------|--------------------------------|---|
| 1 | 条例第18条第1項に規定する市民等に対する説明 | | 条例第17条第3項の規定による公告を行った日以後で、かつ、同条第2項の規定による申出を行った日から起算して6週間を経過する日以前の期間 |
| 2 | 条例第18条第2項に規定する景観形成市民団体への説明 | 条例第18条第1項に規定する市民等に対する説明を要する場合 | 条例第17条第3項の規定による公告を行った日以後で、かつ、同条第2項の規定による申出を行った日から起算して6週間を経過する日以前の期間 |
| | | 条例第18条第1項に規定する市民等に対する説明を要しない場合 | 条例第17条第2項の規定による申出を行った日以後で、かつ、同申出を行った日から起算して4週間を経過する日以前の期間 |

神戸市児童福祉法施行細則及び神戸市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第60号

神戸市児童福祉法施行細則及び神戸市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 神戸市児童福祉法施行細則(昭和62年3月規則第80号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(滞納処分に関する権限の委任等)</p> <p>第23条の2 市長は、<u>第22条第4号</u>に規定する額並びに法<u>第56条第7項及び第8項</u>に掲げる地方税の滞納処分の例により処分する徴収金(以下「保育料等」という。)の滞納処分に関する事務を保育料等徴収職員(<u>保育料等の徴収に関する事務に従事する職員(福祉事務所長を含む。)</u>)をい</p> | <p>(滞納処分に関する権限の委任等)</p> <p>第23条の2 市長は、<u>第22条第1項第4号</u>に規定する額並びに法<u>第56条第8項及び第9項</u>に掲げる地方税の滞納処分の例により処分する徴収金(以下「保育料等」という。)の滞納処分に関する事務を保育料等徴収職員に委任する。</p> |

う。以下同じ。)に委任する。

2 [略]

2 [略]

様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第4条関係）

療育給付申請書

| | | | | | |
|------------------------------|------------|----|-------------|------|--------|
| 神戸市長 宛 | | | | | |
| 本人 | ふりがな 氏名 | | 男・女 | 生年月日 | 年 月 日生 |
| | 居住地 | | | | |
| 扶養義務者 | 氏名 | | 本人との 続柄 | 職業 | |
| | 居住地 | | | | |
| 被保険者証等の 記号及び番号 | | | 保険者等の 名称 | | |
| 希望する指定療育機関の 名称及び所在地 | | | | | |
| 備考 | | | | | |
| 別紙関係書類を添えて上記のとおり療育の給付を申請します。 | | | | | |
| 申請者住所 | | | | | |
| 本人との続柄 | | | | | |
| 申請者氏名 | | | | | |
| 年 月 日 | | | | | |
| 申請の受付 | 年 月 日 | 送付 | 年 月 日 | 決定 | 年 月 日 |

様式第24号中「児童福祉司」を削り、「吏員」を「職員」に改める。

様式第25号から第27号までを次のように改める。

様式第25号（第15条関係）

| 児童福祉法第30条第1項に規定する届出書 | | | | | | | | | | |
|----------------------------------|-------------------------|------------------------------------|---------|----------------|---|-----|---------------|--|--|--|
| 神戸市長 宛 | | | | | | | | | | |
| 児て 童い る者 を同 居さ せ欄 | 氏名 | | | | 受付年月日 | 年月日 | 取扱者印 | | | |
| | 住所 | 区 | 町通 | 丁目 | 電話 | — | 家業があればその具体的内容 | | | |
| | 同居している親族 | 父（ 歳） 母（ 歳） | 配偶者（ 歳） | | 男の子（ 歳 歳） 女の子（ 歳 歳） | | | | | |
| | | その他の者 | | | | | | | | |
| | | 上記以外の同居人（児童を除く。）のその家庭における地位、年齢及び性別 | | | | | | | | |
| 同居 して いる 児童 の 欄 | 氏名 | | | | 男・女 | 歳 | 同居させている者との関係 | | | |
| | 本籍地 | 都道府県 | 郡市区 | 区町村 | | | | | | |
| | 前住所 | 都道府県 | 郡市区 | 区町村 | | | | | | |
| | 同居の目的 | 1 養育 | 2 雇用 | 同居の理由 | | | | | | |
| | 学校関係 | | | | | | | | | |
| | 親権者又は後見人氏名 | | | | 男・女 | 歳 | 職業 | | | |
| | 親権者又は後見人と児童との間柄 | 住所 | 都道府県 | 郡市区 | 区町村 | 電話 | （ ） — | | | |
| 同居を始めた年月日 | 年月日 | | | 児童を同居させるに至った動機 | | | | | | |
| 同居の予定期間 | 1 有 年月日まで 2 無 | | | 衣食費負担 | 1 親等が全額負担する。 2 親等と児童を同居させている者がそれぞれ一部ずつ負担する。 3 児童を同居させている者が全部負担する。 4 児童が全部負担する。 | | | | | |
| 児童の受託の際の仲介人の有無 | 1 有 | 氏名 | | | 男・女 | 歳 | 職業 | | | |
| | 2 無 | 住所 | | | | | | | | |
| 仲介人と児童との関係 | | | | | | | | | | |
| 同居児童を働かせているとすればその関係 | 1 場所 2 仕事の内容 3 賃金 | | | | | | | | | |
| その他の参考事項 | | | | | | | | | | |
| 上記のとおり届出をします。 | | | | | | | | | | |
| 年 月 日 氏名 | | | | | | | | | | |

様式第26号（第15条関係）

児童福祉法第30条第2項に規定する同居をやめた届出書

神戸市長 宛

| | | | |
|-----------|-----|----------|--|
| 受付 年月日 | 年月日 | 取扱 者印 | |
|-----------|-----|----------|--|

| | |
|-------------------------------------|-----------------|
| 同居させている者の 氏名及び住所 | 氏名 住所 区 町 丁目 |
| 同居している児童の 氏名、年齢及び性別 | 氏名 歳 男 女 |
| 前に児童福祉法第30条 第1項の規定により 届け出た年月日 | 年月日 |
| 同居をやめた年月日 | 年月日 |
| 同居をやめた理由 | |

上記のとおり届出をします。

年月日 氏名

様式第27号（第15条関係）

児童福祉法第30条第1項の届出をした者が
居住地を変更したときの届出書

神戸市長 宛

| | | | |
|-----------|-------|----------|--|
| 受付 年月日 | 年 月 日 | 取扱 者印 | |
|-----------|-------|----------|--|

| | | | |
|-------------------------------------|----------|-------------|-------------|
| 同居をさせている者 の 氏 名 | | | |
| 同居している児童の 氏 名 | | | |
| 現 住 所 | 都道 府県 | 郡 市 区 | 区 町 村 |
| 前 住 所 | 区 | 町 通 | 丁目 |
| 居住地を変更した 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| 前に児童福祉法第30 条第1項の規定によ り届け出た年月日 | 年 月 日 | | |

上記のとおり届出をします。

年 月 日

氏名

(子ども・子育て支援法施行細則の一部改正)

第2条 神戸市子ども・子育て支援法施行細則(平成26年10月規則第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--------------------------------------|
| (滞納処分に関する権限の委任等) | (滞納処分に関する権限の委任等) |
| 第6条 市長は、保育料の滞納処分に関する事務を保育料徴収職員 <u>(保育料の徴収に関する事務に従事する職員(福祉事務所長を含む。))</u> をいう。 <u>以下同じ。)</u> に委任する。 | 第6条 市長は、保育料の滞納処分に関する事務を保育料徴収職員に委任する。 |
| 2 [略] | 2 [略] |

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
(規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の改正)
- 2 神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則(令和3年3月規則第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)

については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|----------|---|-------------------------------------|
| 別表（第2条関係） | | 別表（第2条関係） | |
| 規則名 | 条項又は様式番号 | 規則名 | 条項又は様式番号 |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 神戸国際港都建設事業 第二種市街地再開発事業 施行規程施行規則（ 昭和61年10月規則第42 号） | [略] | 神戸国際港都建設事業 第二種市街地再開発事業 施行規程施行規則（ 昭和61年10月規則第42 号） | [略] |
| [略] | [略] | 神戸市児童福祉法施行 細則（昭和62年3月規 則第80号） | 様式第7号 様式第25号 様式第26号 様式第27号 |
| [略] | [略] | [略] | [略] |

神戸市職員退職手当金条例施行規則及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第61号

神戸市職員退職手当金条例施行規則及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(職員退職手当金条例施行規則の一部改正)

第1条 神戸市職員退職手当金条例施行規則(昭和26年1月規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | 改正前 | |
|--------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|
| 別表(第5条の4関係) | | 別表(第5条の4関係) | |
| (1)、(2) [略] | | (1)、(2) [略] | |
| (3) 令和3年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表 | | (3) 令和3年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表 | |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 第6号 | (1)、(2) [略] | 第6号 | (1)、(2) [略] |
| 区分 | (3) <u>令和3年4月以後令和4年3月以前</u> の給与条例 | 区分 | (3) <u>令和3年4月以後</u> の給与条例の教育職給料表 |

| | | | |
|-------------------|---|-------------------|--|
| | <p>の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの</p> <p>(4) <u>令和4年4月以後の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であつたもの</u></p> <p>(5)～(7) [略]</p> | | <p>(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの</p> <p>(4)～(6) [略]</p> |
| <p>第7号 区分</p> | <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) <u>令和3年4月以後令和4年3月以前</u>の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもの</p> <p>(4) <u>令和4年4月以後の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの</u></p> <p>(5)～(9) [略]</p> | <p>第7号 区分</p> | <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) <u>令和3年4月以後</u>の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもの</p> <p>(4)～(8) [略]</p> |
| <p>第8号 区分</p> | <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>令和4年4月以後の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級</u></p> | <p>第8号 区分</p> | <p>(1)～(3) [略]</p> |

| | | | |
|-----|--------------------------|-----|-------------|
| | が3級であったもの (5)～(9) [略] | | (4)～(8) [略] |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 備考 | [略] | 備考 | [略] |

(職員に対する期末手当等の支給に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例施行規則(昭和42年2月規則第63号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | 改正前 | |
|-----------------------------|------|-------------------------|------|
| 別表(第7条関係) | | 別表(第7条関係) | |
| 職員 | 加算割合 | 職員 | 加算割合 |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 教育職給料表(2)の職務の 級5級の職員 | [略] | 教育職給料表(2)の職務の 級4級の職員 | [略] |
| 教育職給料表(2)の職務の 級4級及び3級の職員 | [略] | 教育職給料表(2)の職務の 級3級の職員 | [略] |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 備考 | [略] | 備考 | [略] |

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

神戸市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第62号

神戸市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成20年3月規則第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|-----|
| <p style="text-align: center;"><u>（延滞金の減免）</u></p> <p><u>第3条 条例第7条第2項において準用する神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第13条第5項の規定による延滞金の減額又は免除は、その申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当し、納期限を経過したことについて市長がやむを得ないと認める事情があるときに限り、行うことができる。ただし、公売処分又は交付要求によって保険料</u></p> | |

を徴収するときは、この限りでない。

(1) 条例第3条に規定する被保険者

(以下、単に「被保険者」という。)

が震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害を受け、又は資産を盗まれたとき。

(2) 被保険者がその事業又は業務に

ついて甚大な損失を生じたとき。

(3) 被保険者がその事業又は業務を

休止し、又は廃止したとき。

(4) 被保険者又は同居の親族が疾病

にかかり、又は死亡したため多額の出費を要し、生活が困難であると認められるとき。

(5) 被保険者が失業し、生活が困難

であると認められるとき。

(6) 被保険者が生活保護法（昭和25

年法律第144号）の規定による扶助を受けているとき。

(7) 被保険者の責めに帰さない事由

により保険料の賦課の事実又は督促状送達の実事を知ることができない場合であって、送達場所に納付を処置する者がいないため納付ができなかったとき。

(8) 被保険者が保険料の賦課に関し

審査請求をした結果、賦課額が変更された場合又は減額若しくは免

除が認められた場合において、審査請求書又は減免申請書を兵庫県後期高齢者医療審査会長又は兵庫県後期高齢者医療広域連合長に提出した日から裁決書の送達を受けた日又は減額若しくは免除を受けた日後20日までの期間に対する延滞金の納付をしていないとき。

(9) 兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第25号）第19条の規定による徴収猶予を受けたとき。

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるとき。

2 前項の規定により延滞金の減額又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、免除を受けようとする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該申請書の提出又は証明のための書類の添付について、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 被保険者の住所及び氏名

(2) 当該延滞金に係る保険料の年度及び期別

(3) 減額又は免除を受けようとする

理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、市

長が必要があると認める事項

第4条～第6条 [略]

第3条～第5条 [略]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の神戸市後期高齢者医療に関する条例施行規則の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

神戸市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第63号

神戸市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

神戸市職員の育児休業等に関する規則（平成4年3月規則第134号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">（育児休業の承認の請求）</p> <p>第2条 育児休業の承認の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書により行うものとする。</p> <p>(1) 請求者の所属、職名、職種名及び氏名</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">（勤務日の日数を考慮して任命権者が定める非常勤職員）</p> <p>第2条の2 条例第2条第4号ア(イ)の任命権者が定める非常勤職員は、</p> | <p style="text-align: center;">（育児休業の承認の請求）</p> <p>第2条 育児休業の承認の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書により行うものとする。</p> <p>(1) 請求者の所属、<u>所属コード</u>、職名、職種名、<u>職員番号</u>及び氏名</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">（勤務日の日数を考慮して任命権者が定める非常勤職員）</p> <p>第2条の2 条例第2条第4号ア(ウ)の任命権者が定める非常勤職員は、</p> |

次に掲げる者とする。

(1)、(2) [略]

2 条例第15条第2号の任命権者が定める非常勤職員は、次に掲げる者とする。

(1)、(2) [略]

次に掲げる者とする。

(1)、(2) [略]

2 条例第15条第2号イの任命権者が定める非常勤職員は、次に掲げる者とする。

(1)、(2) [略]

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

神戸市立青少年科学館条例施行規則をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第64号

神戸市立青少年科学館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市立青少年科学館条例（昭和59年3月条例第49号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 神戸市立青少年科学館（以下「科学館」という。）の休館日は、次に掲げる日とする。

(1) 水曜日（当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）

(2) 12月28日から翌年1月4日までの日

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める日

2 前項の規定にかかわらず、神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則（平成15年2月教育委員会規則第8号）第5条第1項第3号、第4号及び第6号に規定する休業日にあつては、開館する。

3 市長は、前項に規定する場合のほか、科学館の管理運営上特に必要があると認めるときは、第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、これらの日に開館することができる。

(開館時間等)

第3条 科学館の開館時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。ただし、入館できる時間（以下「入館時間」という。）は、午前9時30分から午後4時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、日曜日、金曜日及び土曜日並びに休日並びに7月1日から8月31日までの日の開館時間は、午前9時30分から午後7時までとする。ただし、入館時間は、午前9時30分から午後6時30分までとする。

3 市長は、科学館の管理運営上特に必要があると認めるときは、前2項の開館

時間及び入館時間を変更することができる。

(特別展示の入館料)

第4条 条例第4条第2項に規定する特別展示その他特別の催しに係る入館料は、その都度市長が定める。

(特別利用券)

第5条 条例第4条第3項に規定する特別利用券は、次に掲げるものとする。

(1) 優待券

(2) 招待券

2 優待券及び招待券は、市長が事業上特別の理由があると認める者に対して発行するものとし、その料金は、無料とする。

(行為の許可に係る使用料)

第6条 条例第4条第5項に規定する使用料の額は、別表のとおりとする。

(入館料等の納付)

第7条 条例第5条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。

(1) 国、地方公共団体その他公共団体が公益上の目的で入館し、又は条例第10条に規定する行為をするとき。

(2) 市長が特に必要があると認めるとき。

(入館料等の減免)

第8条 条例第6条に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、入館料及び使用料（以下「入館料等」という。）を減額し、又は免除する。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する市内の小学校、中学校又は義務教育学校の児童又は生徒が教育上の目的のために教職員に引率されて入館するとき 免除

(2) 学校教育法第1条に規定する特別支援学校の児童又は生徒が教育上の目的のために教職員に引率されて入館するとき 免除

(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、療育手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律

第123号) 第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条に規定する医療受給者証、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証又は小児慢性特定疾患承認書の交付を受けている者が入館するとき 免除

(4) 身体障害者手帳(当該身体障害者手帳に記載された身体障害者等級表による級別が1級又は2級のものに限る。)、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳(当該精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が1級のものに限る。)の交付を受けている者の介護人がこれらの者とともに入館するとき 免除

(5) 学校教育法第1条に規定する学校の教職員が、教育上の目的のために園児、児童、生徒又は学生を引率して入館するとき 免除

(6) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園の職員が教育上の目的のために幼児を引率して入館するとき 免除

(7) 市内に居住する満65歳以上の者が個人利用で入館するとき 個人利用に係る入館料等の2分の1に相当する額の減額

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき 市長が必要があると認める額の減額又は免除

(入館料等の返還)

第9条 条例第7条に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとし、返還する入館料等の額は、当該各号に定める額とする。

(1) 天災地変、不可抗力その他入館しようとする者の責めに帰すことのできない理由により入館することができないとき 入館料等の全額

(2) 市長が条例第8条第2項の規定により科学館への入館を拒絶し、又は科学館からの退去を命じたとき 入館料等の全額

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき 市長が必要があると認める額

(行為の制限)

第10条 条例第10条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、当該行為にかかる許可を申請する旨の書面を市長に提出しなければならない。

(損傷の届出等)

第11条 入館者及び条例第11条に規定する行為者は、入館に際し、科学館の施設、設備、資料等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その旨を科学館の係員に届け出て、その指示に従わなければならない。

(入館者の遵守事項)

第12条 条例第9条第4号に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 許可を受けないで、広告類を提出し、若しくは配布し、又は宣伝その他これに類する行為をすること。
- (2) 許可を受けないで、写真、映画等の撮影その他これに類する行為をすること。
- (3) 許可を受けないで、寄附金品を募集し、物品を販売し、若しくは陳列し、又は飲食物を販売し、若しくは提供すること。
- (4) 許可を受けないで、テレビ、ラジオ等の中継及び録画その他これに類する行為をすること。
- (5) 科学館の係員の指示に反する行為をすること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める行為

(施行細目の委任)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
(指定管理者指定期間における施設の管理に関する業務)
- 2 市長が条例第13条第1項に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)に同項の業務を行わせている場合における第2条第1項第3号及び第3項、第3条第3項、第7条第2号、第9条第2号及び第3号、第10条並びに第12条第6号の規定の適用については、「市長」とあるのは、「指定管理者」

とする。

別表（第6条関係）

| 区分 | 使用料 |
|----------------------------|--------------|
| 業として写真（広告写真を除く。）を撮影する場合 | 1人1日につき 900円 |
| 業として広告写真を撮影する場合 | 1日につき 3万円 |
| 業として映画を撮影する場合 | 1日につき 6万円 |
| 業として広告、宣伝その他これらに類する行為をする場合 | 1日につき 6万円 |

備考 1日未満の端数は、1日として計算する。

神戸市立文化センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第65号

神戸市立文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 神戸市立文化センター条例施行規則（昭和56年8月規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|----|-----|-----|--------|-----|-----------|------------------------|-----|-----|--|------|----|-----|-----|--------|-----|-----|-----|
| (自由使用の施設) | (自由使用の施設) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2条 条例第6条第1項ただし書に規定する規則で定める施設は、次の表のとおりとする。 | 第2条 条例第6条第1項ただし書に規定する規則で定める施設は、次の表のとおりとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">センター</th> <th style="text-align: center;">施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>生田文化会館</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>中央区文化センター</td> <td>青少年コーナー ロビーその他の便益施設</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> | センター | 施設 | [略] | [略] | 生田文化会館 | [略] | 中央区文化センター | 青少年コーナー ロビーその他の便益施設 | [略] | [略] | <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">センター</th> <th style="text-align: center;">施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>生田文化会館</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> | センター | 施設 | [略] | [略] | 生田文化会館 | [略] | [略] | [略] |
| センター | 施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生田文化会館 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中央区文化センター | 青少年コーナー ロビーその他の便益施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| センター | 施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生田文化会館 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (休館日) | (休館日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第6条 休館日は、次の表の左欄に掲げるセンターの区分に応じ、同表の右欄に定める休館日とする。

| センター | 休館日 |
|---|---|
| 東灘区文化センター、灘区民ホール、葺合文化センター、生田文化会館、北区文化センター、須磨区文化センター及び西区文化センター | (1) 年末年始（12月29日から翌年1月3日までをいう。以下この表において同じ。） (2) 第3月曜日 (3) 指定管理者がセンターの管理運営上必要があると認める日 |
| 灘区文化センター、兵庫区文化センター、長田区文化センター及び垂水区文化センター | (1) 年末年始 (2) 第3木曜日 (3) 指定管理者がセンターの管理運営上必要があると認める日 |
| 中央区文化センター | (1) 年末年始 (2) 指定管理者がセンターの管理運営上必要があると認める日 |
| 北神区文化センター | (1) 年末年始 (2) 第4月曜日 (3) 指定管理者が |

第6条 休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) 年末年始（12月28日から翌年1月4日までをいう。）
- (2) 第3月曜日（灘区文化センター、兵庫区文化センター、長田区文化センター及び垂水区文化センターにあつては第3木曜日、北神区文化センターにあつては第4月曜日、北須磨文化センターにあつては第1月曜日、第3月曜日及び第5月曜日）
- (3) 指定管理者がセンターの管理運営上必要があると認める日

| | |
|---------------|--|
| | センターの管理 運営上必要があ ると認める日 |
| 北須磨文化セン ター | (1) 年末年始 (2) 第1月曜日、 第3月曜日及び 第5月曜日 (3) 指定管理者が センターの管理 運営上必要があ ると認める日 |

- 2 指定管理者が、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、これらの日に開館することができる。

附 則

- 1 [略]
(指定管理者不在等期間におけるセンターの管理に関する業務)
- 2 条例附則第2項に規定する指定管理者不在等期間における第4条第8号、第5条第4項並びに第6条第1項及び第2項の規定の適用については、第4条第8号中「条例第5条に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、第5条第4項並びに第6条第1項及び第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

- 2 指定管理者が、特に必要があると認めるときは、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、これらの日に開館することができる。

附 則

- 1 [略]
(指定管理者不在等期間におけるセンターの管理に関する業務)
- 2 条例附則第2項に規定する指定管理者不在等期間における第4条第8号、第5条第4項並びに第6条第1項第3号及び第2項の規定の適用については、第4条第8号中「条例第5条に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、第5条第4項並びに第6条第1項第3号及び第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

3 [略]

3 [略]

第2条 神戸市立文化センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 第2条による改正後 | 第2条による改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|----|-----|-----|-----------|---------------------|-----|-----|--|------|----|-----|-----|----------|-------------|--------|---------------------|-----------|---------------------|-----|-----|
| (自由使用の施設) | (自由使用の施設) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2条 条例第6条第1項ただし書に規定する規則で定める施設は、次の表のとおりとする。 | 第2条 条例第6条第1項ただし書に規定する規則で定める施設は、次の表のとおりとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">センター</th> <th style="text-align: center;">施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中央区文化センター</td> <td style="text-align: center;">青少年コーナー ロビーその他の便益施設</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> | センター | 施設 | [略] | [略] | 中央区文化センター | 青少年コーナー ロビーその他の便益施設 | [略] | [略] | <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">センター</th> <th style="text-align: center;">施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">葺合文化センター</td> <td style="text-align: center;">ロビーその他の便益施設</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生田文化会館</td> <td style="text-align: center;">青少年コーナー ロビーその他の便益施設</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中央区文化センター</td> <td style="text-align: center;">青少年コーナー ロビーその他の便益施設</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> | センター | 施設 | [略] | [略] | 葺合文化センター | ロビーその他の便益施設 | 生田文化会館 | 青少年コーナー ロビーその他の便益施設 | 中央区文化センター | 青少年コーナー ロビーその他の便益施設 | [略] | [略] |
| センター | 施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中央区文化センター | 青少年コーナー ロビーその他の便益施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| センター | 施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 葺合文化センター | ロビーその他の便益施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生田文化会館 | 青少年コーナー ロビーその他の便益施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中央区文化センター | 青少年コーナー ロビーその他の便益施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (休館日) | (休館日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第6条 休館日は、次の表の左欄に掲げ | 第6条 休館日は、次の表の左欄に掲げ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

るセンターの区分に応じ、同表の右欄に定める休館日とする。

| センター | 休館日 |
|---|---|
| 東灘区文化センター、灘区民ホール、北区文化センター、須磨区文化センター及び西区文化センター | (1) 年末年始（12月29日から翌年1月3日までをいう。以下この表において同じ。） (2) 第3月曜日 (3) 指定管理者がセンターの管理運営上必要があると認める日 |
| 灘区文化センター、兵庫区文化センター及び垂水区文化センター | [略] |
| [略] | [略] |
| 北神区文化センター | [略] |
| 長田区文化センター | (1) 年末年始 (2) 第4水曜日 (3) 指定管理者がセンターの管理運営上必要があると認める日 |

るセンターの区分に応じ、同表の右欄に定める休館日とする。

| センター | 休館日 |
|---|---|
| 東灘区文化センター、灘区民ホール、 <u>葺合文化センター</u> 、 <u>生田文化会館</u> 、北区文化センター、須磨区文化センター及び西区文化センター | (1) 年末年始（12月29日から翌年1月3日までをいう。以下この表において同じ。） (2) 第3月曜日 (3) 指定管理者がセンターの管理運営上必要があると認める日 |
| 灘区文化センター、兵庫区文化センター、 <u>長田区文化センター</u> 及び垂水区文化センター | [略] |
| [略] | [略] |
| 北神区文化センター | [略] |

| | |
|-------|-------|
| [略] | [略] |
| 2 [略] | 2 [略] |

附 則

(施行期日)

1 この規則は、神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例（令和3年12月条例第19号）附則第1項本文に規定する規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第3項中附則別表2の項及び3の項の改正規定並びに附則様式2及び附則様式3の改正規定 令和4年4月1日

(2) 第2条中第2条の改正規定及び第6条の改正規定（「、葺合文化センター、生田文化会館」を削る部分に限る。）並びに附則第2項から第4項までの規定（前号に掲げる改正規定に係る部分を除く。） 令和4年8月1日

(3) 第2条中第6条の改正規定（前号に掲げる改正規定に係る部分を除く。）
令和5年4月1日

(勤労会館条例施行規則の廃止)

2 神戸市勤労会館条例施行規則（昭和55年4月規則第26号）は、廃止する。

(公印規則の一部改正)

3 神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | |
|--|------|-----|-----|----|------|------|--|----|-----|-----|---|----|------|
| 附則別表 | 附則別表 | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">附則</td> <td style="width: 10%;">公の施</td> <td style="width: 10%;">公印の</td> <td style="width: 10%;">書</td> <td style="width: 10%;">寸法</td> <td style="width: 10%;">(管守主</td> </tr> </table> | 附則 | 公の施 | 公印の | 書 | 寸法 | (管守主 | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">附則</td> <td style="width: 10%;">公の施</td> <td style="width: 10%;">公印の</td> <td style="width: 10%;">書</td> <td style="width: 10%;">寸法</td> <td style="width: 10%;">(管守主</td> </tr> </table> | 附則 | 公の施 | 公印の | 書 | 寸法 | (管守主 |
| 附則 | 公の施 | 公印の | 書 | 寸法 | (管守主 | | | | | | | | |
| 附則 | 公の施 | 公印の | 書 | 寸法 | (管守主 | | | | | | | | |

| 様式 | 設 | 名称 | 体 | ミリメ ート ル) | 管課 |
|------------------|--|--------------------------------------|--------|-----------------|--------------------------|
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 2 及 び 3 | 削除 | | | | |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 5 | 神戸市 立文化 センタ ー（神 戸市立 灘区民 ホール を除 く。） | 文化セ ンター 使用許 可専用 市長の 印 | 隷 書 | 方24 | 文化ス ポーツ 局文化 交流課 |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 7 | 削除 | | | | |

| 様式 | 設 | 名称 | 体 | ミリメ ート ル) | 管課 |
|-----|--|--------------------------------------|--------|-----------------|--------------------------|
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 2 | 神戸市 勤労会 館 | 勤労会 館使用 許可専 用市長 の印 | 隷 書 | 方24 | 文化ス ポーツ 局文化 交流課 |
| 3 | 削除 | | | | |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 5 | 神戸市 立文化 センタ ー（神 戸市立 灘区民 ホール 及び神 戸市立 生田文 化会館 を除 く。） | 文化セ ンター 使用許 可専用 市長の 印 | 隷 書 | 方24 | 文化ス ポーツ 局文化 交流課 |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 7 | 神戸市 立生田 文化会 | 文化会 館使用 許可専 | 隷 書 | 方24 | 文化ス ポーツ 局文化 |

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|

附則様式 2 及び附則様式 3

削除

附則様式 7

削除

| | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 館 | 用市長 | | | 交流課 |
| | の印 | | | |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |

附則様式 2

| |
|---------|
| 勤 労 会 館 |
| 神 戸 市 |
| 長 之 印 |
| 使用許可専用 |

附則様式 3

削除

附則様式 7

| |
|---------|
| 文 化 会 館 |
| 神 戸 市 |
| 長 之 印 |
| 使用許可専用 |

(暴力団の排除の推進に関する条例施行規則の一部改正)

4 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例施行規則（平成28年6月規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|------------------------|------------------------|
| (条例第7条に規定する規則で定める公の施設) | (条例第7条に規定する規則で定める公の施設) |

第2条 条例第7条に規定する規則で定める地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設は、次に掲げる公の施設とする。

(1)～(6) [略]

(7)～(43) [略]

第2条 条例第7条に規定する規則で定める地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設は、次に掲げる公の施設とする。

(1)～(6) [略]

(7) 神戸市勤労会館条例（昭和55年4月条例第20号）第1条に規定する神戸市勤労会館

(8)～(44) [略]

神戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第66号

神戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市国民健康保険条例施行規則（昭和35年12月規則第75号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第10条の2 [略]</p> <p style="text-align: center;"><u>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</u></p> <p>第10条の3 条例第18条の3第4項第1号に規定する規則で定める割合は、次の各号に該当する納付義務者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) <u>前条第1項第1号に掲げる納付義務者</u> 同号アに掲げる割合</p> <p>(2) <u>前条第1項第2号に掲げる納付</u></p> | <p style="text-align: center;">(保険料の減額)</p> <p>第10条の2 [略]</p> |

義務者 同号アに掲げる割合

(3) 条例第18条の2第2項に規定する納付義務者 前条第2項第1号に掲げる割合

(所得の申告)

第10条の4 市長は、第10条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が不明である世帯については、当該世帯に係る保険料の納付義務者に対し所得に関する申告を求めるものとする。

(所得の申告)

第10条の3 市長は、前条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が不明である世帯については、当該世帯に係る保険料の納付義務者に対し所得に関する申告を求めるものとする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険の保険料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第67号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険の保険料の減免に関する規則の一部を改正する規則

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険の保険料の減免に関する規則（令和2年6月規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 附 則 | 附 則 |
| （施行期日） | （施行期日） |
| 1 [略] | 1 [略] |
| （適用期間） | （適用期間） |
| 2 この規則の規定は、令和元年度分の保険料のうち令和2年2月1日から同年3月31日までの期間に係るもの、令和2年度分の保険料 <u>並びに</u> 令和3年4月1日から <u>令和5年3月31日</u> までの間に納期限（国民健康保険 | 2 この規則の規定は、令和元年度分の保険料のうち令和2年2月1日から同年3月31日までの期間に係るもの、令和2年度分の保険料 <u>及び</u> 令和3年4月1日から <u>令和4年3月31日</u> までの間に納期限（国民健康保険法 |

法（昭和33年法律第192号）第76条の3第1項に規定する特別徴収の方法による場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の19第2号に規定する特別徴収対象年金給付の支払を受ける日をいう。）が到来する令和3年度分及び令和4年度分の保険料について適用する。

（昭和33年法律第192号）第76条の3第1項に規定する特別徴収の方法による場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の19第2号に規定する特別徴収対象年金給付の支払を受ける日をいう。）が到来する令和3年度分の保険料について適用する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

神戸市下水道条例施行規則一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久元 喜造

神戸市規則第68号

神戸市下水道条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市下水道条例施行規則（昭和50年11月規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">（排水設備の確認の特例）</p> <p>第4条 条例第3条第2項に規定する規則で定める計画は、<u>便器その他の衛生器具の取替え及び修繕、排水ます蓋の取替えその他市長が同条第1項の確認を受けることを要しない計画として市長が特に認めるものとする。</u></p> <p>2 <u>条例第3条第2項に規定する規則で定める事項の変更は、大幅な下水</u></p> | <p style="text-align: center;">（排水設備の確認の特例）</p> <p>第4条 条例第3条第2項に規定する規則で定める計画は、<u>排水管の修繕、便器の取替えその他これらに類する軽微な排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）に係るものとし、同項に規定する規則で定める事項は、排水管又は排水ますの軽微な位置の変更その他これに類するものとする。</u></p> |

の流下する方向の変更を伴わない排水管の位置の変更（管種又は管径の変更を伴うもの及び便が流入するますの構造の変更を伴うものを除く。）、排水ますの位置の変更又は数の増減（いずれも便器その他の衛生器具の数の増減を伴うものを除く。）その他市長が同条第1項の確認を受けることを要しない事項として市長が特に認めるものとする。

（排水設備の新設等の工事の特例）

第6条 条例第8条第1項に規定する規則で定める工事は、排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）の工事のうち、便器その他の衛生器具の取替え及び修繕、排水ます蓋の取替えその他市長が特に認めるものとする。

（指定工事者の指定の申請）

第6条の2 [略]

（指定工事者の更新の指定の申請）

第6条の4 [略]

（排水設備の新築等の工事の特例）

第6条 条例第8条第1項に規定する規則で定める工事は、排水設備の新設等の工事のうち、排水管の修繕、便器の取替えその他これらに類する軽微なもの又は市長が特に認めるものとする。

（指定工事者の指定の申請）

第6条の2 [略]

2 申請者は、前項の神戸市下水道排水設備指定工事者指定申請書の所定欄に申請者（法人にあつては、代表者）の写真を貼り付けなければならない。

（指定工事者の更新の指定の申請）

第6条の4 [略]

(指定の取消し等)

第6条の8 条例第8条の13に規定する規則で定める基準は、次の表の左欄に掲げる違反の内容の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める点数の過去2年間における累計（当該2年間に条例第8条第3項（条例第8条の8第3項において準用する場合を含む。）の規定による更新の指定を受けた場合にあつては、当該更新の指定前の点数を含む。）が、50点以上の点数となつたときは条例第8条第1項若しくは第3項又は第8条の8第1項の指定（以下この条において「指定」という。）を取り消し、40点以上50点未満の点数となつたときは30日間指定の効力を停止し、及び30点以上40点未満の点数となつたときは15日間指定の効力を停止するものとする。なお、同時に2以上の違反の内容に当たるときは、これらの違反の内容の点数のうち最も高い点数（同じ点数のときは、そ

2 申請者は、前項の神戸市下水道排水設備指定工事者指定申請書（更新）の所定欄に申請者（法人にあつては、代表者）の写真を貼り付けなければならない。

(指定の取消し等)

第6条の8 条例第8条の13に規定する規則で定める基準は、次の表の左欄に掲げる違反の内容の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める点数の過去2年間における累計（当該2年間に条例第8条第3項（条例第8条の8第3項において準用する場合を含む。）の規定による更新の指定を受けた場合にあつては、当該更新の指定前の点数を含む。）が、50点以上の点数となつたときは条例第8条第1項若しくは第3項又は第8条の8第1項の指定（以下この条において「指定」という。）を取り消し、40点以上50点未満の点数となつたときは30日間指定の効力を停止し、及び30点以上40点未満の点数となつたときは15日間指定の効力を停止するものとする。

の点数)を付与するものとする。

| 違反の内容 | 点数 | |
|---|-----------|-----------|
| | 指定工 事者 | 責任技 術者 |
| 1 排水設備の計画 又は確認を受けた事 項の変更の確認を受 けていない新設等の 工事に着手したと き。 | 15 | 15 |
| 2 排水設備の工事 の完成後30日を超え ても排水設備工事完 成届を提出しないと き。 | 10 | 10 |
| 3 排水設備の設置 及び構造の技術上の 基準に関する是正の 指示に従わなかつた とき。 | 30 | 30 |
| [略] | [略] | [略] |
| 7 4から6までに 掲げるもののほか、 排水設備の新設等の 工事に関し市長の指 示に従わなかつたと き。 | 30 | [略] |
| 8 完成した排水設 | 15 | — |

| 違反の内容 | 点数 | |
|---|-----------|-----------|
| | 指定工 事者 | 責任技 術者 |
| 1 排水設備の計画 又は確認を受けた事 項の変更の確認を受 けていない新設等の 工事に着手したと き。 | 10 | — |
| 2 排水設備の工事 の完成後30日を超え ても排水設備工事完 成届を提出しないと き。 | 5 | 5 |
| 3 排水設備の設置 及び構造の技術上の 基準に関する是正の 指示に従わなかつた とき。 | 10 | 10 |
| [略] | [略] | [略] |
| 7 4から6までに 掲げるもののほか、 排水設備の新設等の 工事に関し市長の指 示に従わなかつたと き。 | 20 | [略] |

| | | |
|----------------------|--|--|
| 備が確認を受けた内容と相違しているとき。 | | |
|----------------------|--|--|

| | | |
|---------------------------|-----|-----|
| 9 責任技術者が2以上の指定工事店に所属したとき。 | [略] | [略] |
|---------------------------|-----|-----|

(申請書等の様式)

第23条 申請書、届出書その他の書類の様式は、次に定めるところによる。

(1)～(6) [略]

(6の2) 神戸市下水道排水設備指定工事者指定申請書 第6条の2 関係 様式第6号の2

(6の3) [略]

(6の4) 神戸市下水道排水設備指定工事者指定申請書(更新) 第6条の4 関係 様式第6号の4

(6の5)～(27) [略]

| | | |
|--|--|--|
| | | |
|--|--|--|

| | | |
|---------------------------|-----|-----|
| 8 責任技術者が2以上の指定工事店に所属したとき。 | [略] | [略] |
|---------------------------|-----|-----|

(申請書等の様式)

第23条 申請書、届出書その他の書類の様式は、次に定めるところによる。

(1)～(6) [略]

(6の2) 神戸市下水道排水設備指定工事者指定申請書 第6条の2 第1項関係 様式第6号の2

(6の3) [略]

(6の4) 神戸市下水道排水設備指定工事者指定申請書(更新) 第6条の4 第1項関係 様式第6号の4

(6の5)～(27) [略]

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号

(表)

排水設備計画(変更)確認申請書

年 月 日

神戸市長 宛

次のとおり排水設備の新設等の(計画・確認を受けた事項の変更)について確認を受けたいので、神戸市下水道条例第3条第1項の規定により申請します。

| | | | | | |
|--|-------------------------------------|--|-------------|--|--|
| 設置義務者(申請者) 住所 | (法人にあつては名称及び代表者の氏名) (ふりがな) 氏名 | | | | |
| 施工場所(申請者住所と同一であれば、記入しないでください。) | | | | | |
| 施工業者名() 代表者() 指定工事店番号() 責任技術者名() 電話番号() — | | | | | |
| 工事着手予定日 年 月 日 | | | 工事完了予定月 年 月 | | |
| 工事種別 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 臨時・仮設(使用期間 年 月まで) <input type="checkbox"/> 浄化槽切替え <input type="checkbox"/> くみ取り改造 <input type="checkbox"/> 修繕 | | | | | |
| 建築物概要 (延べ床面積 平方メートル) (用途) <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 非用水型販売店舗 (階数) 地上 階 <input type="checkbox"/> 飲食店() 地下 階 <input type="checkbox"/> その他() | | | | | |
| 排水設備概要等 污水接続箇所 公共汚水ます { <input type="checkbox"/> 塩ビ <input type="checkbox"/> 新設予定 <input type="checkbox"/> C o (ます・取付管取替予定) <input type="checkbox"/> C o (ますのみ取替・取付管塩ビ又は更生済) <input type="checkbox"/> C o (継続使用協議済) <input type="checkbox"/> 共同排水管 <input type="checkbox"/> 既設排水管 雨水接続箇所 <input type="checkbox"/> 公共側溝 <input type="checkbox"/> 既設雨水管渠 <input type="checkbox"/> その他() 阻集器 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有() 阻集器 地下排水槽 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(汚水槽 槽、雑排水槽 槽、混合槽 槽、湧水槽 槽) 地下排水槽協議番号(—) ディスポーザ排水処理システム <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 : 協議番号(—) | | | | | |
| 除害施設等 <input type="checkbox"/> 1日最大汚水量50立方メートル以上の建物 <input type="checkbox"/> 除害施設 <input type="checkbox"/> 特定施設() | | | | | |
| 神戸市下水道事業基金条例の規定による貸付金の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 : 工事予定金額(円) | | | | | |
| 添付書類 <input type="checkbox"/> 設計書 <input type="checkbox"/> 接続ますの写真 <input type="checkbox"/> 責任技術者証の写し <input type="checkbox"/> その他() | | | | | |

注意 裏面のとおりに

(ここから下は、記入しないでください。)

上記のとおり申請がありましたので、排水設備計画又はその変更事項を確認してよろしいか。

| | | | | | |
|---------|--|--|--|--|-------|
| その他必要事項 | | | | | 確認年月日 |
| | | | | | 確認番号 |

(裏)

注意

- 1 この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。
なお、この申請書の提出事務を代理人に委任する場合は、委任事項を記載した委任状を添付し、又は以下の委任状に必要事項を記載してください。
- 2 この申請は、設置される排水設備が公共下水道に悪影響を与えないか、衛生的に下水を排除できる計画であるか確認するものです。全ての排水設備の機能や品質、性能を保証するものではありません。
- 3 排水設備に係る工事に関し、地主、家主、共同排水管の所有者その他の利害関係人がある場合は、当該利害関係人とよく話し合ってください。この申請は、市長が私法上の権利等を確認するものではありません。
- 4 確認を受けた計画を変更する場合は、事前に変更事項の確認を受けてください。
- 5 市長はこの申請を確認したときは排水設備計画（変更）確認証を交付します。

委 任 状

年 月 日

神戸市長 宛

私は、次の者を代理人と定め、排水設備計画（変更）確認申請書の提出その他の排水設備工事の事務遂行上必要な一切の権限を委任します。

委任者

住 所

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

受任者


住 所

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

施工場所（委任者の住所と同一のときは、記入しないでください。）

様式第2号

設 計 書

| | | | | | | |
|---|---|--|--|--|--|--|
| 申請者の氏名 | 位置図（目標物を必ず記入してください。）  | | | | | |
| 施工場所 | | | | | | |
| 施工業者名 | | | | | | |
| 水栓番号（くみ取り改造工事の場合のみ記入してください。） <table border="1" data-bbox="295 1064 766 1142"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table> | | | | | | |
| | | | | | | |

平面図

| |
|--|
| |
|--|

注意 詳しく、丁寧に記入してください。管径、管種、延長及び勾配は必ず記入してください。屋外平面図は、必ずこの用紙に記入し、別紙を添付することは避けてください。

様式第4号から様式第6号の2までを次のように改める。

様式第4号

排水設備工事完成届

年 月 日

神戸市長 宛

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

設置義務者(届出者) 氏名

次のとおり排水設備の新設等の工事が完成したので、神戸市下水道条例第3条第3項の規定により届け出ます。

| | | |
|---|-------|--|
| 1 | 施工場所 | |
| 2 | 確認番号 | |
| 3 | 完成年月日 | 年 月 日 |
| 4 | 施工業者名 | |
| 5 | 添付書類 | <input type="checkbox"/> 写真(施工状況及び排水設備の接続方法が確認できるもの。阻集器等を設置した場合は、当該阻集器等の設置場所、寸法及び型式番号が分かるもの。その他本市指示によるもの。) <input type="checkbox"/> 完成図(神戸市下水道条例施行規則第4条に規定する事項の変更がある場合に限る。) |
| 6 | 確認報告 | <p>下記について設置義務者と施工業者で確認をした。</p> <input type="checkbox"/> 公共下水道への支障がない 神戸市下水道条例第4条第2項の規定により、排水設備を公共下水道に接続するときは、誤接続など公共下水道への支障がないように施工した。 <input type="checkbox"/> 排水設備に問題がない 施工した全ての排水設備の機能、品質、性能に問題がないことを確認した。 <input type="checkbox"/> 写真・完成図・申請書類の引き渡し 施工業者から写真・完成図・申請書類の引き渡しを受けた。 <input type="checkbox"/> 排水設備の維持管理 ます蓋の開け方、ますの清掃等について理解した。 <input type="checkbox"/> 雨水排除施設に接続する場合 石鹼など公共用水域の水質悪化になるものの使用禁止について理解した。 <input type="checkbox"/> 阻集器等を設置した場合の維持管理方法 清掃方法及び適切な清掃を行う必要性について理解した。 確認実施日 : 年 月 日 |

注意 この届書は、本人又はその代理人が記入するものです。

(ここから下は、記入しないでください。)

| | | | | |
|-----|-------|---|---|---|
| | 到達年月日 | 年 | 月 | 日 |
| | | | | |
| | | | | |
| 確認者 | | | | |

様式第5号

公共下水道使用（開始・廃止・休止・再開）届

年 月 日

神戸市長 宛

次のとおり公共下水道の使用を（開始・廃止・休止・再開）したいので、神戸市下水道条例第9条の規定により届け出ます。

| | | | | | | | | | | | | |
|----------------|---|------------------------|---------------------------------------|-------|-------|------|--|-------|--------------------------------|--|--|--|
| 届出者 (設置義務者) | 住所 | 住所 | | | | | | | | | | |
| | 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） | 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） | ※届出者と使用者が異なる場合のみ記入してください。 | | | | | | | | | |
| 届出場所 | 1 届出者住所と同じ 2 使用者住所と同じ | | 届出の内容 1 開始 2 廃止 3 休止 4 再開 | 使用する水 | 1 水道水 | | | 汚水の種類 | 1 一般 | | | |
| | 3 1、2以外の場合に記入してください。 | | | | 2 井戸水 | | | | 2 浴場 | | | |
| 施工業者 | 指定工事店番号（ ） | | 使用開始年月日 | | | | | | | | | |
| | | | 水道 | お客様番号 | | | | | | | | |
| 確認番号 | | | 水道 | 水栓番号 | 英字 | (番号) | | | (注意) 数字は後づめで記入し、空欄は0を記入してください。 | | | |
| 工事区分 | 1 新築家屋 2 既設家屋 (a 浄化槽切替え b 改築 c その他 ()) | | | | | | | | | | | |

注意

- この届書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- 届出者（設置義務者）と排水設備の使用者が同一人でない場合は、必ず使用者の欄にも記入してください。
- 届出場所、届出の内容、使用する水、汚水の種類及び工事区分は、該当するものを○印で囲んでください。
- 使用開始年月日、水道のお客様番号及び水栓番号は、機械で処理するので、正しく枠内に記入してください。
- 集合住宅等で、使用する水道栓が2以上ある場合は、必ず公共下水道使用（開始・廃止・休止・再開）届明細書（様式第6号）を添付してください。

(ここから下は、記入しないでください。)

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | |
| | | | |

様式第6号

公共下水道使用（開始・廃止・休止・再開）届明細書

(/ ページ)
施工戸数 () 戸

| | | | | | | | |
|----------|-------|-------|------|-------|--------------|-------|------|
| 確認番号 | | 届出の内容 | 1 開始 | 使用する水 | 1 水道水 | 汚水の種類 | 1 一般 |
| 使用開始等年月日 | 年 月 日 | | 2 廃止 | | 2 井戸水 | | 2 浴場 |
| 施工業者名 | | | 3 休止 | | 3 工業用水 | | 3 共用 |
| | | | 4 再開 | | 4 その他 () | | |

| 使用者の住所 | 水道お客様番号 | | |
|--------|---------|------|--------------------------------|
| 使用者の氏名 | 水栓番号 | | |
| | 英字 | (番号) | (注意) 数字は後づめで記入し、空欄は0を記入してください。 |
| | 英字 | (番号) | (注意) 数字は後づめで記入し、空欄は0を記入してください。 |
| | 英字 | (番号) | (注意) 数字は後づめで記入し、空欄は0を記入してください。 |
| | 英字 | (番号) | (注意) 数字は後づめで記入し、空欄は0を記入してください。 |
| | 英字 | (番号) | (注意) 数字は後づめで記入し、空欄は0を記入してください。 |
| | 英字 | (番号) | (注意) 数字は後づめで記入し、空欄は0を記入してください。 |
| | 英字 | (番号) | (注意) 数字は後づめで記入し、空欄は0を記入してください。 |
| | 英字 | (番号) | (注意) 数字は後づめで記入し、空欄は0を記入してください。 |
| | 英字 | (番号) | (注意) 数字は後づめで記入し、空欄は0を記入してください。 |
| | 英字 | (番号) | (注意) 数字は後づめで記入し、空欄は0を記入してください。 |
| | 英字 | (番号) | (注意) 数字は後づめで記入し、空欄は0を記入してください。 |
| | 英字 | (番号) | (注意) 数字は後づめで記入し、空欄は0を記入してください。 |
| | 英字 | (番号) | (注意) 数字は後づめで記入し、空欄は0を記入してください。 |

注意 届出の内容、使用する水及び汚水の種類については、該当するものを○印で囲んでください。

様式第6号の2

神戸市下水道排水設備指定工事者指定申請書

年 月 日

神戸市長 宛

〒 —

住所

申請者

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） —

次のとおり指定工事者の指定を受けたいので、神戸市下水道条例第8条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

| | | | |
|----------------------|---|---------------|--|
| 1 店舗の所在地 | 〒 | | |
| 2 店舗の名称 ふりがな | | | |
| 3 店舗の電話番号 及びFAX番号 | TEL | FAX | |
| 4 店舗の メールアドレス | | | |
| 5 責任技術者名 | | 責任技術者 指定番号 | |
| 6 添付書類 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 神戸市指定給水装置工事事業者証書の写し (2) 住民票の抄本（法人にあつては、商業登記簿の謄本、定款の写し及び代表者の住民票の抄本） (3) 従業員名簿 (4) 店舗の平面図、写真及び付近の見取図 (5) 申請者（法人にあつては、役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。））がその営業に関し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者に該当しない旨を誓約する書面 (6) 申請者（法人にあつては、代表者）が精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事の事業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しない旨を誓約する書面 (7) 申請者（法人にあつては、代表者）が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことを証明する書面 (8) 責任技術者証の写し (9) 神戸市手数料条例第2条第154号に規定する手数料の領収証書の写し | | |

注意 この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。

様式第6号の4及び様式第6号の5を次のように改める。

様式第6号の4

神戸市下水道排水設備指定工事者指定申請書（更新）

年 月 日

神戸市長 宛

〒

住所

申請者

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ）

次のとおり指定工事者の更新の指定を受けたいので、神戸市下水道条例第8条第3項の規定により関係書類を添えて申請します。

| | | | |
|---|-----|---------------|--|
| 1 店舗の所在地 | 〒 | | |
| 2 店舗の名称 ふりがな | | 指定番号 | |
| 3 店舗の電話番号 及びFAX番号 | TEL | FAX | |
| 4 店舗の メールアドレス | | | |
| 5 責任技術者名 | | 責任技術者 指定番号 | |
| 6 添付書類 | | | |
| (1) 神戸市指定給水装置工事業者証書の写し | | | |
| (2) 指定工事店証 | | | |
| (3) 責任技術者証の写し（所属責任技術者全員分） | | | |
| (4) 従業員名簿 | | | |
| (5) 申請者（法人にあつては、役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。））がその営業に関し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者に該当しない旨を誓約する書面 | | | |
| (6) 申請者（法人にあつては、代表者）が精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しない旨を誓約する書面 | | | |
| (7) 申請者（法人にあつては、代表者）が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨を誓約する書面 | | | |
| (8) 神戸市手数料条例第2条第154号に規定する手数料の領収証書の写し | | | |

注意 この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。

様式第6号の5

神戸市下水道排水設備工事責任技術者指定申請書

年 月 日

神戸市長 宛

申請者の写
真を貼り付
けてくださ
い。

〒 —

住 所

申請者

ふりがな

氏 名

年 月 日生

電話番号 () — —

携帯電話番号 — — —

次のとおり責任技術者の指定を受けたいので、神戸市下水道条例第8条の8第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

| | |
|--|-----------------------------|
| 1 所属する指定工事店の名 称 ふりがな | 指定番号 (未・無所属の場合、指定できません。) |
| 2 添付書類 (1) 履歴書 (2) 住民票の抄本 (3) 申請者の写真 (縦3.0cm×横2.4cm 上半身・撮影後6か月以内のもの 2枚(うち、1枚はこの申請書に貼り付けてください。)) (4) 申請者がその職務に関し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者に該当しない旨を誓約する書面 (5) 申請者が精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しない旨を誓約する書面 (6) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことを証明する書面 (7) 兵庫県下水道排水設備工事責任技術者試験の合格証又は兵庫県下水道排水設備工事責任技術者更新講習の修了証の写し (8) 神戸市手数料条例第2条第156号に規定する手数料の領収証書の写し | |

注意 この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。

様式第6号の7から様式第9号までを次のように改める。

様式第6号の7

神戸市下水道排水設備工事責任技術者指定申請書（更新）

年 月 日

神戸市長 宛

申請者の写
真を貼り付
けてくださ
い。

〒 ー
住 所
申請者
ふりがな
氏 名

年 月 日生

責任技術者指定番号

電話番号（ ） ー

携帯電話番号 ー ー

次のとおり責任技術者の更新の指定を受けたいので、神戸市下水道条例第8条の8第3項において準用する同条例第8条第3項の規定により関係書類を添えて申請します。

| | |
|--|-------------------------------------|
| <p>ふりがな</p> <p>1 所属する指定工事店の名称</p> | <p>指定番号 (未・無所属の場合、更新できません。)</p> |
| <p>2 添付書類</p> <p>(1) 責任技術者証</p> <p>(2) 兵庫県下水道排水設備工事責任技術者更新講習の修了証の写し</p> <p>(3) 申請者の写真 (縦3.0cm×横2.4cm 上半身・撮影後6か月以内のもの 2枚(うち、1枚はこの申請書に貼り付けてください。))</p> <p>(4) 申請者がその職務に関し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者に該当しない旨を誓約する書面</p> <p>(5) 申請者が精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しない旨を誓約する書面</p> <p>(6) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨を誓約する書面</p> <p>(7) 神戸市手数料条例第2条第156号に規定する手数料の領収証書の写し</p> | |

注意 この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。

様式第7号

排水設備設置義務免除申請書

年 月 日

神戸市長 宛

申請者

住所

電話 () -

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

下水道法第10条に規定する排水設備設置義務について、次のとおり免除を申請します。

| | |
|-------------|-----------------------------------|
| 工場又は事業場の名称 | |
| 工場又は事業場の所在地 | |
| 排除汚水の内容 | 間 接 冷 却 水 ・ その他 () |
| 使 用 水 | 水 道 水 ・ 井 戸 水 ・ 工 業 用 水 ・ その他 () |
| 水道お客様番号 | |

| | | |
|---|-------|--|
| 冷却用水等の 使用水量 (月平均の使用 量を記入してく ださい。) | 水 道 水 | |
| | 井 戸 水 | |
| | そ の 他 | |
| | 計 | |

注意

- 1 この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- 2 使用水量と排除量が著しく異なる場合は、排除量及びその理由を付記してください。

様式第8号

公共下水道臨時使用届

年 月 日

神戸市長 宛

届出者

住所

電話 () —

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

次のとおり届け出ます。

| | |
|---------|--------------------|
| 汚水排除場所 | |
| 使用期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 予定1日排除量 | 立方メートル |

注意 この届書は、本人又はその代理人が記入するものです。

様式第9号

(第1面)

除害施設設置等計画(変更)届

年 月 日

神戸市長 宛

届出者

| |
|------------------------|
| 住所 |
| 電話 () — |
| 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) |

除害施設の設置等の(計画・変更)について次のとおり届け出ます。

| | | |
|-------------------------------|-------------|--------------------------|
| 工場又は事業場の名称 | | |
| 工場又は事業場の所在地 | | |
| 業種及び製品名 | | |
| 操業日数 | 1月当たり 日 | |
| 操業時間 | 時 分から 時 分まで | |
| 除害施設 の 計 画 内 容 | 施設の種類 | |
| | 工事期間 | 着工予定 年 月 日 完成予定 年 月 日 |
| | 計画除害水量 | 平均 立方メートル/日 最大 立方メートル/日 |
| | 対象水質項目 | |
| | 対象排水の種類 | |

(第2面)

| | | | | | |
|-----------------|--------------------------|-------|------|-------|-----|
| 廃水処理の方法 | (説明文、フロー図等を用いて記入してください。) | | | | |
| 処理前後の水質 | 水質項目 | 処 理 前 | | 処 理 後 | |
| | | 通常値 | 最大値 | 通常値 | 最大値 |
| 処理工程中の使用薬品 | 薬品名 | 使用量 | 目的 | | |
| 処理による残渣 | 種類 | 生成量 | 処分方法 | | |
| 生産工程中の使用薬品及び原材料 | 薬品名及び原材料名 | | 使用量 | | |

(第3面)

| | | | | | | |
|---------------|--------------------|----|---|---|---|---|
| 排除される下水の量及び水質 | 排出口 | | | | | |
| | 項目等 | | | | | |
| | 下水の量 (立方メートル/日) | 通常 | | | | |
| | | 最大 | | | | |
| | 水素イオン濃度 (pH) | 最高 | ~ | ~ | ~ | ~ |
| | | 最低 | | | | |
| | | 通常 | | | | |
| | | 最大 | | | | |
| | | 通常 | | | | |
| | | 最大 | | | | |
| | | 通常 | | | | |
| | | 最大 | | | | |
| | | 通常 | | | | |
| | | 最大 | | | | |
| | | 通常 | | | | |
| | | 最大 | | | | |
| | | 通常 | | | | |
| | | 最大 | | | | |
| | 排出先 | | | | | |
| | 排水の概要 | | | | | |
| | その他の参考事項 | | | | | |

(第4面)

用水及び排水の系統図を図示し、用途別の水使用量を図に付記してください。

用水及び排水の系統

用水概況を次の表に記入してください。

| 取水(立方メートル/日) | 上水道 | 工業用水道 | 地下水 | 海水 | その他 | 計 |
|----------------|-----|-------|-----|----|-----|---|
| 用水(立方メートル/日) | | | | | | |
| 原料用水 | | | | | | |
| 洗浄用水 | | | | | | |
| 冷却用水 | | | | | | |
| ボイラー用水 | | | | | | |
| 生活用水 | | | | | | |
| その他 | | | | | | |
| 計 | | | | | | |
| 用水使用量の季節的変動の概要 | | | | | | |

注意 用水使用量のうち、循環使用水量については、かつこ書きで記入してください。

添付書類

- 1 工場又は事業場付近見取図
- 2 工場又は事業場平面図、主要機器等配置図
- 3 工場又は事業場排水経路図
- 4 操業系統図
- 5 除害施設設計計算書
- 6 除害施設構造図
- 7 除害施設取扱説明書

注意 この届書は、本人又はその代理人が記入するものです。

様式第11号を次のように改める。

様式第11号

排水管理責任者選任（変更）届

年 月 日

神戸市長 宛

届出者

住所

電話（ ） —

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

神戸市下水道条例第14条の2の規定により排水管理責任者を選任(変更)しましたので、次のとおり届け出ます。

| | | | |
|---------|----------------------------|----------------------|--|
| 事業場の所在地 | | | |
| 事業場の名称 | | | |
| 特定施設の種別 | | ※整理番号 | |
| 排水管理責任者 | ふりがな氏名 | ※受理年月日 | |
| | 生年月日 | ※備考 | |
| | 資格 | 1 公害防止管理者 水質関係第 種 | |
| | 〔該当の事項の 番号を○で囲 むこと。〕 | 2 公害防止主任管理者 | |
| | | 3 講習課程修了者 証書番号第 号 | |

注意

- 1 この届書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- 2 ※の欄は、記入しないでください。
- 3 資格を証する書類の写しを添付してください。

様式第14号及び様式第15号を次のように改める。

様式第14号

(第1面)

排除汚水量減量申告書

年 月 日

神戸市長 宛

申告者

住所

電話 () —

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

神戸市下水道条例第16条第2項の規定により、排除汚水量減量について次のとおり申告します。

| | | | | | | | | | | | |
|---------|--|-------|--|--|-------|--|----|--------|------|-------|--|
| 事業場名 | | | | | | | | | | | |
| 排除場所 | | | | | | | | | | | |
| 使用水の種類 | | 1 水道水 | | | 2 井戸水 | | | 3 工業用水 | | 4 その他 | |
| 水道お客様番号 | | | | | | | 井戸 | 計器番号 | 工業用水 | 受水番号 | |
| | | | | | | | | | | | |
| 用途 | | | | | | | | | | | |
| 減量期間 | | | | | | | | | | | |
| 減量理由 | | | | | | | | | | | |
| 添付書類 | | | | | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | | | | |

注意 この申告書は、本人又はその代理人が記入するものです。

(第2面)

(1) 冷却塔又はボイラーとその補給水量計測用水量器の内容

| | 冷却塔・ボイラー | | | | 量水器 | | | |
|---|----------|------|------|-----------------|------|------|----|-------|
| | 区分 | メーカー | 形式型番 | 公称容量能力 (/時) | メーカー | 形式型番 | 口径 | 設置年月日 |
| 1 | (冷・ボ) | | | | | | | ・ |
| 2 | (冷・ボ) | | | | | | | ・ |
| 3 | (冷・ボ) | | | | | | | ・ |
| 4 | (冷・ボ) | | | | | | | ・ |
| 5 | (冷・ボ) | | | | | | | ・ |
| 6 | (冷・ボ) | | | | | | | ・ |
| 7 | (冷・ボ) | | | | | | | ・ |
| 8 | (冷・ボ) | | | | | | | ・ |

(2) 製品添加の内容

| 減量内訳 | 製品名等 | 規格 | 製造数量等 | 含有水率等 | 含有水量 | 計量器 |
|------|------|----|-------|-------|------|-----|
| | | | | | | |
| | | | | | | |

様式第15号

排除汚水量認定基準異動届

年 月 日

神戸市長 宛

届出者

| |
|-------------------------|
| 住所 |
| 電話 () - |
| 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) |

次のとおり 年 月 日から排除汚水量 (井戸汚水その他の汚水) に異動が生じたので届け出ます。

| | | | | | |
|------|--------|--------|---------|--|--|
| 排除場所 | | | | | |
| 用途 | | | | | |
| | 現認定分 | 異動 | 水道お客様番号 | | |
| | 立方メートル | 立方メートル | | | |
| 使用水量 | 立方メートル | 立方メートル | | | |
| 排除水量 | 立方メートル | 立方メートル | 計測装置 | | |
| 異動理由 | | | | | |
| 添付書類 | | | | | |

注意 この届書は、本人又はその代理人が記入するものです。

様式第17号の3から様式第18号の2までを次のように改める。

様式第17号の3

計測装置設置完了報告書

年 月 日

神戸市長 宛

報告者

住所

電話 () —

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

次のとおり、計測装置の設置を行いましたので神戸市下水道条例第16条の2第4項の規定により、報告します。

| | |
|---------|------------------|
| 設置年月日 | 年 月 日 |
| 設置場所 | |
| 計測装置の内容 | 種類 口径 製造番号 |
| その他 | |

注意 この報告書は、本人又はその代理人が記入するものです。

様式第17号の4

指 針 数 報 告 書

神戸市長 宛

報告者

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所

計測装置を設置している場所又は事業所の名称

電話番号（ ） —

神戸市下水道条例第16条の2第6項の規定により、実際に使用した使用水量を次のとおり報告します。

| 計器番号 | 前回（ / ） 指針数 | 今回指針数 | 処理欄 |
|------------|----------------|-------------|-----|
| 時間計 量水器 | 時 立方メートル | 時 立方メートル | |
| 時間計 量水器 | 時 立方メートル | 時 立方メートル | |
| 時間計 量水器 | 時 立方メートル | 時 立方メートル | |
| 時間計 量水器 | 時 立方メートル | 時 立方メートル | |
| 時間計 量水器 | 時 立方メートル | 時 立方メートル | |

検 針 日 年 月 日

担当者氏名

注意 この報告書は、本人又はその代理人が記入するものです。

様式第18号

下水道使用料減額（免除）申請書

年 月 日

神戸市長 宛

申請者

住所

電話（ ） -

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

次のとおり下水道使用料の減額（免除）を受けたいので、申請します。

| | | | | | | | | | | | | | |
|---------|--|--|--|--|--|--|-------|--|--|--------|--|-------|--|
| 使用水種 | 水道水・その他（ ） | | | | | | | | | | | | |
| 水道お客様番号 | | | | | | | | | | | | 使用者番号 | |
| | | | | | | | | | | | | 下水道 | |
| 排除場所 | | | | | | | | | | | | | |
| 申請の理由 | 神戸市下水道条例施行規則第20条第1項第 号に該当するため | | | | | | | | | | | | |
| 給水装置の別 | 専用・共用・複線 [共用又は複線にあつては、代表者氏名] | | | | | | | | | | | | |
| 水道使用水量 | 立方メートル | | | | | | 汚水排除量 | | | 立方メートル | | | |
| その他 | | | | | | | | | | | | | |

注意 この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。

様式第18号の2

下水道使用料減額（免除）決定通知書

第 年 月 日
号

様

神戸市長 印

年 月 日申請のありました下水道使用料の減額（免除）については、次のとおり決定しましたので通知します。

| | | | | | | | | | | | | | |
|------------|-------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-------|--|
| 使用水種 | 水道水・その他（ ） | | | | | | | | | | | | |
| 水道お客様番号 | | | | | | | | | | | | 使用者番号 | |
| | | | | | | | | | | | | 下水道 | |
| 決定の内容 | | | | | | | | | | | | | |
| 上記の決定をした理由 | 神戸市下水道条例施行規則第20条第1項第 号 に該当する（しない）ため | | | | | | | | | | | | |
| 減免の期間 | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | | | | | | | |

様式第19号から様式第24号までを次のように改める。

様式第19号

| | |
|---|---|
| 公共下水道（都市下水路）物件設置（変更）許可申請書 年 月 日 | |
| 神戸市長 宛 | |
| 申請者 | 住所 電話（ ） — 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） |
| 次のとおり公共下水道（都市下水路）の排水施設の構造部分又は構造部分の地下に物件を設置（変更）する事に関し、許可を受けたいので、申請します。 | |
| 設置の目的 | 1 進入路のため（床版の設置） 2 道路排水の接続のため 3 その他 |
| 設置場所 | |
| 物件の名称及び構造 | 1 床版 2 ヒューム管 3 ボックスカルバート 4 硬質塩化ビニル管 5 その他 その他詳細は別紙図面のとおりに |
| 設置期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 施工業者 | 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話（ ） — |
| 工事期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 備考 | |
| 注意 この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。 | |

様式第20号

公共下水道(都市下水路)物件設置(変更)許可証

物件設置許可番号

年 月 日

様

神戸市長



年 月 日申請のありました

の物件

設置は、下記条件を付けて許可します。

記

- 1 許可を受けて設置する物件は、水路の流水及び排水を妨げない構造とし、申請書に添付の書類に基づいて行うこと。
- 2 将来市長において必要と認めるとき、又は公共下水道若しくは都市下水路に関する工事のため支障のあるときは、この許可を取り消し、又は補強、改造等を命ずることがある。
- 3 物件設置工事(以下「工事」という。)について第三者と紛争を生じたときは、当事者で紛争を解決するまで工事を中止すること。
- 4 工事着工前、工事中及び完成後の道路面及び水路内の写真を提出すること。
- 5 工事完成後遅滞なく公共下水道(都市下水路)物件設置完成届を担当事務所に提出し、検査を受けること。
- 6 道路掘削については必ず道路管理者の許可を受けること。
- 7 設置した物件については申請者にて維持及び管理を行い、これに起因して事故が発生した場合は申請者がその責めを負うこと。
- 8 物件の所有権を他に譲渡したときは、その譲受人に対し、上記の許可を承継させること。
- 9 設置した物件は設置の目的以外には使用しないこと。
- 10 現場での立会い、協議等は_____と打ち合わせることを。

様式第21号

公共下水道（都市下水路）物件設置完成届

年 月 日

神戸市長 宛

届出者

住所

電話（ ） —

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

公共下水道物件設置（都市下水路）が完成したので次のとおり届け出ます。

| | | | |
|---------|---------|-------|-------|
| 設 置 場 所 | | | |
| 施 工 業 者 | 電話（ ） — | | |
| 許 可 番 号 | — | 完成年月日 | 年 月 日 |

注意 この届書は、本人又はその代理人が記入するものです。

様式第22号

公共下水道(都市下水路)物件設置完成検査済証

年 月 日

様

神戸市長



年 月 日申請のありました の

物件設置は、完成検査に合格したことを証します。

様式第23号

公共下水道付近地掘削届

年 月 日

神戸市長 宛

届出者
(施主)

| |
|-------------------------|
| 住所 |
| 電話 () — |
| 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) |

施工業者

| |
|-------------------------|
| 住所 |
| 電話 () — |
| 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) |

次のとおり公共下水道の付近地を掘削いたしますので、届け出ます。

| | | | |
|-------------|------------------------|---------|-----------|
| 掘削の目的 | | | |
| 掘削する場所 | | | |
| 工事期間 | 年 月 日から | 年 月 日まで | |
| 掘削する距離及び深さ | 距離 | メートル | 最深箇所 メートル |
| 公共下水道破損予防処置 | | | |
| 添付書類 | 掘削場所と公共下水道との関係を明示した断面図 | | |
| 施工通知の受付番号 | 第 | — | 号 |

注意 この届書は、本人又はその代理人が記入するものです。

様式第24号

占有（新規・更新）許可申請書

年 月 日

神戸市長 宛

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
申請者

電話番号（ ） —

次のとおり神戸市下水道条例第22条の2（第22条の3第2項）の規定による
占有の許可（更新の許可）を受けたいので、申請します。

| | | | |
|------------------|--------------------|----------------|---|
| 占有の目的 | | | |
| 占有に係る場所 | | | |
| 下水道暗渠の内 径及び材質 | 内径 材質 | 延長 | |
| 占有の期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | 電線又は工作物の種類及び寸法 | |
| 工事の期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | 工事の実施方法 | |
| 従前の許可番号 | 第 | | 号 |
| 備考 | | | |

注意 この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。

様式第26号を次のように改める。

様式第26号

| | | |
|--|---------------------------------|----------|
| 占用料減額（免除）申請書 | | |
| 年 月 日 | | |
| 神戸市長 宛 | | |
| 住 所 | | |
| 氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） | | |
| 申請者 | | |
| 電話番号（ ） — | | |
| 次のとおり神戸市下水道条例第22条の6において準用する同条例第19条の規定による減額（免除）を受けたいので、申請します。 | | |
| 減額又は免除を受けようとする電線又は工作物 | 許 可 番 号 | |
| | 場 所 | |
| | 延 長 | |
| | 電 線 又 は 工作物の種類及び寸法 | |
| | 下水道暗渠 <small>きよ</small> の内径及び材質 | 内径 材質 |
| 備考 | | |

注意 この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の神戸市下水道条例施行規則（以下「旧規則」という。）に定める様式に従い提出されている申請書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）は、この規則による改正後の神戸市下水道条例施行規則（以下「新規則」という。）に定める様式に従い提出されている申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する旧規則の様式による申請書等の様式は、新規則による申請書等の様式とみなして、当分の間、なお使用することができる。
- 4 新規則第6条の8の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に該当するに至った同条の表に掲げる違反について適用し、施行日前に該当するに至った旧規則第6条の8の表に掲げる違反については、なお従前の例による。

(規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部改正)

- 5 神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則（令和3年3月規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | 改正前 | |
|-----------|-------|-----------|-------|
| 別表（第2条関係） | | 別表（第2条関係） | |
| 規則名 | 条項又は様 | 規則名 | 条項又は様 |

| | 式番号 | | 式番号 |
|---|-----|---|----------|
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 神戸市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 (昭和49年4月規則第41号) | [略] | 神戸市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 (昭和49年4月規則第41号) | [略] |
| | | 神戸市下水道条例施行規則(昭和50年11月規則第70号) | 様式第1号 |
| | | | 様式第6号の2 |
| | | | 様式第6号の4 |
| | | | 様式第6号の5 |
| | | | 様式第6号の7 |
| | | | 様式第7号 |
| | | | 様式第9号 |
| | | | 様式第11号 |
| | | | 様式第14号 |
| | | | 様式第15号 |
| | | | 様式第17号 |
| | | | 様式第17号の3 |
| | | | 様式第17号の4 |
| | | | 様式第18号 |
| | | | 様式第19号 |
| | | | 様式第21号 |

| | | | |
|-----|-----|-----|--------|
| | | | 様式第23号 |
| | | | 様式第24号 |
| | | | 様式第26号 |
| [略] | [略] | [略] | [略] |

神戸市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第69号

神戸市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市営住宅条例施行規則（昭和35年4月規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">（条例第5条第1項に規定する規則で定める者）</p> <p>第3条 条例第5条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p style="margin-left: 2em;">(1)～(8) [略]</p> | <p style="text-align: center;">（条例第5条第1項に規定する規則で定める者）</p> <p>第3条 条例第5条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。<u>ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(1)～(8) [略]</p> <p><u>2 市長は、入居の申込みをした者</u></p> |

(条例第5条第1項第3号イ(ア)に規定する規則で定める事情)

第4条の2 条例第5条第1項第3号イ(ア)に規定する規則で定める事情は、入居者又は同居者に次の各号のいずれかに該当する者があることとする。

(1) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次のアからエまでに掲げる障害の種類に応じそれぞれアからエまでに定める程度であるもの

ア 身体障害 第3条第2号アに規定する程度

イ、ウ [略]

エ 特殊の疾病による障害 第3条第2号エに規定する程度

(2) 第3条第3号、第4号、第6号又は第7号のいずれかに該当する者

(条例第5条第2項の規定により定める条件)

が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、他の市町村に意見を求めるものとする。

(条例第5条第1項第3号イ(ア)に規定する規則で定める事情)

第4条の2 条例第5条第1項第3号イ(ア)に規定する規則で定める事情は、入居者又は同居者に次の各号のいずれかに該当する者があることとする。

(1) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次のアからエまでに掲げる障害の種類に応じそれぞれアからエまでに定める程度であるもの

ア 身体障害 第3条第1項第2号アに規定する程度

イ、ウ [略]

エ 特殊の疾病による障害 第3条第1項第2号エに規定する程度

(2) 第3条第1項第3号、第4号、第6号又は第7号のいずれかに該当する者

(条例第5条第3項の規定により定める条件)

第5条 条例第5条第2項の規定により定める条件は、次に掲げる条件とする。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(1)～(4) [略]

(条例第14条第6号に規定する規則で定めるやむを得ない事情)

第11条の2 条例第14条第6号に規定する規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げるいずれかの事情とする。

(1) 条例第19条の2第2項に規定する定期入居許可を受けた入居者（条例第20条の規定により同居の承認を受けた者であつて、条例第21条の規定により入居者の地位を承継した者を除く。）又はその同居者（条例第20条の規定により同居の承認を受けた者を除く。）が、当該市営住宅に入居した日から入居許可期間（条例第19条の2第1項に規定する入居許可期間をいう。以下同じ。）が満了する日までの間に、新たに障害者基本法第2条に規定する障害者であつてその障害の程度が次のアからエまでに掲げる障害の種類に応

第5条 条例第5条第3項の規定により定める条件は、次に掲げる条件とする。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(1)～(4) [略]

(条例第14条第6号に規定する規則で定めるやむを得ない事情)

第11条の2 条例第14条第6号に規定する規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げるいずれかの事情とする。

(1) 条例第19条の2第2項に規定する定期入居許可を受けた入居者（条例第20条の規定により同居の承認を受けた者であつて、条例第21条の規定により入居者の地位を承継した者を除く。）又はその同居者（条例第20条の規定により同居の承認を受けた者を除く。）が、当該市営住宅に入居した日から入居許可期間（条例第19条の2第1項に規定する入居許可期間をいう。以下同じ。）が満了する日までの間に、新たに障害者基本法第2条に規定する障害者であつてその障害の程度が次のアからエまでに掲げる障害の種類に応

じそれぞれアからエまでに定めるものに該当することになったと認められる事情

ア～ウ [略]

エ 特殊の疾病による障害 第3条第2号エに規定する程度

(2) [略]

(条例第19条の2第1項第2号に規定する規則で定める者)

第20条の2 条例第19条の2第1項第2号に規定する規則で定める者は、第3条第2号から第8号までのいずれかに該当する者とする。

別表第1 (第2条関係)

(1) 公営住宅

| 名称 | 位置 |
|---------------|-----|
| [略] | [略] |
| 神戸市営フローラ六甲住宅 | [略] |
| [略] | [略] |
| 神戸市営ハーバー壱番館住宅 | [略] |

じそれぞれアからエまでに定めるものに該当することになったと認められる事情

ア～ウ [略]

エ 特殊の疾病による障害 第3条第1項第2号エに規定する程度

(2) [略]

(条例第19条の2第1項第2号に規定する規則で定める者)

第20条の2 条例第19条の2第1項第2号に規定する規則で定める者は、第3条第1項第2号から第8号までのいずれかに該当する者とする。

別表第1 (第2条関係)

(1) 公営住宅

| 名称 | 位置 |
|---------------|----------|
| [略] | [略] |
| 神戸市営フローラ六甲住宅 | [略] |
| 神戸市営エスオーチ住宅 | 灘区記田町3丁目 |
| [略] | [略] |
| 神戸市営ハーバー壱番館住宅 | [略] |

| | |
|-----------------------|-----|
| | |
| [略] | [略] |
| 神戸市営エト ワール長尾住 宅 | [略] |
| [略] | [略] |

(2) [略]

別表第2 (第25条関係)

| 公営住宅 | 数値 |
|---|-----|
| [略] | [略] |
| 神戸市営弓の木住宅及び神戸市営八幡住宅並びに神戸市営ルミエールダイドー住宅 | [略] |
| [略] | [略] |
| 神戸市営大石東住宅、神戸市営友田住宅、神戸市営大石東第二住宅、神戸市営新在家南住宅及び神戸市営シルバーハイツ大石東住宅 | [略] |
| [略] | [略] |
| 神戸市営下沢住宅、神戸市営水木住宅、神戸市営ルゼ | [略] |

| | |
|------------------------------------|-----------------|
| 神戸市営メゾ ン西柳原住宅 | 兵庫区西柳原町 |
| [略] | [略] |
| 神戸市営エト ワール長尾住 宅 | [略] |
| 神戸市営グラ ンディア ミ・アモーレ 新長田邸住宅 | 長田区五位ノ池 町3丁目 |
| [略] | [略] |

(2) [略]

別表第2 (第25条関係)

| 公営住宅 | 数値 |
|---|------|
| [略] | [略] |
| 神戸市営弓の木住宅及び神戸市営八幡住宅並びに神戸市営ルミエールダイドー住宅 | [略] |
| 神戸市営篠原南住宅 | 1.06 |
| [略] | [略] |
| 神戸市営大石東住宅、神戸市営友田住宅、神戸市営大石東第二住宅、神戸市営新在家南住宅及び神戸市営シルバーハイツ大石東住宅並びに神戸市営エスオーチ住宅 | [略] |
| [略] | [略] |
| 神戸市営下沢住宅、神戸市営水木住宅、神戸市営ルゼ | [略] |

フィール中道住宅及び神戸市営フレール離宮西町住宅並びに神戸市営サントル上沢住宅、神戸市営スミティコート中道住宅、神戸市営オーク松本通住宅及び神戸市営フレール新開地3丁目住宅

[略]

[略]

神戸市営松原住宅、神戸市営小河住宅、神戸市営東柳原住宅、神戸市営切戸住宅、神戸市営小河第二住宅、神戸市営松原第二住宅、神戸市営南逆瀬川住宅、神戸市営切戸南住宅、神戸市営松野住宅、神戸市営細田住宅、神戸市営新若松住宅、神戸市営フレール・アスタ若松住宅、神戸市営新日吉住宅、神戸市営白川住宅、神戸市営東落合住宅、神戸市営大池西住宅、神戸市営神の谷住宅、神戸市営横尾住宅、神戸市営中落合住宅、神戸市営北落合住宅、神戸市営北落合西住宅、神戸市営西落合住宅、神戸市営板宿住宅、神戸市営須磨大池住宅、神戸市営中島住宅、神戸市営太田第二住宅、神戸市営新大

[略]

フィール中道住宅及び神戸市営フレール離宮西町住宅並びに神戸市営メゾン西柳原住宅、神戸市営サントル上沢住宅、神戸市営スミティコート中道住宅、神戸市営オーク松本通住宅及び神戸市営フレール新開地3丁目住宅

[略]

[略]

神戸市営松原住宅、神戸市営小河住宅、神戸市営東柳原住宅、神戸市営切戸住宅、神戸市営小河第二住宅、神戸市営松原第二住宅、神戸市営南逆瀬川住宅、神戸市営切戸南住宅、神戸市営日吉住宅、神戸市営松野住宅、神戸市営細田住宅、神戸市営新若松住宅、神戸市営フレール・アスタ若松住宅、神戸市営新日吉住宅、神戸市営白川住宅、神戸市営東落合住宅、神戸市営大池西住宅、神戸市営神の谷住宅、神戸市営横尾住宅、神戸市営中落合住宅、神戸市営北落合住宅、神戸市営北落合西住宅、神戸市営西落合住宅、神戸市営板宿住宅、神戸市営須磨大池住宅、神戸市営中島住宅、神戸市営太田第

[略]

池東住宅、神戸市営フレール須磨千歳住宅、神戸市営歌敷山住宅、神戸市営五色山住宅及び神戸市営五色山南住宅並びに神戸市営ファルコン日吉住宅、神戸市営K O B E兵庫壺番館住宅、神戸市営コウベアーバンⅡ住宅、神戸市営エヴァタウン海運住宅、神戸市営ルゼフィール名谷東住宅、神戸市営コーレジラス須磨住宅、神戸市営フレール須磨たかとり住宅及び神戸市営まあぶる・おおみち住宅

二住宅、神戸市営新大池東住宅、神戸市営フレール須磨千歳住宅、神戸市営歌敷山住宅、神戸市営五色山住宅及び神戸市営五色山南住宅並びに神戸市営ファルコン日吉住宅、神戸市営K O B E兵庫壺番館住宅、神戸市営コウベアーバンⅡ住宅、神戸市営エヴァタウン海運住宅、神戸市営ルゼフィール名谷東住宅、神戸市営コーレジラス須磨住宅、神戸市営フレール須磨たかとり住宅及び神戸市営まあぶる・おおみち住宅

神戸市営菊水住宅、神戸市営大同住宅、神戸市営庄山住宅、神戸市営長尾住宅、神戸市営上池田住宅、神戸市営新五位ノ池住宅、神戸市営菅の台住宅、神戸市営竜が台住宅及び神戸市営南落合住宅並びに神戸市営竜が台住宅並びに神戸市営ラール山下住宅及び神戸市営ラポール大谷住宅

神戸市営菊水住宅、神戸市営大同住宅、神戸市営庄山住宅、神戸市営長尾住宅、神戸市営上池田住宅、神戸市営新五位ノ池住宅、神戸市営菅の台住宅、神戸市営竜が台住宅並びに神戸市営グラディミアミ・アモール新長田邸住宅、神戸市営ラール山下住宅及び神戸市営ラポール大谷住宅

神戸市営会下山住宅、神戸市営重池住宅、神戸市営房王寺住宅、神戸市営寺池住宅、神戸市営重池第二住宅及び神戸市営旭が丘第二住宅並びに神戸市営ルネタウ

神戸市営会下山住宅、神戸市営重池住宅、神戸市営重池北住宅、神戸市営房王寺住宅、神戸市営寺池住宅、神戸市営重池第二住宅及び神戸市営旭が丘第二住宅並

ン御船住宅、神戸市営メゾン・ル・ウェスト住宅、神戸市営マックコート住宅及び神戸市営フレール長田住宅

[略]

[略]

びに神戸市営ルネタウン御船住宅、神戸市営メゾン・ル・ウェスト住宅、神戸市営マックコート住宅及び神戸市営フレール長田住宅

[略]

[略]

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号（第13条、第40条関係）

第 号

神戸市営住宅実態調査員証

所 属
氏 名

上記の者は神戸市営住宅条例第15条第3項又は第4項の規定による調査を行い、及び同条例第46条第1項に規定する権限を同条第2項の規定により行使する者であることを証明する。

交付日 年 月 日

神戸市長 印

様式第2号（第41条関係）

第 号

神戸市営住宅立入検査員証

所 属

氏 名

上記の者は神戸市営住宅条例第47条第1項（第60条において準用する場合を含む。）及び第48条第1項の規定により検査を行う者であることを証明する。

交付日 年 月 日

神戸市長 印

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

神戸市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第70号

神戸市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年3月規則第117号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|--|--------|-----|------|--|--------|----------------|--------------|
| （有料公園及び有料公園施設の供用日及び供用時間） 第5条 有料公園及び有料公園施設（附属設備を除く。）の供用日及び供用時間は、次の表のとおりとする。 (1) [略] (2) 有料公園施設 | | | | （有料公園及び有料公園施設の供用日及び供用時間） 第5条 有料公園及び有料公園施設（附属設備を除く。）の供用日及び供用時間は、次の表のとおりとする。 (1) [略] (2) 有料公園施設 | | | |
| 都市公園名 | 有料公園施設 | 供用日 | 供用時間 | 都市公園名 | 有料公園施設 | 供用日 | 供用時間 |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 布引公園 | [略] | [略] | [略] | 布引公園 | [略] | [略] | [略] |
| | | | | 磯上公園 | 球技場 | 1月4日から12月28日まで | 午前9時から午後9時まで |

| | | | |
|---------------|---------------|-----|----------------------------|
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 遠矢 浜公 園 | 少年 球技 場 | [略] | 午前8時30分 から午後4時 30分まで |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 備考 [略] | | | |

2 附属設備たる有料公園施設の供用日及び供用時間は、次の表に掲げるものを除き、附属する有料公園又は有料公園施設に準ずるものとする。

| 種類 | 都市公園名 | 供用日 | 供用時間 |
|----|---|------------------------|------|
| 電源 | 東遊園地 神戸震災復興記念公園 湊川公園 若松公園 下中島公園 海浜公園 名谷公園 糀台公園 西神中央公園 | 1月1日 から12月 31日まで | 終日 |

| | | | |
|---------------|---------|-----|---|
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 遠矢 浜公 園 | 野球 場 | [略] | ア 1月、2月 及び12月 午 前8時30分か ら午後4時30 分まで イ 3月から11 月まで 午前 8時30分から 午後8時30分 まで |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 備考 [略] | | | |

2 附属設備たる有料公園施設の供用日及び供用時間は、次の表に掲げるものを除き、附属する有料公園又は有料公園施設に準ずるものとする。

| 種類 | 都市公園名 | 供用日 | 供用時間 |
|-----------|---|--|----------------------|
| 附属会 議室 | 諏訪山公 園 | 1月4日 から12月 28日ま で。ただ し、月曜 日を除 く。 | 午前9時 から午後 5時まで |
| 電源 | 東遊園地 神戸震災復興記念公園 湊川公園 若松公園 下中島公園 海浜公園 名谷公園 糀台公園 | 1月1日 から12月 31日まで | 終日 |

| | | |
|------------|--|--|
| 西神中央 公園 | | |
|------------|--|--|

3、4 [略]

(有料公園又は有料公園施設の利用券及び優待券)

第6条 有料公園又は有料公園施設の利用券及び優待券は、次のとおりとする。

| 券の種類 | 使用する有料公園の名称等又は有料公園施設の種類 |
|------|--|
| 利用券 | 布引公園 相楽園 森林植物園 離宮公園 野球場及びその附属設備 住吉浜公園少年野球場 王子公園陸上競技場 しまわの森陸上競技場 神戸総合運動公園陸上補助競技場 瀬戸公園球技場 小野浜公園球技場 しまわの森球技場 北神戸田園スポーツ公園球技場 海浜公園球技場 垂水健康公園球技場 第2球技場 第3球技場 遠矢浜公園少年球技場 テニスコート及びその附属設備 アーチェリー場 プール 体育館 神戸総合運動公園補助体育館 トレーニング室 温泉 動物園 駐車場 集会室 料理室 工芸室 宿泊室 キャンプ場 オートキャンプ場 デイキャンプ場 |
| [略] | [略] |

3、4 [略]

(有料公園又は有料公園施設の利用券及び優待券)

第6条 有料公園又は有料公園施設の利用券及び優待券は、次のとおりとする。

| 券の種類 | 使用する有料公園の名称等又は有料公園施設の種類 |
|------|--|
| 利用券 | 布引公園 相楽園 森林植物園 離宮公園 野球場及びその附属設備 住吉浜公園少年野球場 王子公園陸上競技場 しまわの森陸上競技場 神戸総合運動公園陸上補助競技場 瀬戸公園球技場 磯上公園球技場及びその附属設備 小野浜公園球技場 しまわの森球技場 北神戸田園スポーツ公園球技場 海浜公園球技場 垂水健康公園球技場 第2球技場 第3球技場 テニスコート及びその附属設備 アーチェリー場 プール 体育館 神戸総合運動公園補助体育館 トレーニング室 温泉 動物園 駐車場 集会室 料理室 工芸室 宿泊室 キャンプ場 オートキャンプ場 デイキャンプ場 |
| [略] | [略] |

様式第1号から様式第13号までを次のように改める。

様式第1号 (第2条関係)

| 公園施設設置許可申請書 | | |
|---|---------------------------------|--------------|
| | | 年 月 日 |
| 神戸市長 宛 | | |
| 郵便番号 | | |
| 住 所 | | |
| フリガナ | | |
| 申請人 | 氏 名 | |
| 生年月日 | | |
| 電話番号 | | |
| (担 当 者) | | |
| 下記のとおり申請します。 | | |
| 1 設置する都市公園名 | | |
| 2 設 置 位 置 | | |
| 3 設 置 面 積 | 平方メートル | |
| 4 設置する公園施設の 種類及び構造 | | |
| 5 設 置 目 的 | | |
| 6 設 置 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで | |
| 7 公園施設の管理方法 | | |
| 8 工 事 実 施 方 法 | | |
| 9 工 事 実 施 期 間 | 着手 許可の翌日から 日以内 完了 着手の日から 日以内 | |
| 10 都市公園の復旧方法 | | |
| 11 そ の 他 | | |
| <p>注意 この申請書は本人又はその代理人が記入するものです。 ここから下の欄は記入しないでください。</p> | | |
| 備考 | 受 付 欄 | 年 月 日 第 号 |

様式第1号の2 (第2条関係)

| 公園施設設置許可事項変更申請書 | | 年 月 日 |
|---|----------|--------------|
| 神戸市長 宛 | | |
| 郵便番号 | | |
| 住 所 | | |
| フリガナ | | |
| 申請人 | 氏 名 | |
| | 生年月日 | |
| | 電話番号 | |
| | (担 当 者) | |
| 下記のとおり申請します。 | | |
| 1 設置する都市公園名 | | |
| 2 現在受けている許可の年月日、番号及び期間 | 年 月 日 | 許可第 号 |
| | 年 月 日から | 年 月 日まで |
| 3 変更する事項 | | |
| 4 変更の理由 | | |
| 5 その他 | | |
| 注意 この申請書は本人又はその代理人が記入するものです。 ここから下の欄は記入しないでください。 | | |
| 備考 | 受付欄 | 年 月 日 第 号 |

様式第2号 (第2条関係)

公園施設管理許可申請書

年 月 日

神戸市長 宛

郵便番号

住 所

フリガナ

申請人

氏 名

生年月日

電話番号

(担 当 者)

下記のとおり申請します。

| | | |
|---|----------------------------|-----------------|
| 1 | 管 理 施 設 所 在 の 都 市 公 園 名 | |
| 2 | 管 理 施 設 の 種 類 及 び 構 造 | |
| 3 | 管 理 施 設 面 積 | 平方メートル |
| 4 | 管 理 目 的 | |
| 5 | 管 理 方 法 | |
| 6 | 管 理 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 7 | そ の 他 | |

注意 この申請書は本人またはその代理人が記入するものです。
ここから下の欄は記入しないでください。

| | | |
|----|-----|-------|
| 備考 | 受付欄 | 年 月 日 |
| | | 第 号 |

様式第2号の2 (第2条関係)

| 公園施設管理許可事項変更申請書 | | 年 | 月 | 日 |
|---|------------------------------|---------|-------|-----|
| 神戸市長 宛 | | | | |
| 郵便番号 | | | | |
| 住 所 | | | | |
| フリガナ | | | | |
| 申請人 氏 名 | | | | |
| 生年月日 | | | | |
| 電話番号 | | | | |
| (担 当 者) | | | | |
| 下記のとおり申請します。 | | | | |
| 1 | 管理施設所在の 都市公園名 | | | |
| 2 | 現在受けている 許可の年月日、 番号及び期間 | 年 月 日 | 許可第 | 号 |
| | | 年 月 日から | 年 月 | 日まで |
| 3 | 変更する事項 | | | |
| 4 | 変更の理由 | | | |
| 5 | そ の 他 | | | |
| 注意 この申請書は本人又はその代理人が記入するものです。 ここから下の欄は記入しないでください。 | | | | |
| 備考 | | 受付欄 | 年 月 日 | 第 号 |

様式第3号(第2条関係)

都市公園占用許可申請書

年 月 日

神戸市長 宛

郵便番号

住 所

フリガナ

申請人 氏 名

生年月日

電話番号

(担 当 者)

下記のとおり申請します。

| | |
|----------------------|---------------------------------|
| 1 占用する都市公園名 | |
| 2 占 用 位 置 | |
| 3 占用面積又は占用物件の 数 量 | |
| 4 占用物件の種類及び構造 | |
| 5 占 用 目 的 | |
| 6 占 用 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 7 工 事 実 施 方 法 | |
| 8 占用物件の管理方法 | |
| 9 工 事 実 施 期 間 | 着手 許可の翌日から 日以内 完了 着手の日から 日以内 |
| 10 都市公園の復旧方法 | |
| 11 そ の 他 | |

注意 この申請書は本人又はその代理人が記入するものです。
ここから下の欄は記入しないでください。

備考

受付欄

年 月 日

第 号

様式第3号の2 (第2条関係)

| 都市公園占用許可事項変更申請書 | | |
|---|---------|--------------|
| | | 年 月 日 |
| 神戸市長 宛 | | |
| 郵便番号 | | |
| 住 所 | | |
| フリガナ | | |
| 申請人 氏 名 | | |
| 生年月日 | | |
| 電話番号 | | |
| (担 当 者) | | |
| 下記のとおり申請します。 | | |
| 1 占用する都市公園名 | | |
| 2 現在受けている許可の年月日、番号及び期間 | 年 月 日 | 許可第 号 |
| | 年 月 日から | 年 月 日まで |
| 3 変更する事項 | | |
| 4 変更の理由 | | |
| 5 その他 | | |
| 注意 この申請書は本人又はその代理人が記入するものです。 ここから下の欄は記入しないでください。 | | |
| 備考 | 受付欄 | 年 月 日 第 号 |

様式第4号（第2条関係）

都市公園内行為許可申請書

年 月 日

神戸市長 宛

郵便番号

住 所

フリガナ

申請人 氏 名

生年月日

電話番号

(担当者)

下記のとおり申請します。

| | |
|---------------|-------------------------|
| 1 行為する都市公園名 | |
| 2 行為の位置又は公園施設 | |
| 3 行為面積 | 平方メートル |
| 4 行為内容 | |
| 5 行為目的 | |
| 6 行為の期間又は時間 | 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで |
| 7 都市公園の復旧方法 | |
| 8 その他 | |

注意 この申請書は本人又はその代理人が記入するものです。
ここから下の欄は記入しないでください。

| | | |
|----|-----|--------------|
| 備考 | 受付欄 | 年 月 日 第 号 |
|----|-----|--------------|

様式第4号の2 (第2条関係)

都市公園内行為許可事項変更申請書

年 月 日

神戸市長 宛

郵便番号

住 所

フリガナ

申請人 氏 名

生年月日

電話番号

(担 当 者

)

下記のとおり申請します。

| | |
|------------------------|--|
| 1 行為する都市公園名 | |
| 2 現在受けている許可の年月日、番号及び期間 | <p>年 月 日</p> <p>許可第 号</p> <p>年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで</p> |
| 3 変更する事項 | |
| 4 変更の理由 | |
| 5 その他 | |

注意 この申請書は本人又はその代理人が記入するものです。
ここから下の欄は記入しないでください。

| | | |
|----|-----|-------------------------|
| 備考 | 受付欄 | <p>年 月 日</p> <p>第 号</p> |
|----|-----|-------------------------|

様式第5号（第2条関係）

| | | | |
|---|---------------------|-------------|--------------|
| 有料公園 有料公園施設 | | | 利用許可申請書 |
| | | | 年 月 日 |
| 神戸市長 宛 | | | |
| 郵便番号 | | | |
| 住 所 | | | |
| フリガナ | | | |
| 申請人 氏 名 | | | |
| 生年月日 | | | |
| 電話番号 | | | |
| (担当者) | | | |
| 下記のとおり申請します。 | | | |
| 1 | 有料公園又は有料公園施設の名称及び種類 | | |
| 2 | 利用範囲 | | |
| 3 | 利用目的 | | |
| 4 | 利用方法 | | |
| 5 | 利用日時 | 年 月 日 時 分から | 年 月 日 時 分まで |
| 6 | 附属設備 使用の有無 | 有 | 種類 数量 |
| 7 | 競技団体名 又は出演者名 | | |
| 8 | 入場料等 徴収の有無 | 有 | 入場料 等の額 |
| 9 | その他 | | |
| 注意 この申請書は本人又はその代理人が記入するものです。 ここから下の欄は記入しないでください。 | | | |
| 備考 | | 受付欄 | 年 月 日 第 号 |

様式第5号の2 (第2条関係)

| | |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">有料公園 有料公園施設 利用許可事項変更申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>神戸市長 宛</p> <p style="text-align: center;">郵便番号</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">フリガナ</p> <p style="text-align: center;">申請人 氏 名</p> <p style="text-align: center;">生年月日</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p style="text-align: center;">(担 当 者)</p> <p>下記のとおり申請します。</p> | |
| 1 有料公園又は 有料公園施設の 名称及び種類 | |
| 2 現在受けている 許可の年月日、 番号及び期間 | <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">許可第 号</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで</p> |
| 3 変更する事項 | |
| 4 変更の理由 | |
| 5 その他 | |
| <p>注意 この申請書は本人又はその代理人が記入するものです。 ここから下の欄は記入しないでください。</p> | |
| 備考 | <p style="text-align: center;">受付欄</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> |

様式第5号の3 (第2条関係)

| | | |
|---|--|--------------|
| 動物園ホール利用許可申請書 | | |
| | | 年 月 日 |
| 神戸市長 宛 | | |
| 郵便番号 | | |
| 住 所 | | |
| フリガナ | | |
| 申請人 氏 名 | | |
| 生年月日 | | |
| 電話番号 | | |
| (担 当 者) | | |
| 下記のとおり申請します。 | | |
| 1 利 用 目 的 | | |
| 2 利 用 方 法 | | |
| 3 利 用 人 数 | 人 | |
| 4 利 用 日 時 | 年 月 日から 年 月 日まで | |
| | 時 分から 時 分まで | |
| 5 会 場 責 任 者 名 | | |
| 6 入場料等徴収の有無 | 有 入場料等の額 | 無 |
| 7 使用料減免申請 | 理由 | |
| 8 そ の 他 | | |
| 附属設備の使用について ○をつけてください | 有 椅子 脚、テーブル 脚、放送設備、 照明設備、演台、花台、グランドピアノ、 ホワイトボード、液晶プロジェクター、控室、 湯のみ、その他 () | 無 |
| 注意 この申請書は本人又はその代理人が記入するものです。 ここから下の欄は記入しないでください。 | | |
| 備考 | 受付欄 | 年 月 日 第 号 |
| 打合せ予定 | 年 月 日 時 | |

様式第5号の4 (第2条関係)

動物園ホール利用許可事項変更申請書

年 月 日

神戸市長 宛

郵便番号

住 所

フリガナ

申請人 氏 名

生年月日

電話番号

(担 当 者)

下記のとおり申請します。

| | |
|--------------------------------|---|
| 現在受けている 1 許可の年月日、 番号及び期間 | 年 月 日 許可第 号 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで |
|--------------------------------|---|

| | |
|----------|--|
| 2 変更する事項 | |
|----------|--|

| | |
|---------|--|
| 3 変更の理由 | |
|---------|--|

| | |
|-------|--|
| 4 その他 | |
|-------|--|

注意 この申請書は本人又はその代理人が記入するものです。
 ここから下の欄は記入しないでください。

| | | |
|-------------------------|-----|--------------|
| 備考 打合せ予定 年 月 日 時 | 受付欄 | 年 月 日 第 号 |
|-------------------------|-----|--------------|

様式第5号の5 (第2条関係)

| | | |
|---|---------------|---|
| 都市公園内広告表示許可申請書 | | 年 月 日 |
| 神戸市長 宛 | | |
| 郵便番号 | | |
| 住 所 | | |
| フリガナ | | |
| 申請人 氏 名 | | |
| 生年月日 | | |
| 電話番号 | | |
| (担 当 者) | | |
| 下記のとおり申請します。 | | |
| 1 | 広告の表示をする都市公園名 | |
| 2 | 公園施設名 | |
| 3 | 広告表示の種類及び数量 | (1) 野球場における看板その他これに類するもの ア スコアボードに掲出するもの 平方メートル イ 外野席の前の部分の扉に掲出するもの 平方メートル ウ その他の掲示用の場所に掲出するもの 平方メートル (2) 野球場以外の施設における看板その他これに類するもの ア 観客席の全部に掲出するもの 平方メートル イ 観客席の背後の部分のコンコースその他これに類する場所に掲出するもの 平方メートル ウ ア及びイに掲げる場所以外の掲示用の場所に掲出するもの 平方メートル (3) 横断幕、看板その他これらに類するもの 平方メートル (4) 大型映像装置を利用するもの 広告収入額 円 (5) (1)から(4)までに掲げるもの以外のもの 点 |
| 4 | 広告表示期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 5 | 広告表示場所 | |
| 6 | 広告の構造等 | |
| 7 | 都市公園の復旧方法 | |
| 8 | その他 | |
| 注意 この申請書は本人又はその代理人が記入するものです。 ここから下の欄は記入しないでください。 | | |
| 備考 | | 年 月 日 第 号 |
| | | 受付欄 |

様式第5号の6 (第2条関係)

都市公園内広告表示許可事項変更申請書

年 月 日

神戸市長 宛

郵便番号

住 所

フリガナ

申請人 氏 名

生年月日

電話番号

(担 当 者)

下記のとおり申請します。

1 広告の表示をする都市公園名

2 公 園 施 設 名

3 現 在 受 け て い る
許 可 の 年 月 日、
番 号 及 び 期 間

許可第

年 月 日

号

年 月 日から

年 月 日まで

4 変 更 す る 事 項

5 変 更 の 理 由

6 そ の 他

注意 この申請書は本人又はその代理人が記入するものです。
ここから下の欄は記入しないでください。

備考

受
付
欄

年 月 日

第 号

様式第6号（第3条関係）

| | | | |
|---|---------------------|---------------------------------|---|
| 許可第 号 | | 公園施設設置許可証 | |
| 申請人 | | 郵便番号 | |
| | | 住所 | |
| | | フリガナ | |
| | | 氏名 | 様 |
| 1 | 設置する都市公園名 | | |
| 2 | 設置位置 | | |
| 3 | 設置面積 | 平方メートル | |
| 4 | 設置する公園施設の 種類及び構造 | | |
| 5 | 設置目的 | | |
| 6 | 設置期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | |
| 7 | 公園施設の管理方法 | | |
| 8 | 工事实施方法 | | |
| 9 | 工事实施期間 | 着手 許可の翌日から 日以内 完了 着手の日から 日以内 | |
| 10 | 都市公園の復旧方法 | | |
| 11 | その他 | | |
| 12 | 使用料 | | |
| 13 | 条件 | 下記のとおり | |
| <p>上記のとおり許可する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">神戸市長 印</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>ア 都市公園法（昭和31年法律第79号）及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）並びに神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）及び神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年3月規則第117号）を守らなければならない。</p> <p>イ 許可なく設置目的以外の用途に使用してはならない。</p> <p>ウ 設置物件を第三者に転貸してはならない。</p> <p>エ 許可を受けた者が第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決しなければならない。</p> <p>オ 許可を受けた者が都市公園を荒廃し、又は損傷したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。</p> <p>カ 許可期間中であつても、本市において公益上その他必要あるときは、許可を取り消すことがある。</p> <p>キ 許可を受けた者は、自己の費用をもつて許可に係る物件を原状に復して、許可期間満了と同時に返還しなければならない。</p> <p>ク 暴力団の活動に使用されることにより暴力団の利益になるときなど、法令又は条例の規定によりその使用が認められないときには、使用の許可をせず、又は許可を取り消す等の措置をとることがある。また、暴力団の排除を図るため必要があるときは、市長が兵庫県警察本部長にその意見を聴くことがある。</p> | | | |

備考 行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づく教示事項を記載すること。

様式第 6 号の 2 (第 3 条関係)

| | | | |
|--|--------|-----------------|---------|
| 許可第 号 | | 公園施設設置許可事項変更許可証 | |
| 申請人 | | 郵便番号 | |
| | | 住 所 | |
| | | フリガナ | |
| | | 氏 名 | 様 |
| 1 設置する都市公園名 | | | |
| 2 現在受けている許可の年月日、番号及び期間 | 許可第 | 年 月 日 号 | 年 月 日まで |
| 3 変更する事項 | | | |
| 4 変更の理由 | | | |
| 5 その他 | | | |
| 6 使用料 | | | |
| 7 条件 | 下記のとおり | | |
| 上記のとおり許可する。 | | | |
| 年 月 日 | | | |
| 神戸市長 印 | | | |
| 記 | | | |
| ア 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）及び都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）並びに神戸市都市公園条例（昭和 33 年 3 月条例第 54 号）及び神戸市都市公園条例施行規則（昭和 33 年 3 月規則第 117 号）を守らなければならない。 | | | |
| イ 許可なく設置目的以外の用途に使用してはならない。 | | | |
| ウ 設置物件を第三者に転貸してはならない。 | | | |
| エ 許可を受けた者が第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決しなければならない。 | | | |
| オ 許可を受けた者が都市公園を荒廃し、又は損傷したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。 | | | |
| カ 許可期間中であつても、本市において公益上その他必要があるときは、許可を取り消すことがある。 | | | |
| キ 許可を受けた者は、自己の費用をもつて許可に係る物件を原状に復して、許可期間満了と同時に返還しなければならない。 | | | |
| ク 暴力団の活動に使用されることにより暴力団の利益になるときなど、法令又は条例の規定によりその使用が認められないときには、使用の許可をせず、又は許可を取り消す等の措置をとることがある。また、暴力団の排除を図るため必要があるときは、市長が兵庫県警察本部長にその意見を聴くことがある。 | | | |

備考 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定に基づく教示事項を記載すること。

様式第7号（第3条関係）

| | |
|--|-------------------------------------|
| 許可第 号 | |
| 公園施設管理許可証 | |
| 申請人 | 郵便番号 住 所 フリガナ 氏 名 様 |
| 1 管理施設所在の都市公園名 | |
| 2 管理施設の種類及び構造 | |
| 3 管理施設の面積 | 平方メートル |
| 4 管理目的 | |
| 5 管理方法 | |
| 6 管理期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 7 その他 | |
| 8 使用料 | |
| 9 条件 | 下記のとおり |
| <p>上記のとおり許可する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">神戸市長 印</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>ア 都市公園法（昭和31年法律第79号）及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）並びに神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）及び神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年3月規則第117号）を守らなければならない。</p> <p>イ 許可なく管理目的以外の用途に使用してはならない。</p> <p>ウ 管理物件を第三者に転貸してはならない。</p> <p>エ 許可を受けた者が第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決しなければならない。</p> <p>オ 許可を受けた者が都市公園を荒廃し、又は損傷したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。</p> <p>カ 許可期間中であつても、本市において公益上その他必要あるときは、許可を取り消すことがある。</p> <p>キ 許可を受けた者は、自己の費用をもつて許可に係る物件を原状に復して、許可期間満了と同時に返還しなければならない。</p> <p>ク 暴力団の活動に使用されることにより暴力団の利益になるときなど、法令又は条例の規定によりその使用が認められないときには、使用の許可をせず、又は許可を取り消す等の措置をとることがある。また、暴力団の排除を図るため必要があるときは、市長が兵庫県警察本部長にその意見を聴くことがある。</p> | |

備考 行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づく教示事項を記載すること。

様式第7号の2 (第3条関係)

| | | | |
|-------|------------------------------|-----------------|---------|
| 許可第 号 | | 公園施設管理許可事項変更許可証 | |
| 申請人 | | 郵便番号 | |
| | | 住所 | |
| | | フリガナ | |
| | | 氏名 | 様 |
| 1 | 管理施設所在の 都市公園名 | | |
| 2 | 現在受けている 許可の年月日、 番号及び期間 | 許可第 年 月 日 号 | 年 月 日まで |
| 3 | 変更する事項 | | |
| 4 | 変更の理由 | | |
| 5 | その他 | | |
| 6 | 使用料 | | |
| 7 | 条件 | 下記のとおり | |

上記のとおり許可する。

年 月 日

神戸市長

印

記

ア 都市公園法（昭和31年法律第79号）及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）並びに神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）及び神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年3月規則第117号）を守らなければならない。

イ 許可なく管理目的以外の用途に使用してはならない。

ウ 管理物件を第三者に転貸してはならない。

エ 許可を受けた者が第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決しなければならない。

オ 許可を受けた者が都市公園を荒廃し、又は損傷したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。

カ 許可期間中であつても、本市において公益上その他必要があるときは、許可を取り消すことがある。

キ 許可を受けた者は、自己の費用をもつて許可に係る物件を原状に復して、許可期間満了と同時に返還しなければならない。

ク 暴力団の活動に使用されることにより暴力団の利益になるときなど、法令又は条例の規定によりその使用が認められないときには、使用の許可をせず、又は許可を取り消す等の措置をとることがある。また、暴力団の排除を図るため必要があるときは、市長が兵庫県警察本部長にその意見を聴くことがある。

備考 行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づく教示事項を記載すること。

様式第8号(第3条関係)

| | | | |
|---|---------------|-----------|---------------------------------|
| 許可第 号 | | 都市公園占用許可証 | |
| 申請人 | | 郵便番号 | |
| | | 住所 | |
| | | フリガナ | |
| | | 氏名 | 様 |
| 1 | 占用する都市公園名 | | |
| 2 | 占用位置 | | |
| 3 | 占用面積又は占用物件の数量 | | |
| 4 | 占用物件の種類及び構造 | | |
| 5 | 占用目的 | | |
| 6 | 占用期間 | 年 月 日から | 年 月 日まで |
| 7 | 工事实施方法 | | |
| 8 | 占用物件の管理方法 | | |
| 9 | 工事实施期間 | 着手完了 | 許可の翌日から 着手の日から 日以内 日以内 |
| 10 | 都市公園の復旧方法 | | |
| 11 | その他 | | |
| 12 | 使用料 | | |
| 13 | 条件 | 下記のとおり | |
| <p>上記のとおり許可する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">神戸市長 印</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>ア 都市公園法（昭和31年法律第79号）及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）並びに神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）及び神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年3月規則第117号）を守らなければならない。</p> <p>イ 許可なく占用目的以外の用途に使用してはならない。</p> <p>ウ 占用物件を第三者に転貸してはならない。</p> <p>エ 許可を受けた者が第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決しなければならない。</p> <p>オ 許可を受けた者が都市公園を荒廃し、又は損傷したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。</p> <p>カ 許可期間中であつても、本市において公益上その他必要あるときは、許可を取り消すことがある。</p> <p>キ 許可を受けた者は、自己の費用をもつて許可に係る物件を原状に復して、許可期間満了と同時に返還しなければならない。</p> <p>ク 暴力団の活動に使用されることにより暴力団の利益になるときなど、法令又は条例の規定によりその使用が認められないときには、使用の許可をせず、又は許可を取り消す等の措置をとることがある。また、暴力団の排除を図るため必要があるときは、市長が兵庫県警察本部長にその意見を聴くことがある。</p> | | | |

備考 行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づく教示事項を記載すること。

様式第8号の2（第3条関係）

| | | | |
|--|--------|-----------------|---------|
| 許可第 号 | | 都市公園占用許可事項変更許可証 | |
| 申請人 | | 郵便番号 | |
| | | 住所 | |
| | | フリガナ | |
| | | 氏名 | 様 |
| 1 占用する都市公園名 | | | |
| 2 現在受けている許可の年月日、番号及び期間 | 許可第 | 年 月 日 | |
| | | 年 月 日から | 年 月 日まで |
| 3 変更する事項 | | | |
| 4 変更の理由 | | | |
| 5 その他 | | | |
| 6 使用料 | | | |
| 7 条件 | 下記のとおり | | |
| 上記のとおり許可する。 | | | |
| | | 年 月 日 | |
| | | 神戸市長 | 印 |
| 記 | | | |
| ア 都市公園法（昭和31年法律第79号）及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）並びに神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）及び神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年3月規則第117号）を守らなければならない。 | | | |
| イ 許可なく占用目的以外の用途に使用してはならない。 | | | |
| ウ 占用物件を第三者に転貸してはならない。 | | | |
| エ 許可を受けた者が第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決しなければならない。 | | | |
| オ 許可を受けた者が都市公園を荒廃し、又は損傷したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。 | | | |
| カ 許可期間中であつても、本市において公益上その他必要があるときは、許可を取り消すことがある。 | | | |
| キ 許可を受けた者は、自己の費用をもつて許可に係る物件を原状に復して、許可期間満了と同時に返還しなければならない。 | | | |
| ク 暴力団の活動に使用されることにより暴力団の利益になるときなど、法令又は条例の規定によりその使用が認められないときには、使用の許可をせず、又は許可を取り消す等の措置をとることがある。また、暴力団の排除を図るため必要があるときは、市長が兵庫県警察本部長にその意見を聴くことがある。 | | | |

備考 行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づく教示事項を記載すること。

様式第9号（第3条関係）

| | |
|---|-------------------------------------|
| 許可第 号 | |
| 都市公園内行為許可証 | |
| 申請人 | 郵便番号 住 所 フリカナ 氏 名 様 |
| 1 行為する都市公園名 | |
| 2 行為の位置又は公園施設 | |
| 3 行 為 面 積 | 平方メートル |
| 4 行 為 内 容 | |
| 5 行 為 目 的 | |
| 6 行為の期間又は時間 | 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで |
| 7 都市公園の復旧方法 | |
| 8 そ の 他 | |
| 9 使 用 料 | |
| 10 条 件 | 下記のとおり |
| <p>上記のとおり許可する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">神戸市長 印</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>ア 都市公園法（昭和31年法律第79号）及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）並びに神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）及び神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年3月規則第117号）を守らなければならない。</p> <p>イ 本市が求める場合はこの許可証を提示し、その指示に従わなければならない。</p> <p>ウ 行為中に施設を荒廃し、又は損傷したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。</p> <p>エ 行為中第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決しなければならない。</p> <p>オ 施設の改良その他公益上必要あるときは、許可を取り消すことがある。</p> <p>カ 暴力団の活動に使用されることにより暴力団の利益になるときなど、法令又は条例の規定によりその使用が認められないときには、使用の許可をせず、又は許可を取り消す等の措置をとることがある。また、暴力団の排除を図るため必要があるときは、市長が兵庫県警察本部長にその意見を聴くことがある。</p> <p>キ 許可期間及び時間は、厳守しなければならない。</p> <p>ク 許可を受けた者は、入念に後片付けをして、許可期間及び時間満了と同時に返還しなければならない。</p> | |

備考 行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づく教示事項を記載すること。

様式第9号の2 (第3条関係)

| | | | |
|--|--------|----------------------------|-------------|
| 許可第 号 | | 都市公園内行為許可事項変更許可証 | |
| 申請人 | | 郵便番号 住 所 フリガナ 氏 名 | 様 |
| 1 行為する都市公園名 | | | |
| 2 現在受けている許可の年月日、番号及び期間 | 許可第 | 年 月 日 号 年 月 日 時 分から | 年 月 日 時 分まで |
| 3 変更する事項 | | | |
| 4 変更の理由 | | | |
| 5 その他 | | | |
| 6 使用料 | | | |
| 7 条件 | 下記のとおり | | |
| 上記のとおり許可する。 | | | |
| 年 月 日 | | | |
| 神戸市長 印 | | | |
| 記 | | | |
| ア 都市公園法（昭和31年法律第79号）及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）並びに神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）及び神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年3月規則第117号）を守らなければならない。 | | | |
| イ 本市が求める場合はこの許可証を提示し、その指示に従わなければならない。 | | | |
| ウ 行為中に施設を荒廃し、又は損傷したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。 | | | |
| エ 行為中第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決しなければならない。 | | | |
| オ 施設の改良その他公益上必要あるときは、許可を取り消すことがある。 | | | |
| カ 暴力団の活動に使用されることにより暴力団の利益になるときなど、法令又は条例の規定によりその使用が認められないときには、使用の許可をせず、又は許可を取り消す等の措置をとることがある。また、暴力団の排除を図るため必要があるときは、市長が兵庫県警察本部長にその意見を聴くことがある。 | | | |
| キ 許可期間及び時間は、厳守しなければならない。 | | | |
| ク 許可を受けた者は、入念に後片付けをして、許可期間及び時間満了と同時に返還しなければならない。 | | | |

備考 行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づく教示事項を記載すること。

様式第10号 (第3条関係)

| | | | |
|-----|------|----------------------|---|
| 許可第 | 号 | 有料公園 有料公園施設 利用許可証 | |
| 申請人 | 郵便番号 | 住所 | 様 |
| | フリガナ | 氏名 | |

| | | | |
|----|---------------------|-------------|-------------|
| 1 | 有料公園又は有料公園施設の名称及び種類 | | |
| 2 | 利用範囲 | | |
| 3 | 利用目的 | | |
| 4 | 利用方法 | | |
| 5 | 利用日時 | 年 月 日 時 分から | 年 月 日 時 分まで |
| 6 | 附属設備使用の有無 | 有 | 種類 数量 |
| 7 | 競技団体名 又は出演者名 | | |
| 8 | 入場料等徴収の有無 | 有 | 入場料 等の額 |
| 9 | その他 | | |
| 10 | 使用料 | | |

上記のとおり許可する。

年 月 日

神戸市長 印

記

ア 都市公園法（昭和31年法律第79号）及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）並びに神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）及び神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年3月規則第117号）を守らなければならない。

イ 本市が求める場合はこの許可証を提示し、その指示に従わなければならない。

ウ 利用中に施設を荒廃し、又は損傷したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。

エ 利用中第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決しなければならない。

オ 施設の改良その他公益上必要あるときは、許可を取り消すことがある。

カ 暴力団の活動に使用されることにより暴力団の利益になるときなど、法令又は条例の規定によりその使用が認められないときには、使用の許可をせず、又は許可を取り消す等の措置をとることがある。また、暴力団の排除を図るため必要があるときは、市長が兵庫県警察本部長にその意見を聴くことがある。

キ 許可期間及び時間は、厳守しなければならない。

ク 許可を受けた者は、入念に後片付けをして、許可期間及び時間満了と同時に返還しなければならない。

ケ 雨天のため球場等が使用できないときは、申込みをした球場等で証明をとり、利用日から15日以内に還付請求をしなければならない。

備考 行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づく教示事項を記載すること。

様式第10号の2 (第3条関係)

| | |
|--|----------------------------------|
| 許可第 号 | |
| 有料公園 利用許可事項変更許可証 有料公園施設 | |
| 郵便番号 | |
| 申請人 | 住所 |
| | フリガナ |
| | 氏名 |
| 様 | |
| 1 有料公園又は有料公園施設の名称及び種類 | |
| 2 現在受けている許可の年月日、番号及び期間 | 許可第 号 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで |
| 3 変更する事項 | |
| 4 変更の理由 | |
| 5 その他 | |
| 6 使用料 | |
| 7 条件 | 下記のとおり |
| 上記のとおり許可する。 | |
| 年 月 日 | |
| 神戸市長 印 | |
| 記 | |
| ア 都市公園法（昭和31年法律第79号）及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）並びに神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）及び神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年3月規則第117号）を守らなければならない。 | |
| イ 本市が求める場合はこの許可証を提示し、その指示に従わなければならない。 | |
| ウ 利用中に施設を荒廃し、又は損傷したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。 | |
| エ 利用中第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決しなければならない。 | |
| オ 施設の改良その他公益上必要あるときは、許可を取り消すことがある。 | |
| カ 暴力団の活動に使用されることにより暴力団の利益になるときなど、法令又は条例の規定によりその使用が認められないときには、使用の許可をせず、又は許可を取り消す等の措置をとることがある。また、暴力団の排除を図るため必要があるときは、市長が兵庫県警察本部長にその意見を聴くことがある。 | |
| キ 許可期間及び時間は、厳守しなければならない。 | |
| ク 許可を受けた者は、入念に後片付けをして、許可期間及び時間満了と同時に返還しなければならない。 | |
| ケ 雨天のため球場等が使用できないときは、申込みをした球場等で証明をとり、利用日から15日以内に還付請求をしなければならない。 | |

備考 行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づく教示事項を記載すること。

様式第10号の3 (第3条関係)

| | | | |
|--|---------------|----------|--|
| 許可第 号 動物園ホール利用許可証 | | | |
| 郵便番号 申請人 住 所 フリガナ 氏 名 | | | |
| 様 | | | |
| 1 | 利 用 目 的 | | |
| 2 | 利 用 方 法 | | |
| 3 | 利 用 人 数 | 人 | |
| 4 | 利 用 日 時 | 年 月 日から | 年 月 日まで |
| | | 時 分から | 時 分まで |
| 5 | 会 場 責 任 者 名 | | |
| 6 | 入場料等徴収の有無 | 有 | 入場料等の額 |
| | | 無 | |
| 7 | 使用料減免申請 | 理由 | |
| 8 | そ の 他 | | |
| 9 | 使 用 料 | 使 用 料 | 減免率 (額) |
| | | 減免による更正額 | |
| | 附 属 設 備 の 使 用 | 有 | 椅子 脚、テーブル 脚、放送設備、照明設備、 演台、花台、グランドピアノ、ホワイトボード、液晶プロ ジェクター、控室、湯のみ、その他 () |
| | | 無 | |
| 上記のとおり許可する。 | | | |
| 年 月 日 | | | |
| 神戸市長 印 | | | |
| 記 | | | |
| ア 都市公園法（昭和31年法律第79号）及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）並びに神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）及び神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年3月規則第117号）を守らなければならない。 | | | |
| イ 本市が求める場合はこの許可証を提示し、その指示に従わなければならない。 | | | |
| ウ 利用中に施設を荒廃し、又は損傷したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。 | | | |
| エ 利用中に第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決しなければならない。 | | | |
| オ 施設の改良その他公益上必要あるときは、許可を取り消すことがある。 | | | |
| カ 暴力団の活動に使用されることにより暴力団の利益になるときなど、法令又は条例の規定によりその使用が認められないときには、使用の許可をせず、又は許可を取り消す等の措置をとることがある。また、暴力団の排除を図るため必要があるときは、市長が兵庫県警察本部長にその意見を聴くことがある。 | | | |
| キ 許可を受けた者は、入念に後片付けをして、許可期間及び時間満了と同時に返還しなければならない。 | | | |

備考 行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づく教示事項を記載すること。

様式第 10 号の 4 (第 3 条関係)

| | |
|--|---|
| 許可第 号 | |
| 動物園ホール利用許可事項変更許可証 | |
| 郵便番号 申請人 住 所 フリカ ナ 氏 名 様 | |
| 現在受けている 1 許可の年月日、 番号及び期間 | 年 月 日 許可第 号 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで |
| 2 変更する事項 | |
| 3 変更の理由 | |
| 4 その他 | |
| 5 使用料 | |
| 6 条 件 | 下記のとおり |
| 上記のとおり許可する。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> <div style="text-align: right;">神戸市長 印</div> | |
| 記 ア 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）及び都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）並びに神戸市都市公園条例（昭和 33 年 3 月条例第 54 号）及び神戸市都市公園条例施行規則（昭和 33 年 3 月規則第 117 号）を守らなければならない。 イ 本市が求める場合はこの許可証を提示し、その指示に従わなければならない。 ウ 利用中に施設を荒廃し、又は損傷したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。 エ 利用中第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決しなければならない。 オ 施設の改良その他公益上必要あるときは、許可を取り消すことがある。 カ 暴力団の活動に使用されることにより暴力団の利益になるときなど、法令又は条例の規定によりその使用が認められないときには、使用の許可をせず、又は許可を取り消す等の措置をとることがある。また、暴力団の排除を図るため必要があるときは、市長が兵庫県警察本部長にその意見を聴くことがある。 キ 許可を受けた者は、入念に後片付けをして、許可期間及び時間満了と同時に返還しなければならない。 | |

備考 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定に基づく教示事項を記載すること。

様式第10号の5 (第3条関係)

| | | | |
|---|---------------|---|---|
| 許可第 号 | | 都市公園内広告表示許可証 | |
| 申請人 | | 郵便番号 | |
| | | 住所 | |
| | | フリガナ | |
| | | 氏名 | 様 |
| 1 | 広告の表示をする都市公園名 | | |
| 2 | 公園施設名 | | |
| 3 | 広告表示の種類及び数量 | (1) 野球場における看板その他これに類するもの ア スコアボードに掲出するもの 平方メートル イ 外野席の前の部分の塀に掲出するもの 平方メートル ウ その他の掲示用の場所に掲出するもの 平方メートル (2) 野球場以外の施設における看板その他これに類するもの ア 観客席の全部に掲出するもの 平方メートル イ 観客席の背後の部分のコンコースその他これに類する場所に掲出するもの 平方メートル ウ ア及びイに掲げる場所以外の掲示用の場所に掲出するもの 平方メートル (3) 横断幕、看板その他これらに類するもの 平方メートル (4) 大型映像装置を利用するもの 広告収入額 円 (5) (1)から(4)までに掲げるもの以外のもの 点 | |
| 4 | 広告表示期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | |
| 5 | 広告表示場所 | | |
| 6 | 広告の構造等 | | |
| 7 | 都市公園の復旧方法 | | |
| 8 | その他 | | |
| 9 | 使用料 | | |
| 10 | 条件 | 下記のとおり | |
| 上記のとおり許可する。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> <div style="text-align: center;">神戸市長 印</div> 記 ア 都市公園法（昭和31年法律第79号）及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）並びに神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）及び神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年3月規則第117号）を守らなければならない。 イ 許可を受けた者が第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決しなければならない。 ウ 許可を受けた者が都市公園又は施設を荒廃し、又は損傷したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。 エ 許可期間中であつても、本市において公益上その他必要あるときは、許可を取り消すことがある。 オ 許可を受けた者は、自己の費用をもつて許可に係る物件を原状に復して、許可期間満了と同時に返還しなければならない。 カ 暴力団の活動に使用されることにより暴力団の利益になるときなど、法令又は条例の規定によりその使用が認められないときには、使用の許可をせず、又は許可を取り消す等の措置をとることがある。また、暴力団の排除を図るため必要があるときは、市長が兵庫県警察本部長にその意見を聴くことがある。 | | | |

備考 行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づく教示事項を記載すること。

様式第10号の6（第3条関係）

| | |
|---|-------------------------------|
| 許可第 号 | |
| 都市公園内広告表示許可事項変更許可証 | |
| 申請人 | 郵便番号 住所 フリガナ 氏名 様 |
| 1 広告の表示をする都市公園名 | |
| 2 公園施設名 | |
| 3 現在受けている許可の年、月、日、及び期間 | 許可第 年 月 日 年 月 日から 年 月 日まで |
| 4 変更する事項 | |
| 5 変更の理由 | |
| 6 その他 | |
| 7 使用料 | |
| 8 条件 | 下記のとおり |
| 上記のとおり許可する。 年 月 日 神戸市長 印 | |
| <p style="text-align: center;">記</p> <p>ア 都市公園法（昭和31年法律第79号）及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）並びに神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）及び神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年3月規則第117号）を守らなければならない。</p> <p>イ 許可を受けた者が第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決しなければならない。</p> <p>ウ 許可を受けた者が都市公園又は施設を荒廃し、又は損傷したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。</p> <p>エ 許可期間中であつても、本市において公益上その他必要があるときは、許可を取り消すことがある。</p> <p>オ 許可を受けた者は、自己の費用をもつて許可に係る物件を原状に復して、許可期間満了と同時に返還しなければならない。</p> <p>カ 暴力団の活動に使用されることにより暴力団の利益になるときなど、法令又は条例の規定によりその使用が認められないときには、使用の許可をせず、又は許可を取り消す等の措置をとることがある。また、暴力団の排除を図るため必要があるときは、市長が兵庫県警察本部長にその意見を聴くことがある。</p> | |

備考 行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づく教示事項を記載すること。

様式第11号 (第10条関係)

使用料減免申請書

年 月 日

神戸市長 宛

郵便番号

住 所

フリガナ

申請人 氏 名

生年月日

電話番号

(担当者)

下記のとおり減免申請します。

| | | |
|---|-------------|--------------|
| 許可申請事項 | 都 市 公 園 名 | |
| | 位 置 又 は 種 類 | |
| | 目 的 | |
| | 期 間 | |
| 減 免 申 請 の 額 | | |
| 減 免 申 請 の 理 由 | | |
| <p>注意 この申請書は本人又はその代理人が記入するものです。 ここから下の欄は記入しないでください。</p> | | |
| 備考 | | 年 月 日 第 号 |
| 決 定 額 _____ 円 | | |

受付欄

様式第12号(第10条・第13条関係)

減免申請
書兼領収証書

使用料
還付請求

年 月 日

神戸市長 宛

郵便番号

住 所

フリガナ

申請、請求及び領収者 氏 名

生年月日

電話番号

(担当者)

下記のとおり減免申請し、還付請求します。

申請、請求及び領収年月日 年 月 日

領収金額 _____ 円

| | | |
|--|-----|--------------|
| 施設の名称及び種類 | | |
| 許 可 番 号 | | |
| 利 用 年 月 日 | | |
| 納 付 額 | | |
| 申 請 ・ 請 求 の 理 由 | | |
| <p>注意 この書類は本人又はその代理人が記入するものです。 ここから下の欄は記入しないでください。</p> | | |
| 備考 | 受付欄 | 年 月 日 第 号 |
| <p>還付額(算定基礎) _____ 円</p> | | |

様式第13号(第20条関係)

受領書

年 月 日

神戸市長 宛

郵便番号

住 所

フリガナ

返還を受けた者 氏 名

生年月日

電話番号

(担当者)

下記のとおり、工作物等・工作物等を売却した代金の返還を受けました。

返還を受けた日時

返還を受けた場所

返還を受けた工作物等

名称又は種類

形 状

数 量

返還を受けた金額 _____ 円

注意 この受領書は本人及び代理人が記入するものです。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第5条第1項第2号の表遠矢浜公園の項の改正規定及び第6条の表利用券の項の改正規定（「遠矢浜公園少年球技場」を加える部分に限る。） 令和4年7月1日

(2) 第5条第1項第2号の表の改正規定（磯上公園の項を削る部分に限る。）、第6条の表利用券の項の改正規定（「磯上公園球技場及びその附属設備」を削る部分に限る。） 令和4年10月1日

(3) 次項の規定 公布の日

(準備行為)

2 この規則による改正後の神戸市都市公園条例施行規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても、行うことができる。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の神戸市都市公園条例施行規則第3条の規定により交付されている許可証は、この規則による改正後の神戸市都市公園条例施行規則第3条の規定により交付された許可証とみなす。

4 この規則の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。

(規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部改正)

5 神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則（令和3年3月規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | 改正前 | |
|-------------------------------------|----------|-------------------------------------|----------|
| 別表（第2条関係） | | 別表（第2条関係） | |
| 規則名 | 条項又は様式番号 | 規則名 | 条項又は様式番号 |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 神戸市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和31年11月規則第99号） | [略] | 神戸市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和31年11月規則第99号） | [略] |
| | | 神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年3月規則第117号） | 様式第1号 |
| | | | 様式第1号の2 |
| | | | 様式第2号 |
| | | | 様式第2号の2 |
| | | | 様式第3号 |
| | | | 様式第3号の2 |
| | | | 様式第4号 |
| | | | 様式第4号の2 |
| | | | 様式第5号 |
| | | | 様式第5号の2 |
| | | | 様式第5号の3 |
| | | | 様式第5号の4 |

| | |
|-----|-----|
| | |
| [略] | [略] |

| | |
|-----|-------------|
| | 様式第5号 の5 |
| | 様式第5号 の6 |
| | 様式第11号 |
| | 様式第12号 |
| | 様式第13号 |
| [略] | [略] |

神戸市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第71号

神戸市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市港湾施設条例施行規則（昭和48年4月規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|-----|
| <p style="text-align: center;"><u>（船舶航行禁止区域）</u></p> <p><u>第27条 条例第27条第4号に規定する規則で定める区域は、次に掲げる点を順次結んだ線により囲まれる区域内の水域とする。</u></p> <p>(1) <u>北緯34度65分72秒・東経135度16分97秒の点</u></p> <p>(2) <u>北緯34度65分69秒・東経135度17分05秒の点</u></p> <p>(3) <u>北緯34度65分61秒・東経135度16分97秒の点</u></p> <p>(4) <u>北緯34度65分65秒・東経135度16分91秒の点</u></p> | |

第28条～第35条 [略]

(施行細目の委任)

第36条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

1 [略]

(指定管理者の不在等の期間における港湾施設の管理に関する業務)

- 2 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間における第18条第5号、第32条及び第33条第2号の規定の適用については、これらの規定中「市長（指定管理者の管理に係る港湾施設にあつては、指定管理者）」とあるのは、「市長」とする。

第27条～第34条 [略]

(施行細目の委任)

第35条 この規則の施行に関し必要な事項は、港湾局長が定める。

附 則

1 [略]

(指定管理者の不在等の期間における港湾施設の管理に関する業務)

- 2 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間における第18条第5号、第31条及び第32条第2号の規定の適用については、これらの規定中「市長（指定管理者の管理に係る港湾施設にあつては、指定管理者）」とあるのは、「市長」とする。

様式第17号中「様式第17号（第28条関係）」を「様式第17号（第29条関係）」に改める。

様式第18号中「様式第18号（第28条関係）」を「様式第18号（第29条関係）」に改める。

様式第19号中「様式第19号（第29条関係）」を「様式第19号（第30条関係）」に改める。

様式第20号中「様式第20号（第29条関係）」を「様式第20号（第30条関係）」に改める。

様式第21号中「様式第21号（第29条関係）」を「様式第21号（第30条関係）」に改める。

様式第22号中「様式第22号（第30条関係）」を「様式第22号（第31条関係）」に改める。

様式第23号中「様式第23号（第30条関係）」を「様式第23号（第31条関係）」

に改める。

様式第24号中「様式第24号（第30条関係）」を「様式第24号（第31条関係）」
に改める。

附 則

この規則は、令和4年5月1日から施行する。

須磨海岸を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第72号

須磨海岸を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則

須磨海岸を守り育てる条例施行規則（平成20年3月規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| (適用範囲) | (適用範囲) |
| 第2条 条例第2条及び <u>条例第24条</u> に規定する規則で定める区域は、起点防波堤（海岸法施行規則（昭和30年／農林省／運輸省／建設省／令第1号）第8条第3項に規定する別記様式第8第2表に基づく海岸保全施設調書に記載された須磨港西防波堤をいう。）の南西端（北緯34度38分26秒、東経135度7分48秒）から、方向角359度、300メートルの地点まで引いた線以西の海浜及び海域であって市長が告示した区域とする。 | 第2条 条例第2条に規定する規則で定める区域は、起点防波堤（海岸法施行規則（昭和30年／農林省／運輸省／建設省／令第1号）第8条第3項に規定する別記様式第8第2表に基づく海岸保全施設調書に記載された須磨港西防波堤をいう。）の南西端（北緯34度38分26秒、東経135度7分48秒）から、方向角359度、300メートルの地点まで引いた線以西の海浜及び海域であって市長が告示した区域とする。 |

附 則

この規則は、令和4年5月1日から施行する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第73号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（平成21年4月規則第7号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「 氏名：_____㊞ 」を

「 氏名_____ 」に改める。

様式第2号中「あて」を「宛」に、

「 氏 名 _____㊞ 」を

「 氏 名 _____ 」に改める。

様式第3号中

「 氏名：_____㊞ 」を

「 氏名：_____ 」に、

「

| | | | | | | |
|----|-----|-------------|------|------|------|---------|
| 建物 | 有・無 | 宅地 | 平方 | 所在地： | 名義人： | 抵当権：有・無 |
| | | 宅地以外 のもの | メートル | | | |

を

「

| | | | | | | |
|----|-----|--------------|------|------|------|---------|
| 建物 | 有・無 | 居住用 | 平方 | 所在地： | 名義人： | 抵当権：有・無 |
| | | 居住用以外 のもの | メートル | | | |

に、

「生活保護法第85条または刑法」を「生活保護法第85条又は刑法」に、「罰せられる事」を「罰せられること」に改める。

様式第4号中「あて」を「宛」に、

「 氏名_____㊞ 」を

「 氏名_____ 」に改める。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第2条関係）

給与証明書

年 月 日

住 所

事業所(雇主)名 _____

次のとおり証明します。

| | | | | | |
|------------------|------------------|-----------|-----------|----|----|
| 氏 名 | | | 職名及び職務の内容 | | |
| 居住地 | | | | | |
| 区 分 | 次回支給見込 月分 | 前 3 箇 月 分 | | | |
| | | 月分 | 月分 | 月分 | 月分 |
| 勤 務 (就 労) 日 数 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 |
| 給 与 額 | 基 本 給 | | | | |
| | 日給 (日分) | | | | |
| | 家 族 手 当 (人) | | | | |
| | 通 勤 手 当 | | | | |
| | 手 当 | | | | |
| | 時 間 外 手 当 | | | | |
| | 賞 与 | | | | |
| | 小 計 (イ) | | | | |
| 控 除 額 | 所 得 税 | | | | |
| | 健 康 保 険 料 | | | | |
| | 厚 生 年 金 保 険 料 | | | | |
| | 雇 用 保 険 料 | | | | |
| | 労 働 組 合 費 | | | | |
| | 小 計 (ロ) | | | | |
| 差引支給額 (イ) - (ロ) | | | | | |
| 現 物 給 与 | 給 食 | 日分 | 日分 | 日分 | 日分 |
| | 通 勤 定 期 券 | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 認 定 | この欄は、記入しないでください。 | | | | |

生活保護法第85条

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治40年法律第45号）に正条があるときは、刑法による。

様式第6号中

「 氏名 _____ 印 」を

「 氏名 _____ 」に改める。

様式第7号から様式第9号までの様式中「あて」を「宛」に、

「 代表者の氏名 _____ 印 」を

「 代表者の氏名 _____ 」に改める。

様式第10号中「あて」を「宛」に、

「 保護施設の長の氏名 _____ 印 」を

「 保護施設の長の氏名 _____ 」に改める。

様式第11号中

「 氏名 _____ 印 」を

「 氏名 _____ 」に改める。

様式第12号中

「 氏名 _____ 印 」を

「 氏名 _____ 」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の生活保護法施行細則の様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。

(規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部改正)

3 神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則(令和3年3月規則第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改

正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|----------|---|----------|
| 別表（第2条関係） | | 別表（第2条関係） | |
| 規則名 | 条項又は様式番号 | 規則名 | 条項又は様式番号 |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例施行規則（平成20年6月規則第11号） | [略] | 神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例施行規則（平成20年6月規則第11号） | [略] |
| | | 生活保護法施行細則（平成21年4月規則第7号） | 様式第1号 |
| | | | 様式第2号 |
| | | | 様式第3号 |
| | | | 様式第4号 |
| | | | 様式第6号 |
| | | | 様式第7号 |
| | | | 様式第8号 |
| | | | 様式第9号 |
| | | | 様式第10号 |
| | | | 様式第11号 |
| | | | 様式第12号 |
| [略] | [略] | [略] | [略] |

神戸市会計規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第74号

神戸市会計規則等の一部を改正する規則

(会計規則の一部改正)

第1条 神戸市会計規則(昭和39年3月規則第81号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(請求書の省略)</p> <p>第43条 前条の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、請求書の添付を省略することができる。</p> <p>(1)～(28) [略]</p> <p><u>(29) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)の規定による共済掛金</u></p> <p><u>(30)</u> [略]</p> <p>(資金前渡)</p> <p>第45条 次の各号に掲げる経費につい</p> | <p>(請求書の省略)</p> <p>第43条 前条の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、請求書の添付を省略することができる。</p> <p>(1)～(28) [略]</p> <p>(29) [略]</p> <p>(資金前渡)</p> <p>第45条 次の各号に掲げる経費につい</p> |

ては、現金支払をさせるため、その資金を前渡金管理者に前渡することができる。

(1)～(30) [略]

(31) [略]

(32) 新型コロナウイルス感染症対策に係る給付金、補助金及び交付金であつて市長が特に認めるもの

ては、現金支払をさせるため、その資金を前渡金管理者に前渡することができる。

(1)～(30) [略]

(31) 新型コロナウイルス対策のための神戸市内中小企業チャレンジ支援補助金交付要綱（令和2年5月18日経済観光局長決定）の規定に基づいて交付する補助金

(32) 神戸市中小法人等の家賃サポート緊急一時金交付要綱（令和3年3月30日経済観光局長決定）及び神戸市中小法人等の家賃サポート緊急一時金第2期交付要綱（令和3年11月1日経済観光局長決定）の規定に基づいて交付する一時金

(33) [略]

(34) 神戸市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱（令和3年4月13日こども家庭局家庭支援調整担当課長決定）の規定に基づいて支給する給付金

(35) 神戸市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業実施要綱（令和3年6月25日福祉局

長決定)の規定に基づいて支給する給付金

(36) 神戸市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施要綱(令和3年6月9日こども家庭局家庭支援調整担当課長決定)の規定に基づいて支給する給付金

(37) 令和3年度神戸市子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付金)支給事務実施要綱(令和3年12月15日こども家庭局長決定)の規定に基づいて支給する給付金

(38) 令和3年度神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務実施要綱(令和4年1月14日福祉局長決定)の規定に基づいて支給する給付金

2～4 [略]

(賠償責任を負う職員の指定)

第83条の2 地方自治法第243条の2の2第1項後段の規定により規則で指定する職員は、次の各号に掲げるその職員が直接補助する事務に係る行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員とする。

2～4 [略]

(賠償責任を負う職員の指定)

第83条の2 地方自治法第243条の2の2第1項後段の規定により規則で指定する職員は、次の各号に掲げるその職員が直接補助する事務に係る行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員とする。

- (1)、(2) [略]
- (3) 地方自治法第232条の4第2項の
確認 次に掲げる職員
ア [略]
イ 第3条第9項の規定により会計
管理者の事務を代理している場
合における当該代理を行ってい
る職員
ウ [略]
- (4) 支出又は支払 次に掲げる職員
ア [略]
イ 第3条第9項の規定により会計
管理者の事務を代理する職員
ウ、エ [略]
- (5) [略]

別表第1（第2条、第3条、第19条関
係）

- (1) [略]
- (2) 区会計管理者の所管に係るもの

| 組織 | 歳入 徴収 者 | 支出 担当 者 | 前渡 金管 理者 | 審査 出納 員 |
|----------------------|---------------|---------------|----------------|---------------|
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 区役所総務 部まちづく り課 | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 西区役所玉 | 所長 | 所長 | 所長 | 所長 |

- (1)、(2) [略]
- (3) 地方自治法第232条の4第2項の
確認 次に掲げる職員
ア [略]
イ 第3条第10項の規定により会計
管理者の事務を代理している場
合における当該代理を行ってい
る職員
ウ [略]
- (4) 支出又は支払 次に掲げる職員
ア [略]
イ 第3条第10項の規定により会計
管理者の事務を代理する職員
ウ、エ [略]
- (5) [略]

別表第1（第2条、第3条、第19条関
係）

- (1) [略]
- (2) 区会計管理者の所管に係るもの

| 組織 | 歳入 徴収 者 | 支出 担当 者 | 前渡 金管 理者 | 審査 出納 員 |
|----------------------|---------------|---------------|----------------|---------------|
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 区役所総務 部まちづく り課 | [略] | [略] | [略] | [略] |

| | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 津支所 | | | | |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |

(3)、(4) [略]

別表第2 (第3条関係)

(1) 会計管理者の所管に係るもの

| 組織 | 出納員 | 分任出納員 | 備考 |
|-------------|-----|-------|-----|
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 行財政局税務部市民税課 | [略] | [略] | [略] |
| 行財政局税務部収税課 | [略] | [略] | [略] |
| [略] | [略] | [略] | [略] |

(注) [略]

(2)~(4) [略]

別表第3 (第67条関係)

| 区分 | 種別 | 口座 | 説明(口座付記) |
|----|----|-----|----------|
| 歳入 | 一時 | [略] | [略] |

| | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | | |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |

(3)、(4) [略]

別表第2 (第3条関係)

(1) 会計管理者の所管に係るもの

| 組織 | 出納員 | 分任出納員 | 備考 |
|---------------|------|-------|---------------------|
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 行財政局税務部市民税課 | [略] | [略] | [略] |
| 行財政局税務部固定資産税課 | 担当係長 | 事務担当者 | |
| 行財政局税務部収税課 | [略] | [略] | [略] |
| 行財政局税務部収納管理課 | 担当係長 | 事務担当者 | 金銭登録機による収納は、出納員に限る。 |
| [略] | [略] | [略] | [略] |

(注) [略]

(2)~(4) [略]

別表第3 (第67条関係)

| 区分 | 種別 | 口座 | 説明(口座付記) |
|----|----|-----|----------|
| 歳入 | 一時 | [略] | [略] |

| | | | | | | | |
|---------------|---------|--------------------------------|-----|---------------|---------|--------------------------------|-----|
| 歳出 外現 金 | 保管 金 | 日本スポー ツ振興セン ター災害共 済給付 | | 歳出 外現 金 | 保管 金 | 日本スポー ツ振興セン ター災害共 済給付 | |
| | | 個人番号カ ード再発行 手数料 | | | | | |
| | [略] | [略] | [略] | | [略] | [略] | [略] |

(物品会計規則の一部改正)

第2条 神戸市物品会計規則（昭和39年3月規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | 改正前 | |
|--------------------------|--------------|--------------------------|--------------|
| 別表第2（第6条関係） | | 別表第2（第6条関係） | |
| 物品の種類 | 出納通知書 の種類 | 物品の種類 | 出納通知書 の種類 |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 7 寄附、贈与又は交 換により払い出す物品 | [略] | 7 寄附、贈与又は交 換により払い出す物品 | [略] |
| 8 貸付又は寄託をす る物品 | | 8 貸付又は寄託をす る物品 | |

| | | | |
|--|------------|--|---|
| <p>9 亡失又は損傷により使用できない物品、自然損耗その他の理由により払い出す物品</p> | | <p>9 亡失又は損傷により使用できない物品、自然損耗その他の理由により払い出す物品</p> | |
| <p>10 一の課又は事業所において一括購入し、直ちに他の課又は事業所へ配分する物品</p> | <p>[略]</p> | <p>10 共通物品</p> | <p>神戸市共通物品調達システムにより作成する共通物品要求書（控）兼受入通知書</p> |
| <p>11 一の課又は事業所において一括購入し、直ちに他の課又は事業所へ配分する物品</p> | <p>[略]</p> | <p>11 一の課又は事業所において一括購入し、直ちに他の課又は事業所へ配分する物品</p> | <p>[略]</p> |

（地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則の一部改正）

第3条 地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則（昭和39年10月規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| | |
|------------|------------|
| <p>改正後</p> | <p>改正前</p> |
|------------|------------|

(精算)

第49条 前渡金管理者は、用務終了後5日以内（毎月前渡金を受ける場合は翌月の5日まで）に支払精算書及び振替伝票等を作成し、支払精算書については、直近の上司（当該直近の上司が副局長である場合は副局長）に提出したのち証拠書類とともに保管しなければならない。

2 [略]

(前金払)

第52条 次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。

(1)～(3) [略]

(4) 土地若しくは家屋の買収若しくは収用又は家屋の建て替えにより、その移転を必要とすることとなつた家屋又は物件の移転料及び補償費

(5)～(10) [略]

(棚卸資産の購入手続等)

第65条 決算品を購入しようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類により、購入する旨の決議を行わなければならない。この場合においては、主管課において、当該発注が法令及び予算の定めるところに従

(精算)

第49条 前渡金管理者は、用務終了後5日以内（毎月前渡金を受ける場合は翌月の5日まで）に支払精算書及び振替伝票等を作成し、支払精算書については、直近の上司に提出したのち証拠書類とともに保管しなければならない。

2 [略]

(前金払)

第52条 次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。

(1)～(3) [略]

(4) 土地又は家屋の買収又は収用により、その移転を必要とすることとなつた家屋又は物件の移転料及び補償費

(5)～(10) [略]

(棚卸資産の購入手続等)

第65条 決算品を購入しようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類により、購入する旨の決議を行わなければならない。この場合においては、主管課において、当該発注が法令及び予算の定めるところに従

っていることを十分に確認しなければならない。

(1) [略]

(2) 前号に掲げる場合以外の場合

次のいずれかの書類

ア 別に定める様式による物品専
決調達書

イ [略]

2 貯蔵品を購入しようとする場合及び貯蔵品について共通物品の払出しを受けようとする場合は、経理担当課長の所属する部局において、前項の規定に基づく決議に係る事務を行うものとする。

(出納の通知)

第67条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、神戸市

っていることを十分に確認しなければならない。

(1) [略]

(2) 前号に掲げる場合以外の場合

次のいずれかの書類

ア 別に定める様式による物品調
達決議書

イ [略]

2 決算品について共通物品（各部局（建設局、都市局及び港湾局以外の局を含む。）において共通して使用する物品のうち、有利であることその他の理由により行財政局総務事務センターにおいて一括して購入するものをいう。）の払出しを受けようとするときは、共通物品要求決議書により、経理担当課長の合議を経て、払出しを受ける旨の決議を行わなければならない。

3 貯蔵品を購入しようとする場合及び貯蔵品について共通物品の払出しを受けようとする場合は、経理担当課長の所属する部において、前2項の規定に基づく決議に係る事務を行うものとする。

(出納の通知)

第67条 [略]

消耗品調達システム（第63条第2号の消耗品の調達に係る事務処理を行うための情報処理システムであつて、市長が管理するものをいう。以下同じ。）により発注を行つた物品の出納にあつては、物品管理者の神戸市消耗品調達システムでの発注の承認をもつて別表第8に定める出納通知書に代えるものとする。この場合において、当該出納については、別表第8に定める出納通知書により行われたものとみなして、次条の規定を適用する。

（決算品管理簿記載の省略）

第81条 [略]

（受入手続）

第82条 物品管理員は、次の諸票により決算品管理簿に受入記帳をしなければならない。

- (1) [略]
- (2) 直接予算で購入したとき 物品専決調達書 物品購入等発注書 物品調達決議書

(3) [略]

（賠償責任を負う職員の指定）

（決算品管理簿記載の省略）

第81条 [略]

2 前項により決算品管理簿の記載を省略したときは、物品調達決定書にその旨を記入しなければならない。

（受入手続）

第82条 物品管理員は、次の諸票により決算品管理簿に受入記帳をしなければならない。

- (1) [略]
- (2) 直接予算で購入したとき 物品調達決定書

(3) [略]

（賠償責任を負う職員の指定）

第124条 地方公営企業法第34条の規定により準用される地方自治法第243条の2の2第1項後段の規定により規則で指定する職員は、次の各号に掲げるその職員が直接補助する事務に係る行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員とする。

(1)～(3) [略]

(4) 支出又は支払 次に掲げる職員
ア [略]

イ 神戸市会計規則第3条第9項の規定により会計管理者の事務を代理する職員

ウ [略]

(5) [略]

別表第3 (第11条、第125条関係)

[略]

別表第8 (第67条関係)

| 物品の種類 | 出納通知書の種類 | 様式 |
|----------|--------------------------------|-----|
| 調達物品 | 物品専決調達書 物品購入等発注書 物品調達決議書 | [略] |
| [略] | [略] | [略] |
| 1 寄附、贈与又 | [略] | [略] |

第124条 地方公営企業法第34条の規定により準用される地方自治法第243条の2の2第1項後段の規定により規則で指定する職員は、次の各号に掲げるその職員が直接補助する事務に係る行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員とする。

(1)～(3) [略]

(4) 支出又は支払 次に掲げる職員
ア [略]

イ 神戸市会計規則第3条第10項の規定により会計管理者の事務を代理する職員

ウ [略]

(5) [略]

別表第3 (第11条、第123条関係)

[略]

別表第8 (第67条関係)

| 物品の種類 | 出納通知書の種類 | 様式 |
|----------|---------------------|-----|
| 調達物品 | 物品専決調達書 物品購入等発注書 | [略] |
| [略] | [略] | [略] |
| 1 寄附、贈与又 | [略] | [略] |

| | | |
|----------------|--|--|
| は交換により払い出す物品 | | |
| 2 貸付け又は寄託をする物品 | | |

| | | |
|----------------|--|--|
| は交換により払い出す物品 | | |
| 2 貸付け又は寄託をする物品 | | |

| | | |
|---|---------|-----------------|
| 各部局において共通して使用する物品のうち、有利であることその他の理由により行財政局総務事務センターにおいて一括して購入したもの | 共通物品引渡書 | 物品会計規則別表第3第7号様式 |
|---|---------|-----------------|

別表第9（第125条関係）

| 様式号数 | 様式名 | 関係条文 | 備考 |
|------|-----|------|-----|
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 第15号 | [略] | [略] | |
| [略] | [略] | [略] | [略] |

別表第9（第123条関係）

| 様式号数 | 様式名 | 関係条文 | 備考 |
|--------|--------------------------|------|-------------------------|
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 第15号 | [略] | [略] | |
| 第15号の2 | 共通物品要求決議書兼引渡書 共通物品請求書 | 第65条 | 神戸市物品会計規則別表第3第7号様式に準ずる。 |
| [略] | [略] | [略] | [略] |

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和4年4月1日から施行し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から適用する。

(1) 第1条の規定による改正後の神戸市会計規則（以下「新規則」という。）

別表第3の規定 令和3年9月1日

(2) 新規則第83条の2及び別表第1の規定並びに第3条の規定による改正後の

地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則第124条の規定 令

和4年2月11日

（経過措置）

- 2 第1条の規定の施行の際現に第1条の規定による改正前の神戸市会計規則第45条第34号から第38号までの規定により資金前渡することができることとされている経費については、新規則第45条第32号の規定により市長が特に認めたものとみなす。

| |
|-----|
| 告 示 |
|-----|

神戸市告示第24号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次に掲げる業務に係る手数料の徴収業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

神戸市長 久元喜造

1 業務名及び受託者

| 業 務 名 | 受 託 者 |
|------------------------|--|
| 神戸市神鉄シニア利用促進パスに関する販売業務 | 神戸市兵庫区新開地1丁目3番24号 神戸電鉄株式会社 代表取締役社長 寺田 信彦 |

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

神戸市告示第25号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次に掲げる業務に係る手数料の徴収業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

神戸市長 久元喜造

1 業務名及び受託者

| 業 務 名 | 受 託 者 |
|------------------------|--|
| 神戸市神鉄シニア利用促進パス販売・立合い業務 | 神戸市兵庫区荒田町1丁目20番2号 神鉄観光株式会社 取締役社長 井本 昌彦 |

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

神戸市告示第26号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次に掲げる業務に係る手数料の徴収業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

神戸市長 久元喜造

1 業務名及び受託者

| 業 務 名 | 受 託 者 |
|---|---|
| 神戸市神鉄シニア利用促進パス“神鉄シーバスワンplus” 阪神電車サービスセンターにおける販売委託業務 | 大阪市福島区海老江1丁目1番31号 株式会社阪神ステーションネット 代表取締役社長 大地 一正 |

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

神戸市告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項により、文書館における複写代の収納にかかる指定納付受託者を次のとおり指定したので、同第231条の2の3第2項に基づき告示する。

令和4年4月1日

神戸市長 久元喜造

1 指定納付受託者の指定を受けた者

東京都渋谷区恵比寿4丁目1番18号

株式会社ジャックス

取締役社長 山崎 徹

2 指定納付受託者として指定をした日

令和4年4月1日

神戸市告示第28号

地方税法（昭和25年法律第226号）第410条第1項の規定により令和4年度の固定資産の価格等を令和4年3月31日に決定し、同法第411条第1項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

神戸市長 久元喜造

神戸市告示第29号

デザイン・クリエイティブセンター神戸条例（平成24年3月30日条例第19号。以下「条例」という。）の規定により、デザイン・クリエイティブセンター神戸（以下「センター」という。）の指定管理者の指定を受けたデザイン・クリエイティブセンター運営共同事業体が、その収入として収受するセンターの利用にかかる料金（以下「利用料金」という。）について、条例第

13条第2項の規定により承認したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。なお、条例第13条第3項及び第4項に係る料金については、令和3年3月31日付神戸市告示第917号のとおりである。

令和4年4月1日

神戸市長 久元喜造

1 利用料金の額

(1) 施設等の利用料金

ア クリエイティブラボについて、各部屋の利用料金は、以下の表のA列の単価にB列の面積を乗じ、百円未満を切り捨てた額を施設の1月あたりの利用料金とする。

| 部屋 | A列 単価 (円/月・m ²) | B列 面積 |
|-----|-----------------------------|----------------------|
| 201 | 2,000 | 61.09m ² |
| 202 | 2,000 | 66.34m ² |
| 203 | 2,000 | 70.58m ² |
| 204 | 2,000 | 41.39m ² |
| 304 | 2,000 | 40.76m ² |
| 305 | 2,000 | 31.14m ² |
| 306 | 2,000 | 53.48m ² |
| 307 | 2,000 | 84.58m ² |
| 308 | 1,819 | 390.93m ² |
| 401 | 1,819 | 129.87m ² |
| 402 | 2,000 | 37.17m ² |
| 403 | 1,819 | 135.35m ² |
| 404 | 2,000 | 73.19m ² |
| 405 | 2,000 | 41.53m ² |
| 406 | 2,000 | 47.27m ² |
| 407 | 2,000 | 84.76m ² |
| 408 | 2,000 | 41.19m ² |
| 409 | 2,000 | 26.5m ² |
| 410 | 2,000 | 30.42m ² |
| 411 | 2,000 | 26.63m ² |
| 412 | 2,000 | 38.88m ² |
| 413 | 2,000 | 68.08m ² |
| 415 | 2,000 | 57.71m ² |
| 416 | 2,000 | 51.85m ² |
| 417 | 2,000 | 66.67m ² |

| | | |
|-----|-------|---------------------|
| 418 | 2,000 | 71.22m ² |
| 419 | 2,000 | 27.54m ² |
| 420 | 2,000 | 32.85m ² |
| 421 | 2,000 | 27.88m ² |
| 422 | 2,000 | 40.04m ² |
| 423 | 2,000 | 46.86m ² |
| 424 | 2,000 | 43.37m ² |
| 425 | 2,000 | 36.23m ² |
| 426 | 2,000 | 37.83m ² |
| 427 | 2,000 | 52.32m ² |
| 428 | 2,000 | 63.91m ² |
| 429 | 2,000 | 30.53m ² |
| 430 | 2,000 | 39.59m ² |
| 431 | 2,000 | 33.89m ² |

イ セミナー・ワークショップスペース・ギャラリーについて、各部屋の利用料金は、以下の表のA列の単価にB列の面積を乗じた額を時間あたりの利用料金とする。

| 部屋 | A列 単価 (時間あたり・円/m ²) | B列 面積 |
|--|------------------------------------|-------------------|
| 101 | 15.00 | 40m ² |
| 楽屋A | 9.00 | 46m ² |
| 楽屋B | 9.00 | 21m ² |
| 楽屋C | 9.00 | 26m ² |
| 控室A (KIITOホール、ギャラリーAの付帯施設として使用する場合) | 6.00 | 86m ² |
| 控室A | 15.00 | 86m ² |
| 控室B | 15.00 | 85m ² |
| 控室C | 15.00 | 66m ² |
| ギャラリーC | 15.00 | 135m ² |
| 301 | 15.00 | 124m ² |
| 302 | 15.00 | 34m ² |
| 303 | 15.00 | 154m ² |

ウ ギャラリーのうち、以下の表に定める部屋は、その一部につき利用ができることとし、

その利用料金は、以下の表のA列の単価に利用する面積を乗じた額を時間あたりの利用料金とする。ただし、その面積が30㎡未満の場合は30㎡とみなす。

| 施設名等 | A列 単価 (時間あたり・円/㎡) |
|--------------|----------------------|
| クリエイティブスタジオ | 15.00 |
| カフェ(厨房設備を除く) | 15.00 |
| 生糸検査所ギャラリー | 15.00 |
| ユネスコギャラリー | 15.00 |
| ライブラリ | 15.00 |

エ 多目的ホールについて、各部屋の利用料金は、A列の単価にB列の面積を乗じ百円未満を切り捨てた時間あたりの利用料金に、利用時間を乗じたものとする。ただし、利用時間が4時間未満の場合は4時間とみなす。

| 部屋 | A列 面積 | B列 単価 (時間あたり・円/㎡) |
|----------|-------|----------------------|
| KIITOホール | 950㎡ | 10.05 |
| ギャラリーA | 576㎡ | 8.46 |

オ 営利目的の使用の場合の利用料金は、イからエで算出した額の2倍とする。

(2) 附属設備の利用料金

ア キッチン

基本料金 1日につき15,000円

延長料金 1日につき5,000円

イ カフェ厨房設備

基本料金 1日につき25,000円

延長料金 1日につき15,000円

ウ 大型プロジェクター 1日につき5,000円

エ ワイヤレスマイクセット 1日につき10,000円

オ 音響システムAラック 1日につき20,000円

カ 音響システムBラック 1日につき20,000円

キ コピー機(A4・A3・B4) 白黒1枚につき10円、カラー1枚につき30円

2 施行日

令和4年4月1日とする。

神戸市告示第30号

次の港湾施設は、令和4年4月1日から、その供用を開始する。

令和4年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

1 供用を開始する港湾施設
道路

| 名 称 | 位 置 | 延 長 | 幅 員 |
|--------|-------------|------|-------|
| 空港島3号線 | 神戸空港3番11の一部 | 175m | 18.5m |

神戸市告示第31号

人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例（平成8年4月条例第10号）第18条第7項の規定に基づく里づくり計画の変更の認定を行ったので、同条第8項において準用する同条第6項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

1 変更認定する里づくり計画
小東野里づくり計画

神戸市告示第32号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、神戸市療育センター内の診療所における窓口徴収金の徴収事務を次のとおり委託するので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

神戸市中央区伊藤町119番地

株式会社 日本ビジネスデータプロセッシングセンター

代表取締役 池 恵二

2 委託年月日

令和4年4月1日

神戸市告示第33号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、神戸市資源リサイクルセンターにおける一般廃棄物搬入手数料の徴収及び収納事務を次のとおり委託するので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

神戸市長 久元 喜造

- 1 受託者
神戸市中央区元町通6丁目5番4号
つるかめ管財株式会社
代表取締役 井上 寛之
- 2 委託年月日
令和4年4月1日

神戸市告示第34号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規程により、次に掲げる美術館に係る入館料等の徴収業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

神戸市長 久元 喜造

- 1 美術館名及び受託者

| 美術館名 | 委託先 |
|--------------------------|---|
| 神戸市立小磯記念美術館 神戸ゆかりの美術館 | 大阪市福島区福島3丁目7-39-611 株式会社フィールズ 代表取締役 中山 徳子 |

- 2 委託期間
神戸市立小磯記念美術館 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
神戸ゆかりの美術館 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

神戸市告示第35号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2の規定により、兵庫区総務部保険年金医療課及び北神区役所市民課が徴収する国民健康保険料の徴収事務を次のとおり委託するので同法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の23第1項の規定により告示する。

令和4年4月1日

神戸市長 久元 喜造

- 1 受託者
〒651-0087 神戸市中央区御幸通8丁目1番6号
株式会社パソナ パソナ・神戸
常務執行役員 人材派遣・BPO事業本部 パブリック本部長 松永 早苗
- 2 委託する事務
区役所窓口にて徴収する国民健康保険料の徴収事務及び収納事務
- 3 委託期間

- (1) 兵庫区総務部保険年金医療課 令和4年4月1日から令和7年9月30日まで
 (2) 北神区役所市民課 令和4年10月1日から令和7年9月30日まで

神戸市告示第36号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条の規定により、兵庫区総務部保険年金医療課及び北神区役所市民課が徴収する後期高齢者医療保険料の徴収事務を次のとおり委託するので同法施行令（平成19年政令第318号）第33条第1項の規定により告示する。

令和4年4月1日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

〒651-0087 神戸市中央区御幸通8丁目1番6号

株式会社パソナ パソナ・神戸

常務執行役員 人材派遣・BPO事業本部 パブリック本部長 松永 早苗

2 委託する事務

区役所窓口にて徴収する後期高齢者医療保険料の徴収事務

3 委託期間

- (1) 兵庫区総務部保険年金医療課 令和4年4月1日から令和7年9月30日まで
 (2) 北神区役所市民課 令和4年10月1日から令和7年9月30日まで

神戸市告示第37号

介護保険法（平成9年法律第123号）第144条の2の規定により、兵庫区総務部保険年金医療課及び北神区役所市民課が徴収する介護保険料の徴収事務を次のとおり委託するので同法施行令（平成10年政令第376号）第45条の7第1項の規定により告示する。

令和4年4月1日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

〒651-0087 神戸市中央区御幸通8丁目1番6号

株式会社パソナ パソナ・神戸

常務執行役員 人材派遣・BPO事業本部 パブリック本部長 松永 早苗

2 委託する事務

区役所窓口にて徴収する介護保険料の徴収事務

3 委託期間

- (1) 兵庫区総務部保険年金医療課 令和4年4月1日から令和7年9月30日まで
 (2) 北神区役所市民課 令和4年10月1日から令和7年9月30日まで

神戸市告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年4月6日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年4月18日まで一般の縦覧に供する。

令和4年4月4日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 新旧別 | 延長 (メートル) | 幅員 (メートル) |
|-------|-----|------------------------|-----|--------------|----------------------|
| 市道 | 商大線 | 神戸市垂水区海岸通2163番7地先から | 新 | 91.00 | 最大 19.00 最小 17.40 |
| | | 神戸市垂水区五色山1丁目1346番6地先まで | 旧 | 91.00 | 最大 12.80 最小 11.90 |

神戸市告示第39号

令和4年度に係る包括外部監査契約を締結したので、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の36第6項の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月5日

神戸市長 久元喜造

1 包括外部監査契約の期間の始期

令和4年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者（以下「契約者」という。）に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

- (1) 契約者に支払うべき監査に要する費用の額は、基本費用の額に執務費用及び実費の額を加えた額とする。
- (2) 基本費用の額は、4,290,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）とする。
- (3) 執務費用及び実費の額は、算定した金額の合計に10%の金額（消費税及び地方消費税額）を加算し、13,061,000円をもって上限とする。
- (4) 執務費用の額は、基本執務費用の額に外部監査人補助者執務追加費用の額を加えた額とする。この場合において、執務費用の額には、契約者及び法第252条の32第4項に規定する外部監査人補助者（以下単に「補助者」という。）の食事代及び市内における旅行（契約者の事務所と北区又は西区の相互間におけるものを除く。）に係る交通費を含む。（執務費用の算定にあたっては、1人あたり総執務時間を7時間で割り戻したものを日数とし、1日未満の端数は切り捨てる。）
- (5) 基本執務費用の額は、契約者が監査を行うとともに監査の結果に関する報告を提出するために執務をした日数に82,000円（消費税、地方消費税額を含まない。）を乗じて得た額

とする。

(6) 外部監査人補助者執務追加費用の額は、各補助者が契約者の監査の事務を補助した日数に、次に掲げる補助者の区分に応じそれぞれ定める額を乗じて得た額とする。

ア 弁護士又は公認会計士 68,000円（消費税、地方消費税額を含まない。）

イ 税理士・会計士補等 52,000円（消費税、地方消費税額を含まない。）

ウ ア及びイに掲げる者以外の者 20,000円（消費税、地方消費税額を含まない。）

(7) 実費の額は、旅費の額に関係人出頭費用及び諸費用の額を加えた実費金額に110分の100を乗じた金額（1円未満の端数は切り捨てとする。）とする。

(8) 旅費の額は、契約者が監査のために出張（市域を離れて旅行し、又は契約者の事務所と北区若しくは西区の相互間において旅行をすることをいう。以下同じ。）をしたときの当該出張に要した費用の額及び補助者が契約者の監査の事務を補助するために出張をしたときの当該出張に要した費用の額を市職員の旅費の例により算定した額とする。

(9) 関係人出頭費用の額は、契約者が法第252条の38第1項の規定により関係人の出頭を求めたときに、当該関係人の出頭に要した費用を本市における実費弁償の例により算定した額とする。

(10) 諸費用の額は、前2号に掲げるもののほか、契約者が監査に要した費用として本市が認めたものの額とする。

3 契約者の氏名及び住所

森 山 恭 太

兵庫県西宮市仁川町2丁目9番17号

4 契約者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

当該業務の終了後に監査に要した費用の額を確定し、検査終了後に支払うものとする。

神戸市告示第47号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、垂水漁港車両整理場に係る使用料の徴収収納事務を次の者に委託するので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月19日

神戸市長 久 元 喜 造

委託先住所：神戸市垂水区平磯3丁目1番10号

氏 名：神戸市漁業協同組合 代表理事組合長 福田 明弘

委託期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

神戸市告示第48号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、垂水漁港岸壁・物揚場に係る使用料の徴収収納事務を次の者に委託するので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月19日

神戸市長 久元 喜造

委託先住所：神戸市垂水区平磯3丁目1番10号

氏名：神戸市漁業協同組合 代表理事組合長 福田 明弘

委託期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

神戸市告示第49号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規程により、次に掲げる施設に係る画像利用料の徴収業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月19日

神戸市長 久元 喜造

1 施設名及び受託者

| 施設名 | 委託先 |
|---------|---|
| 神戸市立博物館 | 東京都品川区西五反田3丁目5番20号 株式会社DNPアートコミュニケーションズ 代表取締役 俵谷 満紀 |

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

神戸市告示第50号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月19日

神戸市長 久元 喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先
別表のとおり

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

垂水自転車保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住

所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

| 自転車等の保管及び返還の場所 | 自転車が置かれ、又は放置されていた場所 | 撤去し、及び保管した自転車等の台数 | 撤去し、及び保管した年月日 | 問い合わせ先 |
|--------------------------|---------------------|----------------------|---------------|---|
| 垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所 | 垂水駅周辺自転車等放置禁止区域 | 自転車 2台 原動機付自転車 0台 | 令和4年3月1日 | 垂水区福田5丁目6番20号 建設局垂水建設事務所 電話707-0234 |
| | 舞子駅周辺自転車等放置禁止区域 | 自転車 5台 原動機付自転車 0台 | | |
| | 垂水駅周辺自転車等放置禁止区域 | 自転車 2台 原動機付自転車 1台 | 令和4年3月7日 | |
| | 垂水駅周辺自転車等放置禁止区域 | 自転車 3台 原動機付自転車 2台 | 令和4年3月11日 | |
| | 舞子駅周辺自転車等放置禁止区域 | 自転車 2台 原動機付自転車 0台 | | |
| | 垂水駅周辺自転車等放置禁止区域 | 自転車 2台 原動機付自転車 0台 | 令和4年3月17日 | |
| | 舞子駅周辺自転車等放置禁止区域 | 自転車 1台 原動機付自転車 1台 | | |
| | 垂水駅周辺自転車等放置禁止区域 | 自転車 2台 原動機付自転車 1台 | 令和4年3月23日 | |
| | 垂水駅周辺自転車等放置禁止区域 | 自転車 2台 原動機付自転車 0台 | 令和4年3月28日 | |
| | 舞子駅周辺自転車等放置禁止区域 | 自転車 2台 原動機付自転車 0台 | | |
| | 垂水区管内長期放置 | 自転車 5台 原動機付自転車 0台 | 令和4年3月28日 | |

神戸市告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3の規定により、次のとおり指定納付受

託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月19日

神戸市長 久元喜造

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者
東京都港区高輪1丁目3番13号 NBF高輪ビル6階
ソニーペイメントサービス株式会社
代表取締役 中村 英彦
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入等
キャッシュレス決済を利用して納付する証明書交付等申請にかかる手数料
- 3 指定納付受託者による納付の委託を開始する日
令和4年3月31日

神戸市告示第52号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年4月19日

神戸市長 久元喜造

- 1 公の施設
神戸市西区美賀多台1丁目1番1
西神中央ホール
- 2 指定管理者
東京都渋谷区神宮前6丁目23番3号
株式会社シアターワークショップ
代表取締役 伊東 正示
- 3 指定期間
令和4年8月1日から令和19年3月31日まで

神戸市告示第53号

次の港湾施設は、令和4年4月19日から次のとおり規模を変更する。

令和4年4月19日

神戸市長 久元喜造

1 事務室

| 名 称 | 位 置 | 規 模 | |
|----------------------|-------|--------|--------|
| | | 現 行 | 変 更 後 |
| 神戸市港湾局東部港湾管理事務所摩耶埠頭コ | 神戸市灘区 | 556.33 | 299.39 |

| | | | |
|------------|-------|--------|--------|
| ンテナターミナル分室 | 摩耶埠頭1 | 平方メートル | 平方メートル |
|------------|-------|--------|--------|

神戸市告示第54号

次の港湾施設は、令和4年4月19日から、その供用を開始する。

令和4年4月19日

神戸市長 久元喜造

1 事務室

| 名 称 | 位 置 | 規 模 |
|------------------|----------------|--------------|
| 摩耶埠頭コンテナターミナル事務室 | 神戸市灘区 摩耶埠頭1 | 100.75平方メートル |

2 上屋

| 名 称 | 位 置 | 規 模 |
|-----------------|----------------|--------------|
| 摩耶埠頭コンテナターミナル上屋 | 神戸市灘区 摩耶埠頭1 | 156.19平方メートル |

神戸市告示第55号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）第23条2項及び3項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月19日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 西部保管所・西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(2) 須磨保管所・名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。）

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

| 自転車等の保管及び返還の場所 | 自転車等が置かれ、又は放置されていた場所 | 撤去及び保管した自転車等の台数 | 撤去及び保管した年月日 | 問い合わせ先 |
|-------------------|------------------------|-----------------------|-------------|---|
| 長田区西代通1丁目1番西代保管所 | 高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域 | 自転車 16台 | 令和4年3月3日 | 神戸市須磨区妙法寺字ヌメリ石1番地の1 建設局西部建設事務所 電話742-2424 |
| | 長田・須磨区管内長期放置 | 自転車 11台 | | |
| 長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所 | 新長田駅周辺自転車等放置禁止区域 | 自転車 13台 原動機付自転車 1台 | 令和4年3月8日 | |
| | 長田・須磨区管内長期放置 | 自転車 15台 | | |
| 須磨区西落合6丁目1番名谷保管所 | 名谷・妙法寺駅周辺自転車等放置禁止区域 | 自転車 1台 | 令和4年3月9日 | |
| | 長田・須磨区管内長期放置 | 自転車 3台 原動機付自転車 1台 | | |
| 長田区西代通1丁目1番西代保管所 | 長田・須磨区管内長期放置 | 自転車 3台 | 令和4年3月10日 | |
| 長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所 | 長田・須磨区管内長期放置 | 自転車 16台 | 令和4年3月15日 | |
| 須磨区須磨浦通2丁目2番須磨保管所 | 須磨・須磨海浜公園駅周辺自転車等放置禁止区域 | 自転車 1台 | 令和4年3月16日 | |
| | 長田・須磨区管内長期放置 | 自転車 1台 | | |
| 長田区西代通 | 高速長田駅周辺自転車 | 自転車 4台 | 令和4年3 | |

| | | | |
|---------------------------|------------------------|---------|---------------|
| 1丁目1番 西代保管所 | 等放置禁止区域 | | 月17日 |
| | 長田・須磨区管内長期 放置 | 自転車 8台 | |
| 長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所 | 新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域 | 自転車 19台 | 令和4年3 月22日 |
| | 長田・須磨区管内長期 放置 | 自転車 18台 | |
| 長田区西代通 1丁目1番 西代保管所 | 板宿・西代駅周辺自転 車等放置禁止区域 | 自転車 3台 | 令和4年3 月23日 |
| | 長田・須磨区管内長期 放置 | 自転車 3台 | |

神戸市告示第56号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、海浜公園の有料公園施設の使用料の徴収業務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月19日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

東京都千代田区大手町1丁目7番2号
須磨海浜公園パークマネジメント組織
代表団体 株式会社サンケイビル
代表取締役社長 飯島 一暢

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

公 告

神戸市公告第2号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、次に掲げる公告認定対象区域内における同法第86条第1項又は第2項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「同一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、当該公告認定対象区域内の他の同一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定をしたので同法第86条の2第6項の規定により公告します。

なお、当該公告認定対象区域を表示した図書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課に

備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和4年4月1日

(特定行政庁) 神戸市長 久元喜造

公告認定対象区域

神戸市垂水区学が丘6丁目1番1

神戸市公告第3号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和4年4月1日

神戸市長 久元喜造

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

神戸市資源リサイクルセンター管理運営業務 一式

履行期間 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市環境局事業管理課

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST 2階

3 落札者を決定した日

令和4年2月24日

4 落札者の氏名及び住所

つるかめ管財株式会社

代表取締役 井上 寛之

神戸市中央区元町通6丁目5番4号

5 落札金額

195,360,000円（消費税及び地方消費税相当額抜き）：2年分

97,680,000円（消費税及び地方消費税相当額抜き）：単年度分

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 規則第27条の5第1項において読み替える第4条の規定による公告を行った日

令和4年1月14日

神戸市公告第8号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和4年4月7日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所
別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期、
存続期間並びに借賃及びその支払の方法
別表のとおり
- 5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件
別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。
 - (1) 借賃の支払猶予
利用権の設定を行う者（以下「甲」という。）は、災害その他やむを得ない事由のため、
利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が借賃の支払期限までに借賃の支払をす
ることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
 - (2) 借賃の減額
利用権の設定を受ける土地（以下「目的物」という。）が農地である場合において、別
表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により、30%を超える損害を被った場合、乙は、
甲に対して借賃の減額を請求することができる。
減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、
神戸市が認定した額とする。
 - (3) 解約権の留保の禁止
甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。
ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約す
ることができる。また、乙は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）
第20条に規定する知事の承認を受けたときは、農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借
を解除することができる。
 - (4) 転貸又は譲渡の禁止
乙は、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。
ただし、兵庫六甲農業協同組合（農地利用集積円滑化団体）、（公社）ひょうご農林機構
（農地中間管理機構）については、この限りではない。
 - (5) 修繕及び改良
 - ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用
と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することが
できない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合におい
て、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。
 - イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微

である場合は、甲の同意を要しない。

(6) 租税公課等の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その支出した額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

別表（一般）

| 利用権の設定をうける者 (乙) | 利用権を設定する者(甲) | 利用権を設定する土地 | | 設定する利用権 | | 権利の種類 (備考) | 内容(土地の利用目的を含む。) | 借賃の支払の方法 |
|--------------------|-------------------|---------------------|------------|--------------------|------|---------------|-----------------|----------|
| | | 土地の所在地 | 現況地目 | 開始年月日 終了年月日 | 貸借料物 | | | |
| | | | 認定面積㎡ | | | | | |
| 神戸市北区淡河町 清原 清忠 | 神戸市北区淡河町 清原 實子 | 北区淡河町北僧尾字横畑 1360 | 田 677 | 本公告日 令和4年12月31日 | | 使用貸借権設定 | 水田として利用 | |
| | 神戸市北区藤原台北町 | 北区淡河町北僧尾字平野 2604 | 田 2,313 | | | | | |
| | 清原 寛明 | 北区淡河町北僧尾字平野 2606 | 田 1,942 | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|-------------------------|--|--|--|-------------------|------------------------------------|--------|----------|--|--|
| | | 北区淡河町北 僧尾字平野 2610 北区淡河町北 僧尾字平野 2611 北区淡河町北 僧尾字平野 2612 北区淡河町北 僧尾字平野 2618 北区淡河町北 僧尾字平野 2619 北区淡河町北 僧尾字平野 2621- 1 北区淡河町北 僧尾字平野 2638- 1 北区淡河町北 僧尾字平野 2638- 2 北区淡河町北 僧尾字平野 2638- 3 北区淡河町北 僧尾字内平野 2689 北区淡河町北 僧尾字内平野 2690 北区淡河町北 僧尾字内平野 2691- 1 | 田 2,543 田 1,755 田 1,858 田 2,058 田 1,796 田 761 田 1,900 田 62 田 6.19 田 3,445 田 2,750 田 327 | | | | | | |
| 神戸市北区上 津台 小松 正之 | 神戸市須磨区 高倉台 廣田 忠生 | 西区伊川谷町 上脇字大將軍 633- 1 | 田 1,359 | 本公告日 令和5年3月31日 | 30,000円／1筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 令和4年12月 20日までに借 賃の全額を甲 の指定する預 金口座へ振り 込む。 | |
| 神戸市垂水区 西舞子 中野 信吾 | 姫路市広畑区 小坂 政井 修 | 西区平野町堅 田字北西山 1155 | 田 430 | 本公告日 令和5年3月31日 | 5,000円／1筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 令和4年12月 20日までに借 賃の全額を甲 の住所へ持参 する。 | |
| 神戸市垂水区 西舞子 中野 信吾 | 神戸市西区平 野町 笹川 敬 | 西区平野町堅 田字北西山 1160 | 田 736 | 本公告日 令和5年3月31日 | 5,000円／1筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 令和4年12月 20日までに借 賃の全額を甲 の住所へ持参 する。 | |
| 神戸市西区榎 谷町 小池 潤 | 明石市上ノ丸 小川 勝也 | 西区平野町黒 田字北畑618- 1 西区平野町黒 田字北畑618- 2 | 田 2,470 田 494 | 本公告日 令和5年3月31日 | 玄米74.1kg／1 筆 玄米14.8kg／1 筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 令和4年12月 20日までに借 賃の全額を甲 の住所へ持参 する。 | |
| 明石市二見町 松尾 年朗 | 神戸市西区岩 岡町 上月 正幸 神戸市西区岩 岡町 上月 和代 | 西区岩岡町古 郷字南場823- 1 西区岩岡町古 郷字南場823- 2 | 田 892 田 887 | 本公告日 令和6年3月31日 | 4,011円／1筆 3,989円／1筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 毎年12月20日 までに当該年 度に係る借賃 の全額を甲の 住所へ持参す る。 | |
| 神戸市垂水区 塩屋北町 鶴田 善久 | 神戸市西区伊 川谷町 北井 恭子 | 西区伊川谷町 長坂字大北66 西区伊川谷町 長坂字大北71 | 田 3,041 田 3,059 | 本公告日 令和7年3月31日 | 30,410円／1筆 30,590円／1筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 毎年12月20日 までに当該年 度に係る借賃 の全額を甲の 指定する預金 口座へ振り込 む。 | |
| 神戸市西区伊 川谷町 | 神戸市西区神 出町 | 西区神出町南 字大西569 | 畑 1,439 | 本公告日 令和7年3月31日 | 14,390円／1筆 | 賃貸借権設定 | 普通畑として利用 | 毎年12月20日 までに当該年 | |

| | | | | | | | | |
|---------------------|--------------------|---|--|--------------------|--|---------|----------|---|
| 中村 久芳 | 中島 忠明 | | | | | | | 度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。 |
| 神戸市西区伊川谷町 中村 久芳 | 神戸市西区神出町 藤岡 隆彦 | 西区神出町南字大西570 | 畑 1,177 | 本公告日 令和7年3月31日 | 11,770円／1筆 | 賃貸借権設定 | 普通畑として利用 | 毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。 |
| 神戸市西区押部谷町 寺口 一英 | 神戸市西区押部谷町 池田 淳司 | 西区押部谷町高和字溝田548-1 西区押部谷町高和字溝田548-2 | 田 1,064 田 786 | 本公告日 令和7年3月31日 | 玄米64kg／1筆 玄米47kg／1筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全量を甲の住所へ持参する。 |
| 神戸市西区平野町 石井 秀樹 | 神戸市西区平野町 石井 正裕 | 西区平野町常本字丹谷347 | 田 2,753 | 本公告日 令和7年3月31日 | 20,000円／1筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参又は甲の指定する預金口座へ振り込む。 |
| 加古郡稲美町印南 富田 美和子 | 神戸市西区岩岡町 松江 隆生 | 西区岩岡町野中字神出道下1402 | 田 2,110 | 本公告日 令和7年3月31日 | 20,000円／1筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。 |
| 神戸市北区八多町 谷 善之 | 神戸市北区八多町 坊 明良 | 北区八多町上小名田字エンホウ2597 | 田 832の内332 | 本公告日 令和8年12月31日 | 1,000円／1筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。 |
| 神戸市須磨区潮見台町 田路 裕彦 | 神戸市西区押部谷町 森岡 幸夫 | 西区押部谷町和田字山ノ下383-1 | 田 426 | 本公告日 令和9年3月31日 | | 使用貸借権設定 | 水田として利用 | |
| 神戸市西区押部谷町 中村 弘之 | 神戸市西区押部谷町 向井 靖彦 | 西区押部谷町木津字砂子1659 | 田 1,711 | 本公告日 令和9年3月31日 | 玄米60kg／1筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全量を甲の住所へ持参する。 |
| 神戸市西区平野町 川崎 州一郎 | 神戸市西区平野町 川崎 久文 | 西区平野町堅田字北西山1135 西区平野町黒田字廣畑486-1 | 田 2,900 田 1,300 | 本公告日 令和9年3月31日 | 玄米104kg／1筆 玄米46kg／1筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全量を甲の住所へ持参する。 |
| 神戸市西区月が丘 藤本 充博 | 神戸市垂水区名谷町 岡松 敏明 | 西区神出町東字池ノ澤1987 | 田 3,038 | 本公告日 令和9年3月31日 | | 使用貸借権設定 | 水田として利用 | |
| 神戸市西区岩岡町 安福 要 | 神戸市西区岩岡町 入江 和彦 | 西区岩岡町岩岡字西場938 西区岩岡町岩岡字西場1016 西区岩岡町岩岡字西場1017 | 田 3,142 田 884 田 3,128 | 本公告日 令和9年3月31日 | 31,420円／1筆 8,840円／1筆 31,280円／1筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。 |
| 神戸市西区榎谷町 小池 潤 | 神戸市西区榎谷町 小池 敏則 | 西区榎谷町池谷字苗代ノ内427 西区榎谷町池谷字苗代ノ内429-1 西区榎谷町池谷字上櫛ヶ谷647 | 田 1,849 田 1,756 田 4,552 | 本公告日 令和9年3月31日 | 玄米55.5kg／1筆 玄米52.7kg／1筆 玄米136.6kg／1筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全量を甲の住所へ持参する。 |

| | | | | | | | | |
|-------------------|---------------------|--|--|-------------------|---|---------|---------|------------------------------------|
| | | 西区榎谷町池谷字上櫛ヶ谷648 西区榎谷町池谷字上櫛ヶ谷653 西区榎谷町池谷字上櫛ヶ谷659 西区榎谷町池谷字下鎌井谷762 | 田 2,908 田 250 田 2,113 田 704 | | 玄米87.2kg/1筆 玄米7.5kg/1筆 玄米63.4kg/1筆 玄米21.1kg/1筆 | | | |
| 神戸市西区榎谷町 小池 潤 | 神戸市西区伊川谷町 伊藤 佐代子 | 西区伊川谷町長坂字若尾377-2 西区伊川谷町長坂字玉子原462 西区伊川谷町長坂字玉子原463 | 田 1,156 田 1,532 田 3,102 | 本公告日 令和9年3月31日 | | 使用貸借権設定 | 水田として利用 | |
| 神戸市西区榎谷町 小池 潤 | 神戸市西区糎台 小池 貞子 | 西区榎谷町池谷字山ノ谷201 西区榎谷町池谷字山ノ谷206 西区榎谷町池谷字上櫛ヶ谷652 | 田 1,427 田 2,568 田 659 | 本公告日 令和9年3月31日 | 玄米42.8kg/1筆 玄米77kg/1筆 玄米19.7kg/1筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全量を甲の住所へ持参する。 |
| 神戸市西区榎谷町 小池 潤 | 神戸市西区榎谷町 雪永 光一 | 西区榎谷町栃木字勝負谷1071 | 田 2,309 | 本公告日 令和9年3月31日 | 玄米69.2kg/1筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全量を甲の住所へ持参する。 |
| 神戸市西区榎谷町 小池 潤 | 神戸市西区押部谷町 藤本 正徳 | 西区押部谷町和田字谷合252 西区押部谷町和田字谷合316 西区押部谷町和田字山ノ下386-1 西区押部谷町和田字山ノ下386-2 西区押部谷町和田字内町589 | 田 1,050 田 618 田 1,794 田 1,008 田 1,661 | 本公告日 令和9年3月31日 | 玄米31.5kg/1筆 玄米18.5kg/1筆 玄米53.8kg/1筆 玄米30.2kg/1筆 玄米49.8kg/1筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全量を甲の住所へ持参する。 |
| 神戸市西区榎谷町 小池 潤 | 神戸市西区押部谷町 藤本 孝樹 | 西区押部谷町和田字内町588 西区押部谷町和田字内町1028 西区平野町堅田字北西山1126 | 田 2,256 田 885 田 1,007 | 本公告日 令和9年3月31日 | | 使用貸借権設定 | 水田として利用 | |
| 神戸市西区榎谷町 小池 潤 | 神戸市西区平野町 飯田 健次郎 | 西区平野町西戸田字川ノ植5 西区平野町西戸田字福地83 西区平野町西戸田字福地84 | 田 406 田 1,498 田 3,039 | 本公告日 令和9年3月31日 | 玄米11.4kg/1筆 玄米40.2kg/1筆 玄米86.1kg/1筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全量を甲の住所へ持参する。 |
| 神戸市西区平野町 山田 岳明 | 神戸市西区平野町 政井 美由紀 | 西区平野町堅田字畑ヶ田98 西区平野町堅田字下川原1028 西区平野町堅田字下川原1029 | 田 3,057 田 440 田 2,634 | 本公告日 令和9年3月31日 | 19,945円/1筆 2,870円/1筆 17,185円/1筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。 |

| | | | | | | | | |
|---|-------------------------|--|---|-------------------------|---|---------|---------------|--|
| 神戸市垂水区 西舞子 中野 信吾 | 神戸市須磨区 若草町 藤本 雅子 | 西区押部谷町 高和字萱本 1137 西区押部谷町 高和字萱本 1139 | 田 492 田 614 | 本公告日 令和9年3月31日 | 4,000円/1筆 6,000円/1筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 毎年12月20日 までに当該年 度に係る借賃 の全額を甲の 指定する預金 口座へ振り込 む。 |
| 神戸市北区山 田町 湯本 正忠 | 神戸市北区藤 原台中町 森下 聡亮 | 北区山田町中 字堂ノ向11 | 田 1,090 | 本公告日 令和13年12月31日 | | 使用貸借権設定 | 水田として利用 | |
| 神戸市北区小 倉台 豊蔵 玄 | 神戸市北区有 野中町 川上 精一 | 北区有野町二 郎字越野 233-1 | 田 1,180 | 本公告日 令和13年12月31日 | 82,600円/1筆 | 賃貸借権設定 | 施設園芸として利 用 | 毎年12月20日 までに当該年 度に係る借賃 の全額を甲の住 所へ持参す る。 |
| 神戸市西区岩 岡町 安福 要 | 神戸市西区岩 岡町 後藤 清一 | 西区岩岡町岩 岡字前場 2386-5 西区岩岡町岩 岡字前場 2387-2 西区岩岡町岩 岡字前場 2439 | 田 1,344 田 1,603 田 2,325 | 本公告日 令和14年3月31日 | 13,440円/1筆 16,030円/1筆 23,250円/1筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 毎年12月20日 までに当該年 度に係る借賃 の全額を甲の 指定する預金 口座へ振り込 む。 |
| 神戸市西区榎 谷町 松浦 龍太 | 神戸市垂水区 名谷町 藤原 義剛 | 西区榎谷町長 谷字佃井東 106-1 西区榎谷町長 谷字佃井東 106-2 西区榎谷町長 谷字佃井東 106-3 西区榎谷町長 谷字佃井東 106-4 西区榎谷町長 谷字佃井東 106-5 西区榎谷町長 谷字佃井東 106-6 西区榎谷町長 谷字佃井東 106-7 | 田 287 田 330 田 241 田 122 田 438 田 60 田 497 | 本公告日 令和14年3月31日 | 2,906円/1筆 3,342円/1筆 2,441円/1筆 1,235円/1筆 4,435円/1筆 608円/1筆 5,033円/1筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 毎年12月20日 までに当該年 度に係る借賃 の全額を甲の 指定する預金 口座へ振り込 む。 |
| 神戸市西区榎 谷町 小池 潤 | 神戸市西区榎 谷町 柳瀬 幸一郎 | 西区榎谷町福 谷字助廣459 西区榎谷町福 谷字助廣460 西区榎谷町福 谷字助廣463 | 田 1,600 田 1,999 田 1,681 | 本公告日 令和14年3月31日 | 玄米48kg/1筆 玄米59.9kg/1 筆 玄米50.4kg/1 筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 毎年12月20日 までに当該年 度に係る借賃 の全額を甲の 住所へ持参す る。 |
| 神戸市中央区 下山手通5丁 目7-18 公益社団法人 ひょうご農林 機構 理事長 新岡 史朗 | 神戸市北区淡 河町 福井 光一 | 北区淡河町中 山字茶屋垣44 | 田 2,191 | 令和4年4月30日 令和14年5月31日 | | 使用貸借権設定 | 水田として利用 | |
| 神戸市中央区 下山手通5丁 目7-18 公益社団法人 ひょうご農林 機構 理事長 新岡 史朗 | 神戸市北区淡 河町 西岡 千鶴子 | 北区淡河町中 山字田谷252- 1 北区淡河町中 山字田谷254 | 田 1,868 田 241 | 令和4年4月30日 令和14年5月31日 | 18,680円/1筆 2,410円/1筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 毎年度12月中 に乙の指定す る方法で支払 う。 |
| 神戸市中央区 下山手通5丁 目7-18 | 神戸市北区淡 河町 中前 裕志 | 北区淡河町行 原字上中679 | 田 3,332 | 令和4年4月30日 令和14年5月31日 | | 使用貸借権設定 | 水田として利用 | |

| | | | | | | | | |
|---|----------------------------|--|----------------------------|-------------------------|-----------------------------|--------|---------|-----------------------------------|
| 公益社団法人 ひょうご農林 機構 理事長 新岡 史朗 | | | | | | | | |
| 神戸市中央区 下山手通5丁 目7-18 公益社団法人 ひょうご農林 機構 理事長 新岡 史朗 | 神戸市西区神 出町 中嶋 達悦 | 西区神出町池 田字池川南へ り中224-3 西区神出町池 田字池川南へ り中235-1 | 田 364 田 1,392 | 令和4年4月30日 令和14年5月31日 | 3,640円/1筆 13,920円/1筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 毎年度12月中 に乙の指定す る方法で支払 う。 |
| 神戸市中央区 下山手通5丁 目7-18 公益社団法人 ひょうご農林 機構 理事長 新岡 史朗 | 大阪府枚方市 中宮北町 春名 明美 | 西区神出町小 東野字河合 463-3 | 田 989 | 令和4年4月30日 令和14年5月31日 | 5,934円/1筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 毎年度12月中 に乙の指定す る方法で支払 う。 |
| 神戸市中央区 下山手通5丁 目7-18 公益社団法人 ひょうご農林 機構 理事長 新岡 史朗 | 千葉県市川市 南八幡 村田 喜代 | 西区神出町小 東野字河合 463-2 | 田 1,200 | 令和4年4月30日 令和14年5月31日 | 7,200円/1筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 毎年度12月中 に乙の指定す る方法で支払 う。 |
| 神戸市中央区 下山手通5丁 目7-18 公益社団法人 ひょうご農林 機構 理事長 新岡 史朗 | 三木市君が峰 町 平田 三郎 | 西区神出町小 東野字河合 463-1 | 田 1,200 | 令和4年4月30日 令和14年5月31日 | 7,200円/1筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 毎年度12月中 に乙の指定す る方法で支払 う。 |

神戸市公告第9号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和4年4月7日

神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所
別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期、
存続期間並びに借賃及びその支払の方法
別表のとおり

5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件

別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権の設定を行う者（以下「甲」という。）は、災害その他やむを得ない事由のため、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の設定を受ける土地（以下「目的物」という。）が農地である場合において、別表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により、30%を超える損害を被った場合、乙は、甲に対して借賃の減額を請求することができる。

減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、神戸市が認定した額とする。

(3) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。

(4) 転貸又は譲渡の禁止

乙は、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

ただし、兵庫六甲農業協同組合（農地利用集積円滑化団体）、（公社）ひょうご農林機構（農地中間管理機構）については、この限りではない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合は、甲の同意を要しない。

(6) 租税公課等の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法（昭和

24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。)の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その支出した額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 契約の解除

甲は、乙が該当土地を利用していないと認められる場合には貸借契約を解除するものとする。

(11) 利用状況の報告

乙は、当該農用地の利用状況については、毎事業年度の終了後3月以内に農業委員会あてに農地法施行規則第60条の2に定めるところにより報告しなければならない。

(12) 市長による勧告

市長は、次のいずれかに該当するときは、乙に対して相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア 乙が目的物において行う耕作(又は養畜)の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、乙の業務を執行する役員のいずれもが乙の行う耕作又は養畜の事業に常時従事しないとき。

(13) 市長による農用地利用集積計画の取消

市長は、次のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、この農用地利用集積計画のうち当該部分に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借権又は使用貸借権の解除をしないとき。

イ 乙が(12)の勧告に従わなかったとき。

(14) 貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙が、その終了の日から30日以内に、甲に対して当該土地を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により過失

が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。

(15) 違約金の支払い

甲の責めに帰されない事由により貸借を終了させることとなった場合には、乙が、甲に対し賃借料の1年分に相当する金額を違約金として支払う。

(16) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

別表（解付）

| 利用権の設定をうける者 (乙) | 利用権を設定する者(甲) | 利用権を設定する土地 | | 設定する利用権 | | 権利の種類 (備考) | 内容(土地の利用目的を含む。) | 借賃の支払の方法 |
|--|--------------------|------------------------------------|--------------------------|---------------------|--------------------------|---------------|-----------------|--|
| | | 土地の所在地 | 現況地目 認定面積㎡ | 開始年月日 終了年月日 | 賃借料 物 | | | |
| 神戸市北区唐櫃台 青木 直子 | 大阪府豊中市緑丘 福井 祥文 | 北区淡河町中山字東沢53 | 田 1,590の内 318 | 本公告日 令和5年12月31日 | 10,000円/1筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。 |
| 大阪府池田市室町 大谷 敬亨 | 大阪府豊中市緑丘 福井 祥文 | 北区淡河町中山字東沢53 | 田 1,590の内 477 | 本公告日 令和5年12月31日 | 10,000円/1筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。 |
| 神戸市垂水区塩屋台 坂本 千賀子 | 大阪府豊中市緑丘 福井 祥文 | 北区淡河町中山字東沢53 | 田 1,590の内 636 | 本公告日 令和5年12月31日 | 10,000円/1筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。 |
| 神戸市中央区山本通 中松 好美 | 大阪府豊中市緑丘 福井 祥文 | 北区淡河町中山字東沢53 | 田 1,590の内 159 | 本公告日 令和5年12月31日 | 10,000円/1筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。 |
| 神戸市西区榎野台 小嶋 一郎 | 神戸市北区淡河町 北上 貴士 | 北区淡河町中山字東沢633 | 畑 600の内300 | 本公告日 令和5年12月31日 | 10,000円/1筆 | 賃貸借権設定 | 普通畑として利用 | 毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。 |
| 神戸市東灘区田中町 中川 律 | 神戸市北区淡河町 北上 貴士 | 北区淡河町中山字東沢633 | 畑 600の内300 | 本公告日 令和5年12月31日 | 10,000円/1筆 | 賃貸借権設定 | 普通畑として利用 | 毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。 |
| 神戸市西区伊川谷町布施畑578 株式会社リアルエステート 中野 代表取締役 中野 邦彦 | 神戸市西区伊川谷町 北井 博明 | 西区伊川谷町長坂字文蔵221 西区伊川谷町長坂字文蔵237-2 | 田 2,867 田 1,026 | 本公告日 令和7年3月31日 | 30,000円/1筆 10,000円/1筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。 |
| 神戸市中央区熊内町3丁目3-24 有限会社エクスセルプラン 取締役 藤井 里奈 | 神戸市北区八多町 上田 俊輔 | 北区八多町下小名田字ヒノ尻1145-1 | 田 1,368 | 本公告日 令和13年12月31日 | 75,000円/1筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。 |

神戸市公告第13号

神戸市市民公園条例（昭和51年4月条例第16号）第27条第2項の規定により、次のとおり市民の木の指定を取り消したので、同条3項の規定により公告します。

令和4年4月19日

神戸市長 久元喜造

1 市民の木の指定を取り消した樹木

| 指定番号 | 所在地 | 樹種 |
|------|--------------------|---------|
| 56 | 神戸市東灘区住吉本町3丁目10-26 | アカマツ 1本 |

2 指定の年月日

令和4年4月19日

神戸市公告第14号

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第1項に基づき都市再生整備計画を作成したので、同法第46条第28項の規定により都市再生整備計画（下記に示す地区）を神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル6階 神戸市都市局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

令和4年4月19日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

記

神戸都心・ウォーターフロント地区（第2期）（第5回変更）

神戸市公告第15号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和4年4月19日

神戸市長 久元喜造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市北区有野町有野字福谷口3401番1、3401番4、3402番1、3402番7、3403番1、3403番7

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市北区有野中町4丁目3番21号

前田 利男

3 許可番号

令和3年12月10日 第8026号

神戸市公告第16号

神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例（平成13年4月条例第17号）第2条第1項の規定により、私道の変更又は廃止を承認したものは次のとおりです。

令和4年4月19日

（特定行政庁）神戸市長 久 元 喜 造

| 指定番号 | 廃止年月日 | 道路の位置 | 延長 (メートル) | 幅員 (メートル) |
|---------|---------------|-------------------------|--------------|--------------|
| 第R3-17号 | 令和4年 3月31日 | 神戸市灘区神ノ木通1丁目3番6、 4番1 | 25.32 | 4.00 |

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面のとおり

神戸市公告第17号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和4年4月19日

神戸市長 久 元 喜 造

- 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市須磨区北落合四丁目39番1、39番5
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
明石市大久保町大窪497番地1
関西住宅販売株式会社
代表取締役 横野 修三
- 許可番号
令和3年6月17日 第7120号
(変更許可 令和3年12月22日 第1475号)

神戸市公告第18号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭

和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により公告します。

令和4年4月19日

神戸市長 久元喜造

1 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

神戸市北区藤原台南町1丁目18番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市北区有野中町1丁目5番28号

株式会社スマイルハウジング

代表取締役 中村 修己

神戸市北区泉台1丁目1番地の7-003

株式会社A T E N A

代表取締役 天満 利生

3 許可番号

令和3年7月13日 第8006号

水 道 局

神戸市水道告示第1号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号) 第33条の2の規定に基づき、給水装置工事に係る神戸市道路掘削占用許可申請における路面復旧工事監督費の徴収事務を委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号) 第26条の4第1項の規定に基づき告示する。

令和4年4月1日

神戸市水道事業管理者 山本泰生

1 受託者

神戸市兵庫区下沢通3丁目4番25号

神戸市管工事業協同組合

理事長 高井 豊司

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

神戸市水道告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号) 第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、神戸市水道局会計規程(昭和39年4月水道管理規程第8号) 第46条の2第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月1日

神戸市水道事業管理者 山本泰生

1 指定納付受託者の名称及び所在地

- (1) 三井住友カード株式会社
大阪市中央区今橋4丁目5番15号
- (2) 株式会社ジェーシービー
東京都港区南青山5丁目1番22号
- (3) S M B Cファイナンスサービス株式会社
名古屋市中区丸の内3丁目23番20号
- (4) 株式会社クレディセゾン
東京都豊島区東池袋3丁目1番1号
- (5) イオンクレジットサービス株式会社
東京都千代田区神田錦町1丁目1番地
- (6) 株式会社ジャックス
大阪市中央区伏見町4丁目1番1号
- (7) ユーシーカード株式会社
東京都港区台場2丁目3番2号

2 指定納付受託者に納付させる料金等

水道事業管理者が徴収する水道料金、下水道使用料（農業集落排水を含む。）及び修繕工事費

3 指定日

令和4年4月1日

交 通 局

神戸市交通告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、自動車事業及び高速鉄道事業の旅客運賃等の徴収事務を含む業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示する。

令和4年4月1日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

| 委託者 | 委託業務 | 委託期間 |
|--|--|---------------------------|
| 姫路市西駅前町1番地 神姫バス株式会社 代表取締役社長 長尾 真 | 落合営業所管理委託業務 西神営業所管理委託業務 中央南営業所管理委託業務 | 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで |
| | 定期券発売所運營業務 | 令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで |
| 神戸市垂水区清水が丘2丁目10番22号 | 清水が丘営業所管理委託 | 令和4年4月1日から |

| | | |
|---|---|---------------------------|
| 山陽バス株式会社 代表取締役社長 長谷川 真一 | 業務 | 令和5年3月31日まで |
| 大阪府池田市井口堂1丁目9番21号 阪急バス株式会社 代表取締役社長 井波 洋 | 松原営業所管理委託業務 魚崎営業所管理委託業務 | 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで |
| 大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号 近畿日本鉄道株式会社 代表取締役社長 都司 尚 | 神戸市高速鉄道海岸線駅 業務（海岸線全10駅及び 管区業務） 神戸市高速鉄道西神・山 手線駅業務（西神南、伊 川谷、総合運動公園、妙 法寺、板宿、長田、上沢、 湊川公園、県庁前計9駅 及び管区業務） | 令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで |
| 神戸市兵庫区新開地1丁目3番24号 神戸電鉄株式会社 代表取締役社長 寺田 信彦 | 谷上駅委託業務 定期券発売業務 | 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで |
| 明石市松が丘2丁目2番6号 明舞センター商店会 会長 小林 明夫 | 共用乗車券発売業務 | 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで |
| 神戸市北区山田町下谷上字箕谷35 みつや商店 福井 裕蔵 | 市バス定期券取次発売業 務 | 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで |
| 神戸市兵庫区荒田町1丁目20番2号 神鉄観光株式会社 取締役社長 井本 昌彦 | カード発売業務 定期券発売業務 | 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで |
| 大阪市福島区海老江1丁目1番31号 株式会社阪神ステーションネット 代表取締役社長 鳥居 祐典 | 定期券発売業務 | 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで |
| 長野県松本市大字島内3443番地13 株式会社甲南チケット 代表取締役 藤巻 好仁 | カード発売業務 | 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで |
| 神戸市須磨区須磨浦通4-6-13 ディスカウントチケット おいで家 代表者 瀬上 祐一 | カード発売業務 | 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで |
| ファッション リフォーム メトロ 神戸市中央区中町通4-2-23 代表者 小林 展子 | カード発売業務 | 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで |

| | | |
|---|-------------------|---------------------------|
| アールユーコーポレーション 神戸市東灘区渦森台2-20-509 代表者 瓜谷 龍太郎 | カード発売業務 | 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで |
| 株式会社ケイキャリアパートナーズ 神戸市中央区西町35番地 代表取締役 森川 哲 | グッズ、企画乗車券発売 業務 | 令和4年4月1日から 令和5年9月30日まで |
| 大阪市福島区鷺洲1丁目9番2号 株式会社阪神コンテンツリンク 執行役員 西山 剛 | 企画商品販売業務 | 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで |
| 大阪市西区西本町3丁目1番14号松屋レ ジデンス1階 有限会社レールクラフト 代表取締役 松谷 直樹 | 企画商品販売業務 | 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで |
| 神戸市垂水区霞ヶ丘3丁目1番47号 幻視工房 代表 中野 雄基 | 企画商品販売業務 | 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで |
| 神戸市長田区御屋敷通3丁目1番1号 山陽電気鉄道株式会社 代表取締役社長 上門 一裕 | 企画商品販売業務 | 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで |
| 神戸市中央区日暮通6丁目4番15号 サ ンパレス北浦305号室 エヌアールエヌアール株式会社 代表取締役 永瀬 良輔 | 企画商品販売業務 | 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで |
| 大阪市北区西天満4丁目8番17号 グローリーサービス株式会社 代表取締役社長 田中 英登 | 企画商品販売業務 | 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで |
| 東大阪市菱江2丁目4番10号 Sanyoトラフィコ株式会社 代表取締役 森園 昌弘 | 企画商品販売業務 | 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで |
| 大阪市北区芝田1丁目1番3号 阪急三 番街 株式会社 紀伊國屋書店 梅田本店 店長 長谷川 紀雄 | 企画商品販売業務 | 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで |
| 大阪市西淀川区柏里2丁目3番9号 松本商事株式会社 代表取締役 松本 信弘 | 企画商品販売業務 | 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで |
| 大阪市北区芝田1丁目1番35号 株式会社阪急阪神ホテルズ | 企画乗車券販売業務 | 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで |

| | | |
|--|--|---------------------------|
| 代表取締役社長 山中 直義 | | |
| 大阪市北区中崎西二丁目4番12号 阪急阪神マーケティングソリューションズ株式会社 代表取締役 上田 均 | 広告取扱業務及び業務広告掲出撤去業務 | 令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで |
| 大阪市北区梅田三丁目3番10号 双日ライフワン株式会社 代表取締役 梅田 毅 | Uライン三宮ビル総合管理業務 | 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで |
| 神戸市中央区港島中町6丁目9番1 株式会社OMこうべ 代表取締役専務 三木 由美子 | パーティ管理業務 | 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで |
| 名古屋市西区牛島町6番1号 トヨタファイナンス株式会社 代表取締役社長 西 利之 | 定期券発売所および自動定期券発行機において、カード決済により発売した定期券の料金 | 令和4年4月1日から 令和4年5月31日まで |
| 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア 株式会社 ジェーシービー 代表取締役兼執行役員社長 浜川 一郎 | 定期券発売所および自動定期券発行機において、カード決済により発売した定期券の料金 | 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで |

教育委員会

神戸市立学校園教員採用候補者選考試験案内

令和5年度（令和4年度実施）神戸市立学校園教員採用候補者選考試験

出願受付期間 令和4年4月20日（水）10時～5月20日（金）17時まで

適性検査受検期間 令和4年6月17日（金）～6月27日（月）12時まで

試験予定日

第1次選考（筆記） 令和4年6月25日（土）

第1次選考（面接） 令和4年7月9日（土）～7月17日（日）のうち1日

第2次選考（筆記） 令和4年8月21日（日）

第2次選考（実技） 令和4年8月16日（火）～8月31日（水）のうち1日

第2次選考（面接） 令和4年8月16日（火）～9月2日（金）のうち1日

問い合わせ先 神戸市教育委員会事務局教職員課任用担当 電話：078-984-0636

FAX：078-984-0650

人事委員会

採用試験(選考)案内

令和4年度神戸市職員(大学卒一般枠、消防(大学卒))

令和4年度神戸市職員(高専・短大卒、消防(高専・短大卒))

令和4年度神戸市職員(デザイン・クリエイティブ枠(大学卒、高専・短大卒))

令和4年度障害者を対象とした神戸市職員(大学卒)

採用予定日 令和5年4月1日

第1次試験(考査)日 大学卒一般枠、高専・短大卒(技術・消防)、消防(大学卒) 障害者を対象とした神戸市職員(大学卒) 採用選考

令和4年6月19日(日)

デザイン・クリエイティブ枠(大学卒、高専・短大卒)

高専・短大卒(総合事務)

令和4年6月2日(木)～6月15日(水)

受付期間 大学卒一般枠、高専・短大卒、消防(大学卒)

デザイン・クリエイティブ枠(大学卒、高専・短大卒)

(インターネット) 令和4年4月21日(木)～5月20日(金) 正午

障害者を対象とした神戸市職員(大学卒) 採用選考

(インターネット) 令和4年4月21日(木)～5月20日(金) 正午

問い合わせ先 神戸市人事委員会事務局任用課 電話：(078) 322-5823

神戸市消防局総務部職員課 電話：(078) 322-5739

農業委員会

神戸市農業委員会告示第1号

農地法(昭和27年法律第229号)第3条第2項第5号括弧書きの規定に基づき、別段の面積を定めたので、次のとおり告示する。

令和4年4月19日

神戸市農業委員会会長 前中悠一

| 別段の面積を適用する区域 | 別段の面積 |
|---------------------|---------|
| 神戸市北区八多町附物字下殿関397番5 | 4.85アール |
| 神戸市西区岩岡町野中字沌戸821番1 | 7.29アール |
| 神戸市北区淡河町勝雄字奥谷1915番 | 2.15アール |
| 神戸市北区淡河町勝雄字奥谷1916番 | 1.59アール |
| 神戸市北区山田町東下字野田北15番2 | 3.14アール |
| 神戸市北区山田町東下字野田北15番4 | 3.85アール |

| | |
|---------------------|---------|
| 神戸市西区平野町常本字西ノ口219番 | 1.39アール |
| 神戸市西区平野町常本字西ノ口216番 | 0.75アール |
| 神戸市西区平野町繁田字池ノ内126番 | 2.38アール |
| 神戸市西区平野町繁田字池ノ内125番1 | 2.16アール |
| 神戸市西区平野町繁田字池ノ内120番 | 1.55アール |
| 上記以外の神戸市内全域 | 10アール |

訂 正

令和4年4月12日付け神戸市公報第3754号について、誤植がありましたので、次のとおり訂正します。

(136 ページ 神戸市条例第48号)

誤

| | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| (過料) | (過料) |
| 第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処す | 第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処す |

正

| | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| (過料) | (過料) |
| 第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処す | 第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処す |

